

鹿児島県の情報公開・個人情報保護制度

平成 22 年度の運用状況

平成 23 年 12 月

鹿児島県総務部学事法制課

第 1	情報公開制度	
1	公文書開示制度の運用状況	
(1)	公文書の開示請求の処理状況	4
(2)	公文書の開示請求の実施機関別処理状況	7
(3)	公文書の開示請求の請求者別内訳	8
(4)	公文書の一部開示，不開示及び却下に係る不開示事項別内訳	8
(5)	不服申立ての状況	9
2	情報提供の概要	
(1)	県政情報センター利用状況	1 0
(2)	県政情報センター資料の展示状況	1 0
(3)	県政情報センター資料の貸出状況	1 2
	【資料】	
(1)	公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表	1 4
(2)	鹿児島県情報公開条例	6 1
第 2	個人情報保護制度	
1	個人情報取扱事務の登録状況	7 0
2	保有個人情報の開示請求等の状況	
(1)	保有個人情報の開示請求の状況	7 1
(2)	開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況	7 2
3	保有個人情報の訂正請求の状況	7 2
4	保有個人情報の利用停止請求の状況	7 2
5	不服申立ての状況	7 3
	【資料】	
(1)	保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表	7 6
(2)	簡易開示実施状況一覧	7 9
(3)	鹿児島県個人情報保護条例	8 2
第 3	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会	
1	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況	9 6
2	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	9 7
	【資料】	
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申 78 号）	1 0 0
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申 79 号）	1 0 7
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 11 号）	1 1 3
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 12 号）	1 1 8
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 13 号）	1 2 3
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 14 号）	1 2 8
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 15 号）	1 3 4
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 16 号）	1 4 1
	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申（答申保 17 号）	1 4 8

第1 情報公開制度

1 公文書開示制度の運用状況

(1) 公文書の開示請求の処理状況

ア 相談の処理状況

平成 22 年度の相談件数は 2,562 件で、うち情報提供（県政情報センターにおいて、資料の紹介及び配布を行った件数）が 1,549 件、開示請求が 1,013 件でした。

開示請求を決定内訳別に見ると、開示 416 件、一部開示 506 件、不開示 58 件、その他 33 件（却下など）で、開示率は 94.1%となっています。

なお、昭和 63 年度の鹿児島県情報公開条例施行以来の開示請求件数は、10,140 件、累計開示率は 88.4%となりました。

$$\text{(注) 開示率} = \frac{\text{(開示)} + \text{(一部開示)}}{\text{(開示)} + \text{(一部開示)} + \text{(不開示)}} \times 100$$

平成 22 年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
2,562	1,549	1,013 (284)	416 (133)	506 (134)	58 (6)	33 (11)	取下げ 33(11)件

(参考) 平成 21 年度の処理状況

相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
1,620	1,118	502 (152)	221 (57)	182 (64)	60 (12)	39 (19)	却下 1, 取下げ 38(19)件

昭和 63 年度から平成 22 年度までの累計処理状況

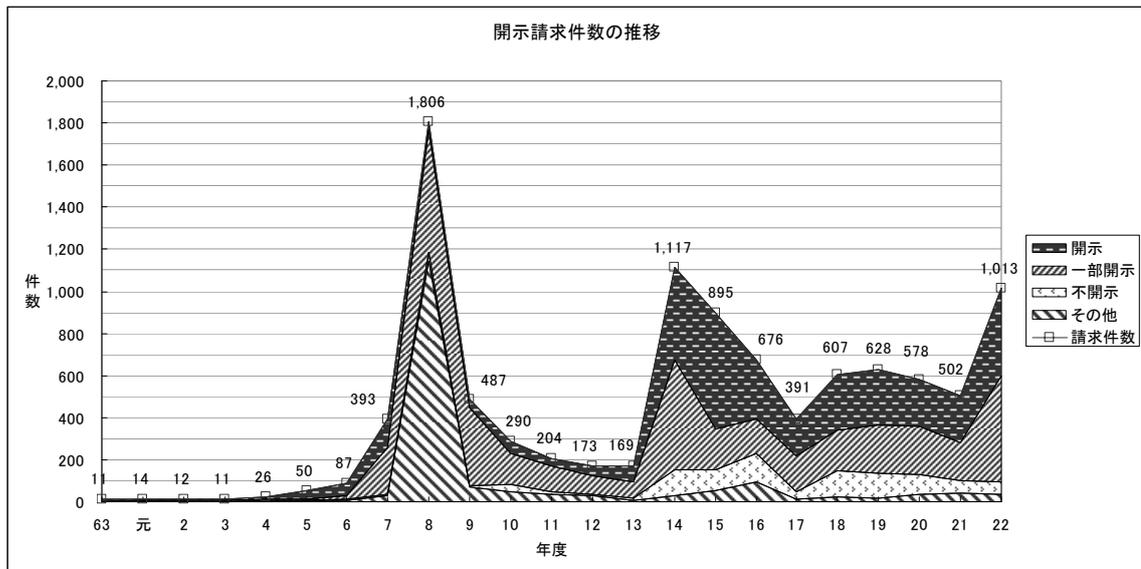
相談件数	相談件数の内訳		請求の決定内訳				「その他」の内訳
	情報提供	開示請求	開示	一部開示	不開示	その他	
44,767	34,627	10,140 (3,368)	3,419 (968)	4,038 (1,705)	982 (324)	1,701 (371)	文書不存在 362(92)件, 却下 1,069(180)件, 取下げ 270(99)件

(注) 1 () 書きは出先機関分で内数です。

2 「情報提供」件数は、県政情報センターにおいて資料の紹介及び配布を行った件数です。

3 「開示請求」件数は、受け付けた開示請求書に基づいて開示決定等の処理を行った件数であり、実際の開示請求書の枚数とは異なります。

4 旧条例（昭和 63 年度～平成 12 年度）では、請求に係る公文書が存在しない場合、「文書不存在」として決定していました。



イ 請求書の到達方法

	窓口	郵送	F A X	電子メール	電子申請	計
人数 (人)	208	161	509	113	22	1,013
構成比率 (%)	20.5	15.9	50.2	11.2	2.2	100.0

ウ 請求内容の主な内訳

順位	請求内容	件数
1	県が所管する法人の財務諸表	355
2	建設工事入札執行関係書類 (工事費内訳表等)	118
3	建築計画概要書	49
4	食品衛生法に基づく要許可台帳一覧等	45
5	道路位置図・平面図	36
6	建設工事契約関係書類	28
7	大規模養豚場整備計画に関連する書類	27
8	公益法人の移行認定関係書類	24
9	法人設立申告書 (税務関係)	14
10	住宅供給公社の分譲団地に関連する書類	13
	公立学校教員等の採用試験問題等	13

工 開示請求の平均処理日数

	開示	一部開示	不開示	総平均
請求から決定まで	16.6日	22.7日	20.0日	19.9日
請求から開示まで (窓口での開示のみ)	28.0日	34.4日		32.2日

オ 写しの交付状況

交付媒体		件数	枚数	費用
文書又は図面		843件	51,917枚	723,088円
電 磁 的 記 録	用紙に出力したもの	38件	2,450枚	24,500円
	フロッピーディスク	10件	10枚	200円
	CD-R	17件	18枚	633円
	CD-RW	4件	4枚	272円
	小計	69件	-	25,605円
合 計		912件	-	748,693円

(2) 公文書の開示請求の実施機関別処理状況

実施機関		請求件数	左の処理状況			
			開示	一部開示	不開示	その他
知 事	知 事 公 室	1	0	1	0	0
	総 務 部	158	47	104	4	3
	企 画 部	11	1	7	3	0
	環 境 林 務 部	50	27	17	5	1
	保 健 福 祉 部	307	106	180	14	7
	商 工 労 働 水 産 部	14	5	7	1	1
	農 政 部	17	3	9	4	1
	土 木 部	94	53	22	13	6
	危 機 管 理 局	1	0	0	0	1
	出 納 局	3	1	2	0	0
	鹿 児 島 地 域 振 興 局	67	31	35	0	1
	南 薩 地 域 振 興 局	24	10	12	1	1
	北 薩 地 域 振 興 局	77	39	34	2	2
	始 良・伊 佐 地 域 振 興 局	23	14	7	1	1
	大 隅 地 域 振 興 局	28	7	15	2	4
	熊 毛 支 庁	27	17	10	0	0
	大 島 支 庁	36	15	19	0	2
	工 業 用 水 道 部	0	0	0	0	0
	計	938	376	481	50	31
議 会	8	3	5	0	0	
教 育 委 員 会	24	17	4	2	1	
選 挙 管 理 委 員 会	11	2	9	0	0	
人 事 委 員 会	3	3	0	0	0	
監 査 委 員	1	0	0	0	1	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	9	6	1	2	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	1	1	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	1	1	0	0	0	
県 立 病 院 事 業 管 理 者	4	1	3	0	0	
鹿 児 島 県 住 宅 供 給 公 社	12	5	3	4	0	
鹿 児 島 県 道 路 公 社	1	1	0	0	0	
鹿 児 島 県 土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	
合 計	1,013	416	506	58	33	

(3) 公文書開示請求の請求者別内訳

開示請求者の住所・所在地及び個人・法人等に区分すると、次のとおりです。

	県内		県外		計		
	個人	法人等	個人	法人等			
人数(人)	652	(239)	(413)	361	(79)	(282)	1,013
構成比率(%)	64.4	(23.6)	(40.8)	35.6	(7.8)	(27.8)	100.0

(4) 公文書の一部開示、不開示及び却下に係る不開示事項別内訳

不開示事項の区分(該当号)		件数(件)	構成比率(%)
一部開示・不開示	個人に関する情報(第1号) 個人情報情報(旧第2号)	275	25.5
	法人等に関する情報(第2号) 事業活動情報(旧第3号)	337	31.2
	法令秘情報(第3号) " (旧第1号)	1	0.1
	公共安全等に関する情報(第4号) 犯罪捜査等情報(旧第4号)	290	26.8
	審議、検討等に関する情報(第5号) 意思形成過程情報(旧第6号)	2	0.2
	事務又は事業に関する情報(第6号) 行政運営情報(旧第8号)	57	5.3
	国等協力関係情報(旧第5号)	0	0.0
	合議制機関情報(旧第7号)	0	0.0
	非公開条件情報(旧第9号)	0	0.0
	文書不存在	117	10.8
	存否応答拒否	1	0.1
	法人等に関する情報(第2号)	(1)	(0.1)
契適用除外	0	0.0	
計	1,080	100.0	
一部開示・不開示・却下の決定件数	564		

(注) 平成13年4月1日前に作成し、又は取得した公文書については、旧条例第8条の適用を受けることから、同条各号による分類も併記しています。また、表中で2段になっている区分のうち、上段は条例第7条各号の不開示事項を、下段は上段に相当する旧条例第8条各号の不開示事項を表したものです。

(5) 不服申立ての状況

平成 22 年度に行政不服審査法に基づく不服申し立て（異議申立て又は審査請求）がなされた件数は 3 件で、平成 23 年 3 月 31 日現在、全部認容 1 件、処理中 2 件となっています。また、条例施行以来、平成 22 年度までに不服申立てがなされた件数は、129 件となりました。

ア 年次別不服申立件数

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

年度	不服申立件数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
昭和 63 年度～平成 20 年度	115	11	60	10	20	13	1
平成 21 年度	11	0	0	0	0	0	11
平成 22 年度	3	0	0	1	0	0	2
合計	129	11	60	11	20	13	14

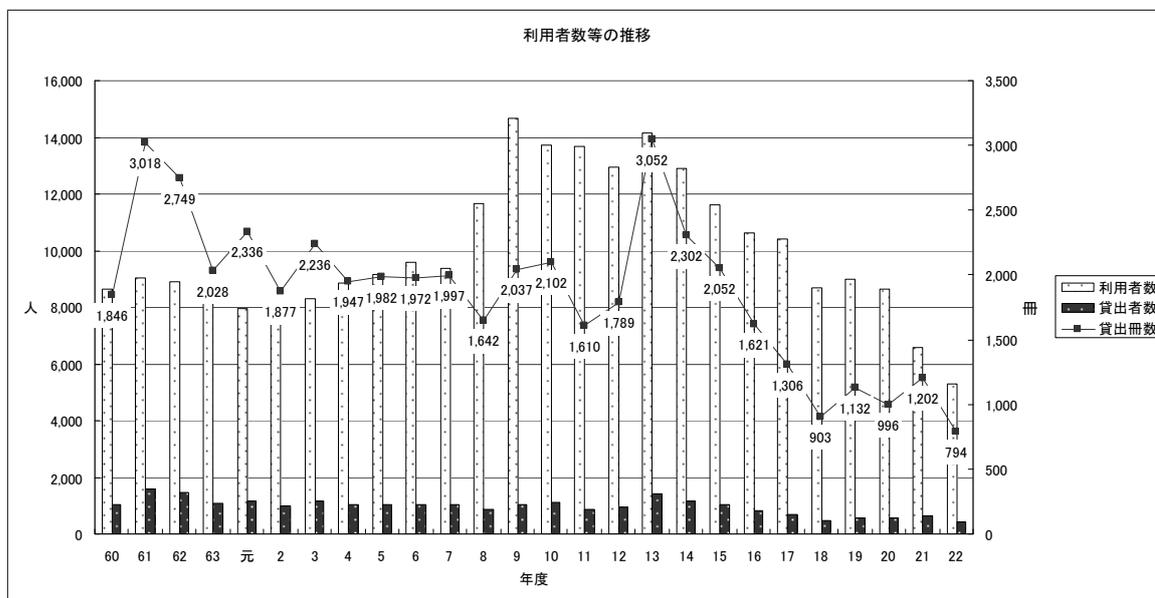
イ 不服申立ての概要（平成 22 年度の申立て事案に限る。）

番号	不服申立年月日	請求の内容	事務担当課	原 年 月 日 決 定 状 況	決 定 理 由	審 査 会		決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
						諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	答 申 内 容	
1	22.5.26	平成 8 年 1 月 31 日「指令第 78 号」 町 番街区市街地再開発事業の管理規約認可申請書，市長進達書，同認可通知書（伺い）	土木部 建築課	22.5.10 一部開示	個人情報 事業活動情報 犯罪捜査等情報 行政運営情報 (旧条例)	22.7.6 (諮問公第 107 号)		
2	22.8.30	道路改築工事（網野子トンネル役勝工区）金入設計書	土木部 道路建設課	22.8.23 一部開示	事務事業情報	- (諮問不要)	-	22.10.8 全部開示 (不開示情報にあたらなくなったとして全部開示)
3	22.9.28	大規模養豚場整備計画と 株式会社との関連に関する関係書類	農政部 畜産課	22.8.24 不開示	存否応答拒否 (法人等情報)	22.10.26 (諮問公第 108 号)		

2 情報提供の概要

(1) 県政情報センターの利用状況 (単位：人，冊)

利用者数	貸出者数		貸出冊数					
	一般	職員	一般	職員	一般	職員		
5,278	3,830	1,448	443	118	325	794	219	575



(2) 県政情報センターにおける行政資料の展示状況

ア 行政資料冊数 (単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他の資料	合計
冊数	888	31,006	9,609	2,742	2,121	1,354	2,125	49,845
構成比	1.8	62.2	19.3	5.5	4.2	2.8	4.2	100.0

イ 行政資料分類

分類区分	内容
郷土資料	県史，市町村史，特定地域・分野に関する史誌等
県の資料	計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，要覧・便覧，予算書，決算書，事務事業概要書，手引，要綱，要領，例規集，基準，広報・広聴資料，議案書，議会会議録等
県内市町村の資料	広報誌，市町村勢要覧，計画書等
国・関係機関等資料	国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等
他都道府県の資料	都道府県史，統計年鑑，計画書等
研究機関等の資料	調査報告書，研究書等
その他の資料	法規・辞典・事典・年鑑類 地方自治・国政一般・国土・地域開発・海洋開発・資源・エネルギー・都市・過疎・経済・情報・産業一般・商工業・観光・交通運輸・農林水産業・土木建設・福祉・労働・生活・環境・消防・防災・教育・文化・海外・職員研修等に関する図書，定期刊行物等

ウ 県政情報センター窓口にて配布した資料

提供元	配布資料の名称
知事公室広報課	県政かわら版
総務部税務課	個人県民税（個人事業税）のあらまし 不動産取得税のあらまし 自動車税（自動車取得税）のあらまし 自動車税のグリーン化について 自動車取得税の軽減のお知らせ 災害による損害を受けた方への県税の減免について マイカーの登録手続きはお済みですか？ 身体障害者等に対する自動車税・自動車取得税の減免のおしらせ
総務部県民生活局青少年男女共同参画課	ヘルシーユースかごしま
企画部企画課	県勢概要 平成22年度 鹿児島の子カラ・魅力 鹿児島で暮らそう！
企画部統計課	鹿児島県毎月推計人口調査結果
保健福祉部保健医療福祉課	保健福祉行政の概要 平成22年度
保健福祉部生活衛生課	食の安全確保をめざして
保健福祉部子ども総合療育センター	子ども総合療育センターパンフレット
商工労働水産部観光交流局観光課	かごしまの旅
農政部農地整備課	かごしまの農業農村整備事業 新耕景創
議会事務局	かごしま県議会だより
教育委員会総務福利課	かごしまの教育

エ 県政情報センター窓口にて紹介した主な資料

提供元	資料の名称
総務部人事課	鹿児島県職員録
総務部学事法制課	鹿児島県公報
総務部財政課	県議会定例会議案及び予算説明書 決算に関する調書
総務部県民生活局共生・協働推進課	NPO法人台帳
企画部統計課	鹿児島県統計年鑑 市町村民所得推計報告書
環境林務部環境保全課	大気・騒音調査結果
保健福祉部保健医療福祉課	医療法人事業報告書等 衛生統計年報
保健福祉部社会福祉課	医療・施設一覧
保健福祉部健康増進課	指導者のための温泉活用ガイドブック 調理師試験問題
土木部監理課	土木工事標準歩掛
土木部道路建設課	道路交通情勢調査
土木部道路維持課	道路現況調書
出納局管理調達課	入札参加資格者名簿（物品）
教育委員会教職員課	鹿児島県公立学校教職員選考試験問題
人事委員会	県職員採用試験問題
厚生労働省	人口動態統計
国立印刷局	官報

(3) 県政情報センターにおける行政資料の貸出状況

ア 貸出冊数

(単位：冊，%)

	郷土資料	県の資料	県内市町村の資料	国・関係機関等資料	他都道府県の資料	研究機関等の資料	その他の資料	合計
冊数	33	661	8	82	0	2	8	794
構成比	4.1	83.3	1.0	10.3	0.0	0.3	1.0	100.0

イ 貸出が多い資料

順位	行政資料名	発行者	貸出回数
1	鹿児島県公報	学事法制課	273
2	鹿児島農林水産統計年報	九州農政局鹿児島農政事務所	25
3	鹿児島県議会定例会会議録	鹿児島県議会	21
4	道路現況調書	道路維持課	18
5	主要施策の成果に関する調書 道路交通情勢調査	鹿児島県 鹿児島県	13
6	学校基本調査報告書(高等教育機関)	文部科学省	12
7	鹿児島県の工業	統計課	11
8	鹿児島県の教育行政 国勢調査報告書	教育委員会 総務省統計局	9
9	鹿児島県土地利用基本計画	鹿児島県	8
10	熊毛地域の概況 鹿児島県消費者購買動向調査報告書 鹿児島県議会時報	熊毛支庁 商工労働水産部 鹿児島県議会事務局	7

資 料

- (1) 公文書開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 鹿児島県情報公開条例

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
1	H22.4.1	H22.4.9	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 脇本荘線、荒崎黒之浜港線、末吉財部線、一般国道269号、塚脇財部線、郷戸市来線、永吉入佐鹿兒島線、川内串木野線、小山田川田蒲生線	開示	土木部 道路維持課	
2	H22.4.1	H22.4.14	・〇〇〇を障害者入所施設として指定する際、申請どおりになっているか確認した文書 ・指定する際に障害者自立支援法を遵守する保障を求めたのであればその確約文書、求めているのであれば理由	不開示	保健福祉部 障害福祉課	文書不存在
3	H22.4.1	H22.4.14	〇〇〇は空床ができるのは死者が出た時のみとの理由で入所を拒否したが、定員も利用者も百名以上いるのにどうして空床ができないと主張し得るのかその理由と県の立入検査記録全文	不開示	保健福祉部 障害福祉課	文書不存在
4	H22.4.1	H22.4.16	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部交通部交通企画課	
5	H22.4.2	H22.4.9	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 曾津高崎線、名瀬瀬戸内線、布計山野線、鹿兒島蒲生線、国道226号、小山田谷山線、徳重横井鹿兒島線、伊集院蒲生溝辺線、永吉入佐鹿兒島線、鹿兒島東市来線、牧園薩摩線、崎森隼人線、川内串木野線、串木野樋脇線、垂水大崎線、鹿屋吾平佐多線、内之浦佐多線、垂水大崎線、塚脇財部線、尾野見伊崎田線、喜界島循環線	開示	土木部 道路維持課	
6	H22.4.2	H22.4.20	平成21年度社会福祉法人〇〇〇に対する県指導監査結果に関する文書	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号、2号
7	H22.4.5	H22.4.8	平成21年度森林整備事業積算歩掛コード表及びコードリスト(一覧)	開示	環境林務部 環境林務課	
8	H22.4.5	H22.4.9	業務委託契約書 委託業務:情報分析支援ソフト作成業務委託	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号、4号
9	H22.4.5	H22.4.30	肝属農業改良普及センター整備地質調査結果報告書のうち「調査位置図」及び「ボーリング柱状図」	一部開示	土木部 建築課	7条1号
10	H22.4.5	H22.5.6	隼人工業高校に係わるボーリング調査結果のうち、「柱状図」及び「調査位置図」	一部開示	教育庁学校施設課	旧8条3号、4号
11	H22.4.6	H22.4.8	平成21年度に実施した電子入札(印刷類)の入札執行調書	開示	出納局 管理調達課	
12	H22.4.7	H22.4.22	樋渡橋に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
13	H22.4.7	H22.4.22	鹿屋大橋に係るボーリング調査結果のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
14	H22.4.7	H22.4.26	野口橋に係るボーリング調査結果のうち、「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
15	H22.4.8	H22.4.19	平成21年度第1回及び第2回鹿兒島県事業評価監視委員会の審議の議事録	開示	土木部 監理課	
16	H22.4.8	H22.4.30	鹿兒島県浄化槽保守点検登録条例第7条に基づく浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書(〇〇〇に係るもの)	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号、4号
17	H22.4.12	H22.4.13	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン)(旅館)(その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿兒島市を除く県下全域) 但し、平成22年1月1日から平成22年3月31日までに新規許可を取得したもの	開示	保健福祉部 生活衛生課	
18	H22.4.13	H22.4.13	県営中山間地域総合整備事業 霧島北部 21-5工区における工事成績通知の内、非公開分の ・工事成績評定表 ・考査項目別運用表(チェックシート)	取下げ	始良・伊佐地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
19	H22.4.14	H22.4.22	水質汚濁防止法施行令に基づく特定事業場一覧表 事業場名、所在地、排水量(50m ³ /日)、特定施設の業種コード (平成21年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
20	H22.4.14	H22.5.10	〇〇〇市街地再開発事業決算報告書概況(指令建第4号) 平成18年10月31日の総会に再開発ビルの敷地〇〇〇坪を所有する法人権利者は欠席している。総会決議を有効として承認した法令、公文書について	一部開示	土木部 建築課	7条1号、2号、4号
21	H22.4.14	H22.5.10	〇〇〇再開事業で「〇〇〇ビル」は平成6年12月に完売となり、平成8年2月入居して今日まで、敷地借地権の重要事項説明がなく、区分所有者、消費者保護法に基づく権利求済手続きについて	不開示	土木部 建築課	文書不存在
22	H22.4.14	H22.5.10	〇〇〇市街地再開発事業の〇〇〇共同組合は宅地〇〇〇坪を所有する法人権利者で組合員出資持分40口は借地権利者で家屋税も負担して未だ半世紀の実態がありますが、鹿兒島市長は説明責任を果たしていません。知事が負う行政責任の根拠の公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
23	H22.4.14	H22.5.10	〇〇〇共同組合がみなし解散となり清算人が法人財産処分として、権利変換計画に法人として同意書を提出し、〇〇〇市街地再開発事業は知事認可を受けたが、組合員は同意せず中央会〇〇〇事務局長は、都市計画前の解散を指導している。(平成7年2月)その公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
24	H22.4.14	H22.5.10	有限会社〇〇〇が平成17年6月5日付けで認可を受けた岩石採取計画認可申請書のうち、計画平面図、縦断面図、字絵図。	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	7条1号, 2号, 4号
25	H22.4.15	H22.4.19	鹿児島市中央町に建設される商業施設に係る大規模小売店舗届出書のうち、周辺見取図及び配置図・1階平面図	開示	商工労働水産部 商工政策課	
26	H22.4.15	H22.5.17	九州電力より入手した温度データ、塩分データ	不開示	商工労働水産部 水産振興課	文書不存在
27	H22.4.15	H22.5.17	川内原子力発電所海域モニタリング調査結果(九州電力株式会社)	一部開示	商工労働水産部 水産振興課	文書不存在
28	H22.4.15	H22.5.17	平成21年度湾港改修工事(工事国債1工区) ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	大島支庁 喜界事務所	7条1号, 2号, 4号
29	H22.4.15	H22.5.17	下記工事の入札結果, 下請通知書, 施行体系図, 施行計画書のうち作業船に係る部分。 1 平成21年度 前籠漁港広域漁港(特定)整備(2工区) 2 平成21年度 前籠漁港広域漁港(特定)整備(1工区) 3 平成20年度 中之島港整備(起債)(1工区) 4 平成21年度 中之島港整備(起債)(1工区) 5 平成21年度 串木野漁港広域漁港(特定)整備(1工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号
30	H22.4.15	H22.5.17	中甌漁港広域漁港(特定)整備(1工区) 平成19年10月10日落札分 手打漁港海岸浸食対策(1工区) 平成21年7月30日落札分 藺牟田漁港広域漁港(一般)整備(1工区) 平成21年7月3日落札分 ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	7条1号, 2号, 4号
31	H22.4.15	H22.5.17	2006年9月27日落札の「黒之浜港改修(1工区)」 2008年1月10日落札の「黒之浜港改修(合併)(1工区)」 ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条1号, 2号, 4号
32	H22.4.15	H22.5.17	隼人港改修工事(2工区) 2007年2月14日落札 「入札結果」「下請通知書」「施行体系図」「施工計画書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号
33	H22.4.15	H22.5.17	鹿屋港改修(1工区), 志布志港改修(8工区), 垂水港整備交付金(1工区), 海潟港広域漁港(特定)整備(1工区), 海潟港広域漁港(特定)整備(2工区), 内之浦漁港広域漁港(特定)整備(2工区), 内之浦漁港広域漁港(特定)整備(2工区) ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号
34	H22.4.15	H22.5.17	2009年3月4日落札の「島間港改修(2工区)」 2009年3月4日落札の「島間港改修(1工区)」 2009年7月3日落札の「西之表港改修(1工区)」 ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 4号
35	H22.4.15	H22.5.17	2007年3月6日落札の「安房港改修(1工区)」 2008年9月29日落札の「安房港改修(1工区)」 2008年9月29日落札の「安房港改修(2工区)」 2009年3月4日落札の「安房港改修(5工区)」 2009年8月19日落札の「安房港改修(2工区)」 2009年8月19日落札の「安房港改修(1工区)」 2007年9月28日落札の「宮之浦港改修(3工区)」 2007年9月28日落札の「宮之浦港改修(2工区)」 2007年9月28日落札の「宮之浦港改修(1工区)」 2008年9月17日落札の「宮之浦港改修(2工区)」 2009年8月19日落札の「宮之浦港改修(1工区)」 ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	熊毛支庁 屋久島事務所	7条1号, 2号, 4号
36	H22.4.15	H22.5.17	2005年10月6日落札の「古仁屋港改修(1工区)」 2006年3月16日落札の「古仁屋港改修(2工区)」 2006年12月14日落札の「古仁屋港改修(18の2工区)」 2008年12月10日落札の「古仁屋港改修」 2008年8月19日落札の「古仁屋港改修(1工区)」 ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条1号, 2号, 4号
37	H22.4.15	H22.5.17	知名漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) ①入札結果, ②下請通知書, ③施工体系図, ④施工計画書	一部開示	大島支庁 沖永良部事務所	7条1号, 2号, 4号
38	H22.4.16	H22.5.17	・野間池漁港広域漁港(一般)整備工事(20-1工区)に係る入札執行結果表, 建設工事下請通知書, 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図, 施工計画書(該当部分) ・野間池漁港広域漁港(一般)整備工事(21-1工区)に係る入札執行結果表, 建設工事下請通知書, 施工体系図, 施工計画書(該当部分)	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号
39	H22.4.19	H22.5.10	平成4年10月1日付け鹿児島県知事が設立認可した「〇〇〇再開発組合」は、住宅金融公庫から融資不可の連絡で、平成6年1月に権利変換計画の(指令第4号)認可申請が行われたが、6ヶ月以上経過した場合、新たに縦覧が実施されたのが判る公文書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
40	H22.4.19	H22.5.10	平成6年1月27日「建第385号」〇〇〇再開発事業の権利変換計画の改善に係る陳情について(回答)と平成6年1月17日付け陳情書	不開示	土木部 建築課	文書不存在
41	H22.4.19	H22.5.10	平成6年1月27日「指令第4号」〇〇〇再開発事業の権利変換計画認可申請書一式	不開示	土木部 建築課	文書不存在
42	H22.4.19	H22.5.10	建設大臣中山正暉に提出した弁明書, 平成12年1月17日「建第359号」とその起案原義書(伺い)と審査請求書	一部開示	土木部 建築課	旧8条1号, 2号, 4号
43	H22.4.19	H22.5.10	平成6年2月25日「建第426号」〇〇〇市街地再開発事業に関する(〇〇〇在住 〇〇〇)陳情書について回答	不開示	土木部 建築課	文書不存在

整理番号	請求日 年月日	決定日 年月日	公文書 の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
44	H22.4.19	H22.5.10	平成8年1月31日「指令第78号」〇〇〇市街地再開発事業の管理規約認可申請書, 市長進達書, 同認可通知書(伺い)	一部開示	土木部 建築課	旧8条2号, 3号, 4号
45	H22.4.19	H22.5.14	下記の個人が代表又は会計責任者を務める全ての政治団体(政党支部を含む)の平成17年分から平成20年分までの収支報告書に添付された領収書などの資料類(同期間に設立された団体の場合は, 設立した年分以降, 平成20年分まで) 1. 打越明司 2. 皆吉稲生 3. 網屋信介	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
46	H22.4.19	H22.5.14	鹿児島県職員住宅(警察共済), 県営住宅コート礼元台, 鹿屋医療センター, 県民健康プラザ, 健康増進センター, 農業研修センター, 勤労婦人センター, 鹿児島県職員住宅(県共済住宅), 肝属家畜保健衛生所に係るボーリング調査結果報告書のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課	文書不存在
47	H22.4.19	H22.5.14	鹿児島県職員寮ローズ寿及び鹿屋医療センター医師公舎に係るボーリング調査結果報告書のうち「柱状図」及び「調査位置図」	一部開示	土木部 建築課	7条1号
48	H22.4.20	H22.4.22	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
49	H22.4.20	H22.4.26	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	姶良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
50	H22.4.20	H22.4.27	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
51	H22.4.20	H22.4.27	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 建設部建設課	
52	H22.4.20	H22.4.27	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 徳之島事務所	
53	H22.4.20	H22.5.6	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
54	H22.4.20	H22.5.6	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
55	H22.4.20	H22.5.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
56	H22.4.20	H22.5.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	姶良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
57	H22.4.20	H22.5.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
58	H22.4.20	H22.5.10	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面, 3面(平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認済みの分)	開示	南薩地域振興局 建設部土木建築課	
59	H22.4.20	H22.5.11	平成22年1月1日から平成22年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	土木部 建築課	
60	H22.4.20	H22.5.12	下記工事に係る工事費内訳書 21火山砂防工事(西道川2工区) 21火山砂防工事(西道川1工区) 21急傾斜地崩壊対策工事(大峯5地区) 床上浸水対策特別緊急工事(新川1工区) 床上浸水対策特別緊急工事(新川2工区) 都市河川改修工事(新川1工区) 都市河川改修工事(新川2工区) 21急傾斜地崩壊対策工事(田上10地区) 床上浸水対策特別緊急工事(新川7工区) 床上浸水対策特別緊急工事(新川5工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
61	H22.4.21	H22.4.27	水質汚濁防止法に基づく排出量(50m ³ /日)以上の特定事業場一覧表 事業場名, 所在地, 特定施設の業種コード (平成21年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
62	H22.4.22	H22.5.13	平成20年度道路改築交通情勢調査設計委託による永田橋交差点の交通量集計表	開示	大島支庁 建設部建設課	
63	H22.4.23	H22.5.6	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン)(旅館)(弁当・仕出屋)要許可台帳一覧表 (鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成21年12月から平成22年4月(請求日)までにおける新規に許可取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
64	H22.4.23	H22.5.17	入札執行結果表(公表用) 薄井漁港広域漁港(一般)整備工事 外21件	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
65	H22.4.27	H22.4.27	平成21年度鹿児島県土木部 志布志港みなと振興交付金屋外便所新築設備工事の金額入り設計書	取下げ	土木部 建築課	
66	H22.4.27	H22.5.19	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 佐仁赤木名線、名瀬瀬戸内線、曾津高崎線、鹿屋吾平佐多線、垂水大崎線、内之浦佐多線、塚脇財部線、尾田見伊崎田線、後田富山線、佐多岬公園線	開示	土木部 道路維持課	
67	H22.4.27	H22.5.21	平成21年度大隅地域振興局曾於支所 県営中山間地域総合整備事業財部南部地区21-4工区の金額入り設計書	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
68	H22.4.28	H22.5.14	平成21年度 大隅地域振興局 県営住宅ガス管改修工事(松波1～4号棟)	取下げ	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
69	H22.4.28	H22.5.21	広域営農田地農道整備事業(交付金)日置南部地区橋りょう工事 積算書(鏡・内訳書・明細書・単価表・資材集計一覧表、機械器具一覧表)	一部開示	農政部 農地建設課	7条2号
70	H22.4.28	H22.5.21	大気汚染防止法及び鹿児島県公害防止条例に基づき届出されたばい煙排出施設(ボイラー)の工場・事業場名、住所、電話番号、燃料の種類、燃料の使用量及び設置年月日(平成21年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
71	H22.4.28	H22.5.24	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 石垣加世田線、水俣出水線、国道504号、志布志福山線、桑之浦里港線、阿久根東郷泉、手打蘭牟田港線、鹿児島加世田線、国道58号、国道389号、国道269号、長島宮之浦港線、野間島間港線、鹿屋環状線、名瀬瀬戸内線、大島輝北線、垂水大崎線、平尾川床線、国道267号、国道226号、伊集院蒲生溝辺線、荃永上中線、菱刈横川線、宮ヶ原大崎線、辺塚根古線、加世田川辺線、松元川辺線、飯野松山都城線、山間役勝線、内之浦佐多線、川内串木野線、坂元伊敷線、郡元鹿児島港線、下里湊宮ヶ浜線、脇本荘線、荒崎黒之浜港線、末吉財部線、光神山諏訪方線、与論島循環線、国道447号、葛輪瀬戸線、加世田停車場線、川口薩摩湯田停車場線	開示	土木部 道路維持課	
72	H22.4.28	H22.5.26	河川激甚災害対策特別緊急工事(米ノ津川20-2工区) 工事設計書、工事費総括表、附帯工事費内訳表、施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
73	H22.4.28	H22.5.28	道路改築工事(船間道路1工区)に係る工事調書、設計概要、事業費総括表、工事費内訳書、見積書比較一覧、特別調査単価	一部開示	土木部 道路建設課	7条1号、2号、4号
74	H22.4.30	H22.5.12	平成17年度かごしま園芸タウン産地条件整備事業(〇〇〇)に係る文書 1 鹿児島園芸タウン産地拡大事業実施要領 2 平成17年度かごしま園芸タウン産地条件整備事業実施計画書のうち「3受益農家の経営」 3 平成17年度かごしま園芸タウン産地条件整備事業補助金実績報告書のうち「2事業の内容及び経費の配分」「3経費の負担区分」	一部開示	農政部 農産園芸課	7条1号
75	H22.4.30	H22.5.24	介護施設の指定取消し要件全文	不開示	保健福祉部 介護福祉課	文書不存在
76	H22.4.30	H22.5.26	3.宿屋の許可取消し要件全文 4.公衆浴場の許可取消し要件全文	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
77	H22.4.30	H22.5.31	障害者自立支援施設の指定取消し要件全文	不開示	保健福祉部 障害福祉課	文書不存在
78	H22.5.7	H22.5.17	食品衛生法に基づく製造業(菓子製造業、魚肉わり製品製造業、缶詰または瓶詰食品製造業、アイスクリーム類製造業、食肉製品製造業、食用油脂製造業、みそ製造業、ソース製造業、豆腐製造業、めん類製造業、そうざい製造業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業)の要許可台帳一覧表。平成21年12月21日から平成22年4月30日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。(鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
79	H22.5.7	H22.5.17	食品衛生法に基づく製造業(乳製品製造業、あん類製造業、乳酸菌飲料製造業、醤油製造業、種類製造業、納豆製造業、添加物製造業)の要許可台帳一覧表。平成21年12月21日から平成22年4月30日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。(鹿児島市を除く県下全域)	不開示	保健福祉部 生活衛生課	
80	H22.5.7	H22.6.4	指導監査指摘事項改善報告書	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号、2号、4号
81	H22.5.10	H22.5.10	平成22年3月1日から平成22年4月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする、開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。 ※変更許可も含む	取下げ	土木部 建築課	
82	H22.5.10	H22.5.13	(米ノ津港)港湾台帳	開示	土木部 港湾空港課	
83	H22.5.10	H22.5.20	平成19、20、21年度における社会福祉法人〇〇〇に対する県指導監査結果通知	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号、2号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
84	H22.5.10	H22.5.28	社会福祉法人〇〇〇の社会福祉法人現況報告書 (平成18年度から平成20年度までの3カ年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
85	H22.5.10	H22.5.28	〇〇〇市〇〇〇町における(株)〇〇〇の林地開発許可申請書の 内, 申請書鑑と施設計画平面図, 土地利用計画平面図, 横断面図, 縦 断面図, 排水計画平面図, 防災計画平面図, 沈砂池計画図, 調整池流 入区域図, 排水施設構造図, 調整池計画図(図面15枚)	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部林務水産課	7条2号, 4号
86	H22.5.10	H22.6.9	道路改築測量設計委託(手打1工区)手打蘭半田港線薩摩郡下甌村 手打地内報告書 平成14年度手打井村港線道路改築工事用地設計書 道路改築測量設計委託(手打1鉱区)手打蘭半田港線薩摩郡下甌村 手打地内用地成果品	一部開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	7条1号, 4号
87	H22.5.10	H22.6.9	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度から平成20年度までの貸借対照 表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び事業報告書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
88	H22.5.12	H22.5.14	地方自治法260条第1項及び第2項の規定に基づく告示(町字区域の 新設, 廃止, 変更)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中, 「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類)	開示	総務部 市町村課	
89	H22.5.12	H22.5.20	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)(仕出し 屋・弁当)(旅館)(その他(固定店舗のみ)), 喫茶店営業(固定店舗 のみ)の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域) 但し, 平成21年4月1日から平成22年5月12日までに, 新規に営業許 可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
90	H22.5.12	H22.6.4	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度, 19年度, 20年度の 1 社会福祉法人現況報告書(1面・2面) 2 財産目録 3 貸借対照表 4 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
91	H22.5.13	H22.5.28	社会福祉法人〇〇〇 平成20年3月, 平成21年3月決算書(貸借対照表, 損益計算書, 事業 活動収支計算書)	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
92	H22.5.14	H22.6.2	医療機器製造販売業許可台帳 (許可年月日, 業者コード, 製造販売業許可番号, 許可の種類, 主た る機能を有する事務所の名称・所在地・郵便番号・電話番号, 本社の 氏名・住所・郵便番号・電話番号)	開示	保健福祉部 薬務課	
93	H22.5.14	H22.6.2	過去5年の再任用状況報告書 (鹿児島県知事, 鹿児島県教育委員会, 鹿児島県警察本部長, 県立 病院事業管理者, 鹿児島県工業用水事業管理者)	開示	人事委員会事務局総務課	
94	H22.5.17	H22.5.17	水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表(排出量50m ³ /日以上) 事業場名, 所在地, 日平均排水量(平成21年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
95	H22.5.18	H22.6.11	社会福祉法人現況報告書(平成19年4月1日)のうち財産目録, 貸借 対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書 社会福祉法人現況報告書(平成20年4月1日)のうち財産目録, 貸借 対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書 社会福祉法人現況報告書(平成21年4月1日)のうち財産目録, 貸借 対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	
96	H22.5.18	H22.6.11	社会福祉法人現況報告書(平成19年4月1日)のうち財産目録, 貸借 対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書 社会福祉法人現況報告書(平成20年4月1日)のうち財産目録, 貸借 対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書 社会福祉法人現況報告書(平成21年4月1日)のうち財産目録, 貸借 対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書 〇〇〇分	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画 課	文書不存在
97	H22.5.18	H22.6.11	社会福祉法人〇〇〇 平成20年度分の 1.社会福祉法人現況報告書(1面・2面) 2.財産目録 3.貸借対照表 4.事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
98	H22.5.18	H22.6.11	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度, 19年度, 20年度分の 1.社会福祉法人現況報告書(1面, 2面) 2.財産目録 3.貸借対照表 4.事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
99	H22.5.18	H22.6.11	社会福祉法人〇〇〇の平成18, 19, 20年度分の 1.社会福祉法人現況報告書(1面・2面) 2.財産目録 3.貸借対照表 4.事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
100	H22.5.18	H22.6.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成20年度までの貸借対照 表, 財産目録, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び事業報 告書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
101	H22.5.18	H22.6.16	温泉公共利用許可一覧表(ただし, 温泉成分分析年月日が平成13 年3月31日以前のものに限る)	開示	保健福祉部 生活衛生課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
102	H22.5.19	H22.6.3	社会福祉法人〇〇〇の 1財産目録, 2貸借対照表, 3資金収支計算書, 4事業活動収支決算書 (1~4について直近2期分)	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号
103	H22.5.19	H22.6.14	平成21年1月頃の〇〇〇〇関連の冷凍米について鹿児島県内の冷凍米製造施設に関して長岡保健所から新潟県庁を通じて問い合わせを行った内容に対する回答が書かれた文書及びそれに付随した資料	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 2号
104	H22.5.20	H22.5.24	施工単価コード表	開示	土木部 監理課	
105	H22.5.21	H22.5.28	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者が提出したPCB廃棄物保管状況等届出書の平成20年度集計	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
106	H22.5.28	H22.6.1	製菓衛生師試験問題及び解答(平成17年度~平成20年度) {衛生法規, 公衆衛生学, 食品学, 食品衛生学, 栄養学, 製菓理論, 製菓実技(製パン)}	開示	保健福祉部 生活衛生課	
107	H22.5.28	H22.6.7	新種子島空港整備事業に係る協定書	一部開示	土木部 港湾空港課	旧8条2号, 3号, 4号
108	H22.5.31	H22.6.2	食品衛生法に基づく移動営業の許可施設一覧 (住所, 氏名, 屋号, 許可番号, 業種)	開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
109	H22.5.31	H22.6.21	平成12年度特殊改良一種工事(丸山1工区)設計図書中での工事完成写真4頁分(実値写真6枚含む)	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
110	H22.6.1	H22.7.1	1.川内原発の温排水に係る新聞報道や県議会陳情に関して, 県が確認作業にあたり作成した公文書 2.水温分布衛星画像 3.H.19.2.4下げ潮の水温分布図	一部開示	商工労働水産部 水産振興課	文書不存在
111	H22.6.2	H22.6.4	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 鹿児島吉田線, 鹿児島東市来線, 鹿児島蒲生線, 川内串木野線, 小山田谷山線, 永吉入佐鹿児島線, 伊集院蒲生溝辺線, 徳重横井鹿児島線	開示	土木部 道路維持課	
112	H22.6.2	H22.6.24	・平成17年度「医療監視員会議」配付資料 ・平成18年度「医療監視員会議」配付資料 ・平成19年度「医療監視員会議」配付資料 ・平成17年度「保健所医務等(医務・免許・原爆)担当者会議」配布資料 ・平成18年度「保健所医務等(医務・免許・原爆)担当者会議」配布資料 ・平成19年度「保健所医務等(医務・免許・原爆)担当者会議」配布資料 ・平成20年度「保健所医務等(医務・医療監視)担当者会議」配布資料 ・平成21年度「医務等(医務・医療監視)担当者会議」配布資料	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
113	H22.6.2	H22.6.28	鹿児島県内(鹿児島市を除く)における理容師法, 美容師法, クリーニング業法, 公衆浴場法に係る施設一覧。ただし, 平成21年4月から平成22年3月までに新規に許可取得等をした施設及び廃業した施設	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号
114	H22.6.2	H22.6.29	平成21年4月1日から平成22年3月31日までに, 食品衛生法に基づく営業許可『飲食店営業(移動, 仮設, 臨時, 自動販売機を除く)・喫茶店営業・魚介類販売業・食肉類販売業・菓子製造業・豆腐製造業』を新規に取得した施設の要許可台帳一覧表。 ただし, 鹿児島市を除く県下全域	開示	保健福祉部 生活衛生課	
115	H22.6.2	H22.6.29	平成21年4月1日から平成22年3月31日までに, 食品衛生法に基づく営業許可『飲食店営業(移動, 仮設, 臨時, 自動販売機を除く)・喫茶店営業・魚介類販売業・食肉類販売業・菓子製造業・豆腐製造業』を新規に取得した施設の要許可台帳一覧表。 ただし, 鹿児島市を除く県下全域	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号
116	H22.6.2	H22.6.29	平成21年4月1日から平成22年3月31日までに, 食品衛生法に基づく営業許可『魚介類せり売業』を新規に取得した施設の要許可台帳一覧表。 ただし, 鹿児島市を除く県下全域	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
117	H22.6.3	H22.6.11	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度, 19年度, 20年度分の 1.社会福祉法人現況報告書(1面) 2.財産目録 3.貸借対照表 4.事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
118	H22.6.3	H22.6.11	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度, 19年度, 20年度分の 1.社会福祉法人現況報告書(1面・2面) 2.財産目録 3.貸借対照表 4.事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
119	H22.6.3	H22.6.15	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 知名沖永良部空港線、塚脇財部線、志布志福山線、国道58号、沖田新蔵線、柿ノ木志布志線、頼娃川辺線、永吉入佐鹿児島線、伊集院日吉線、石垣喜入線、郷戸市来線、伊関国上之表港線、枕崎高覧線、川内串木野線、小山田川田蒲生線、加世田日吉自転車道線、鹿児島吉田線、鹿児島東市来線、鹿児島蒲生線、方泊大里港線、布計山野線、南浦築地線、国頭知名線、佐仁赤木名線、名瀬瀬戸内線	開示	土木部 道路維持課	
120	H22.6.4	H22.6.8	動物取扱業者登録簿 (展示・販売のみ、平成22年6月8日現在)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
121	H22.6.4	H22.6.10	出水保健所管内の食品衛生法に基づく移動営業の営業者用許可台帳一覧(平成22年6月4日現在のもの)	開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部出水支所	
122	H22.6.4	H22.6.14	工事進捗状況報告書 中断状況及び今後の予定について、現況報告	一部開示	企画部 地域政策課	7条2号、4号
123	H22.6.4	H22.6.15	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 曾津高崎線、川内串木野線、鹿児島東市来線、永吉入佐鹿児島線、伊集院蒲生溝辺線、徳重横井鹿児島線、小山田谷山線、国道226号、国道504号、宮之城加治木線、栗野加治木線、鶴田大口線、崎森隼人線、串木野置樋脇線、牧園薩摩線、国道269号、垂水大崎線、内之浦佐多線、塚脇財部線、尾野見伊崎田線、佐多岬公園線、鹿屋吾平佐多線、後田富山線、知名沖永良部空港線、喜界島循環線、国頭知名線、名瀬瀬戸内線	開示	土木部 道路維持課	
124	H22.6.4	H22.7.26	鹿児島県内の公立小・中学校ごとの学年別の学級数・在籍生徒数(特別支援学級数と生徒数は外数)及び住所・電話番号がエクセル等の編集可能な電子データになっているものうち最新のもの	開示	教育庁総務福利課	
125	H22.6.9	H22.6.23	肝属郡所在する水質汚濁防止法における特定施設届出事業場一覧表(過去も含む) 事業場名、所在地、有害物質使用特定施設の有無 (平成21年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
126	H22.6.9	H22.7.2	平成21年6月議会、及び同22年3月議会に向けて提出した陳情書を委員会に付さなかったことを決定した文書	一部開示	議会事務局政務調査課	7条1号
127	H22.6.9	H22.7.2	平成21年度に実施した西之表市に所在する医療機関に対する医療監視の施設表及び結果通知	開示	熊毛支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課	
128	H22.6.10	H22.6.21	県営湛水防除事業東鹿電地区20-1工区 当初積算書 (鏡・内訳表・明細書)	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
129	H22.6.10	H22.7.6	①漁業補償に関する覚書(昭和51年12月21日付け) ②漁業補償に関する協定書(昭和52年3月31日付け 鹿児島県、〇〇〇漁業協同組合) ③漁業補償に関する協定書(昭和52年3月31日付け 鹿児島県、串木野市) ④ ①の漁業補償に関する支出命令票 ⑤ ①の漁業補償に伴う漁業権放棄に関する〇〇〇漁業協同組合の臨時総会議事録 ⑥ 地域振興整備公団と県との漁業補償に関する協定書並びにその漁業補償に関する支出命令票及び漁業権放棄に関する〇〇〇漁業協同組合の総会議事録	一部開示	土木部 港湾空港課	旧8条2号、3号、4号 文書不存在
130	H22.6.10	H22.7.8	社会福祉法人〇〇〇の平成18年度から平成20年度までの貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書及び事業報告書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号、2号、4号
131	H22.6.10	H22.7.8	平成20年度に実施した〇〇〇に関する指定障害福祉サービス事業者等指導調査のすべて	開示	熊毛支庁 保健福祉環境部地域保健福祉課	
132	H22.6.15	H22.6.29	2009年4月1日～2010年3月31日に提出されている以下の医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書(平成20年度分) ・医療法人〇〇〇	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、4号
133	H22.6.15	H22.6.29	2008年4月1日～2009年3月31日に提出されている以下の医療法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書(平成19年度分) ・医療法人〇〇〇 外4法人	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、4号
134	H22.6.15	H22.6.30	社会福祉法人〇〇〇及び〇〇〇が平成21年度に提出した 1.事業報告書 2.財産目録 3.貸借対照表 4.収支計算書 5.監査報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号、2号、4号
135	H22.6.15	H22.6.30	社会福祉法人〇〇〇及び〇〇〇が平成20年度に提出した 1.事業報告書 2.財産目録 3.貸借対照表 4.収支計算書 5.監査報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号、2号、4号
136	H22.6.17	H22.7.15	指導監査指摘事項改善報告書 (平成17年度においては、該当文書はありません。)	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号、2号、4号、 旧8条2号、3号、4号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
137	H22.6.18	H22.6.18	平成22年6月議会の請願・陳情に係る各委員会で審議するか否かを判定する検討委員会(要するに各委員会に付託するか否かの決定をする機関)の構成の議員の名称	開示	議会事務局議事課	
138	H22.6.18	H22.7.1	平成21年度政務調査費に係る収支報告書(全会派分)	開示	議会事務局総務課	
139	H22.6.21	H22.6.22	・施工単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 監理課	
140	H22.6.21	H22.7.1	平成21年度政務調査費に係る収支報告書の添付書類としての事業実績報告書	開示	議会事務局総務課	
141	H22.6.22	H22.6.23	・施工単価コード表	開示	土木部 監理課	
142	H22.6.23	H22.7.21	総合流域防災(砂防)事業(久里川)に係る平成13年度及び平成14年度の奄美市との用地取得業務委託契約書 総合流域防災(砂防)事業(久里川)に係る平成13年度から平成16年度までの土地売買契約書(三者契約に係るものを除く) 総合流域防災(砂防)事業(久里川)に係る平成13年度から平成16年度までの土地売買契約書(三者契約に係るもの) 総合流域防災(砂防)事業(久里川)に係る平成13年度から平成16年度までの建物等移転補償契約書 総合流域防災(砂防)事業(久里川)に係る平成13年度から平成16年度までの補償承諾書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 4号, 文書不 存在
143	H22.6.23	H22.7.22	久里川砂防事業に係る現在までに使用された事業費用の年度別の支出額とその内訳。	取下げ	大島支庁 建設部建設課	
144	H22.6.24	H22.6.24	社会福祉法人〇〇〇 平成20年度もしくは平成21年度 事業報告書(現状報告書1面, 2面, 3面) 損益計算書(資金・事業活動・収支計算書) 貸借対照表 財産目録 監事監査報告書	取下げ	保健福祉部 介護福祉課	
145	H22.6.24	H22.7.1	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度分 1 社会福祉法人現況報告書(1面・2面) 2 事業報告書 3 財産目録 4 貸借対照表 5 資金収支計算書 6 事業活動収支計算書 7 監事監査報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
146	H22.6.24	H22.7.2	以下の医療法人の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監事監査報告書(平成21年度分) ・医療法人〇〇〇 外2法人	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
147	H22.6.24	H22.7.9	・指宿有料道路料金徴収等業務委託配付資料 ・平成22年度閲覧設計書 ・有料道路の料金徴収等業務委託契約に係る一般競争入札公告 ・入札執行結果表	開示	鹿児島県道路公社	
148	H22.6.24	H22.7.23	平成21年度指定障害福祉サービス事業者等実地指導(〇〇〇)	開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	
149	H22.6.24	H22.7.23	NPO〇〇〇の就労移行支援事業所と就労継続支援B型事業所の指定申請書一式	一部開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号, 2号, 4号
150	H22.6.28	H22.7.6	平成22年4月1日から平成22年5月31日の期間内に霧島市及び始良市で飲食店営業の許可を取得した営業所, 営業者, 屋号, 営業所電話番号に関する要許可台帳一覧表	開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	
151	H22.7.1	H22.7.22	県営湛水防除事業東鹿籠地区20-1工区 当初積算書(未成単価表, 施工単価表, 共通単価表)	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
152	H22.7.2	H22.7.5	鹿児島県内の食品衛生法に基づく清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表(平成22年7月2日現時点のもの)。ただし鹿児島市を除く。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
153	H22.7.2	H22.7.29	政治団体「〇〇〇」に係る設立届, 異動届, 解散届など関係書類一式	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 4号, 旧8条 2号, 4号
154	H22.7.5	H22.7.8	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般のみ, 移動, 臨時, 仮設, 自販機を除く), 喫茶店営業(自販機を除く), 菓子製造業, 食品の冷凍冷蔵業, みそ製造業, ソース類製造業, 豆腐製造業, めん類製造業, そうざい製造業の要許可台帳一覧表(平成22年3月1日から平成22年7月3日に新規に許可を得たもの)。ただし, 鹿児島市を除く。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
155	H22.7.5	H22.7.8	食品衛生法に基づくあん類製造業, しょうゆ製造業の要許可台帳一覧表(平成22年3月1日から平成22年7月3日に新規に許可を得たもの)。ただし, 鹿児島市を除く。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不 存在
156	H22.7.5	H22.7.9	平成22年5月1日から平成22年6月30日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする, 開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。 変更許可も含む	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請年 月日	決年 月日	公文書 の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
157	H22.7.6	H22.7.22	阿久根市の竹原信一市長が議会を招集せず専決処分を乱発していることについて、地方自治法の規定により鹿児島県知事が、竹原市長に対し議会を招集するようは正勧告することを決裁した文書一式。	開示	総務部 市町村課	
158	H22.7.7	H22.7.21	社団法人〇〇〇の貸借対照表、損益計算書、財産目録(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号, 4号
159	H22.7.8	H22.7.14	県営勝目団地に係るボーリング調査結果報告書のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課	文書不存在
160	H22.7.8	H22.7.27	行政情報提供サービス(i JAMP)の契約書(平成21年度, 平成22年度)	一部開示	企画部 情報政策課	7条2号, 4号
161	H22.7.8	H22.7.27	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)(旅館)(その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域) 但し、平成22年4月1日から平成22年6月30日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
162	H22.7.8	H22.8.4	県立大島病院及び県立始良病院の ①清掃業務委託に係る業務仕様書 ②清掃業務の剥離作業で生じた廃液に係るマニフェスト伝票 上記文書の平成21年度分及び平成22年度分	一部開示	県立病院局県立病院課	文書不存在
163	H22.7.9	H22.7.30	鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 大隅 各地域振興局及び熊毛, 大島支庁管内図	開示	土木部 監理課	
164	H22.7.9	H22.7.30	鹿児島, 南薩, 北薩, 始良・伊佐, 大隅 各地域振興局及び熊毛, 大島支庁管内図	開示	土木部 監理課	
165	H22.7.12	H22.7.20	1 平成20年度急傾斜地崩壊対策工事(松之口4地区)の平面図・横断面図・丈量図(鹿児島市小野3丁目1483-3, 1486の土地が含まれる部分) 2 平成17年度急傾斜地崩壊危険区域指定(松之口4地区)に係る平面図・丈量図(鹿児島市小野3丁目1483-3, 1486の土地が含まれる部分)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号
166	H22.7.13	H22.8.9	「〇〇〇」及び「〇〇〇」に係る鹿屋保健所管内における旅館業営業許可施設一覧。	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	7条1号
167	H22.7.14	H22.7.20	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道226号	開示	土木部 道路維持課	
168	H22.7.14	H22.7.20	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
169	H22.7.14	H22.7.21	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 建設部建設課	
170	H22.7.14	H22.7.28	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	南薩地域振興局 建設部土木建築課	
171	H22.7.14	H22.7.28	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
172	H22.7.14	H22.7.29	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 徳之島事務所	
173	H22.7.14	H22.8.2	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
174	H22.7.14	H22.8.3	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
175	H22.7.14	H22.8.4	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
176	H22.7.14	H22.8.4	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
177	H22.7.14	H22.8.6	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
178	H22.7.14	H22.8.6	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面, 2面及び3面(平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
179	H22.7.14	H22.8.10	社団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
180	H22.7.14	H22.8.10	社団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
181	H22.7.14	H22.8.11	平成22年4月1日から平成22年6月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面, 2面, 3面	開示	土木部 建築課	
182	H22.7.15	H22.7.23	2009年度に入札が行われた予定価格1億円(税抜き)以上の公共工事のうち, 複数回入札があったものの入札結果調書	取下げ	商工労働水産部 漁港漁場課	
183	H22.7.15	H22.7.26	2009年度に入札が行われた予定価格1億円(税抜き)以上の公共工事のうち, 複数回入札があったものの入札結果調書	取下げ	土木部 建築課	
184	H22.7.15	H22.8.3	〇〇〇の提出した介護職員処遇改善交付金に伴う処遇改善計画書(平成21年分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
185	H22.7.15	H22.8.11	国道58号 道路改築事業(おがみ山バイパス)に係る丈量図(用地買収図面), 平成20年度及び平成21年度の土地取得補償台帳, 平成20年度及び平成21年度の建物移転その他の補償台帳	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 2号
186	H22.7.16	H22.7.26	「〇〇〇」大規模小売店舗届出書のうち, 変更届出書(第6条第1項)2枚, 変更届出書(第6条第2項1~22ページ及び添付資料1~5)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
187	H22.7.16	H22.8.10	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」, 「資金収支計算書」, 「事業活動収支計算書」, 「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号
188	H22.7.16	H22.8.10	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」, 「資金収支計算書」, 「事業活動収支計算書」, 「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
189	H22.7.16	H22.8.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19~21年度の 1.資金収支計算書 2.事業活動収支計算書 3.貸借対照表 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
190	H22.7.16	H22.8.12	社会福祉法人〇〇〇に係る社会福祉法人現況報告書他添付書類(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
191	H22.7.16	H22.8.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19~21年度の 1.資金収支計算書 2.事業活動収支計算書 3.貸借対照表 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
192	H22.7.16	H22.8.16	獣医療法第3条に定める飼育動物の診療施設の開設届の一覧表	一部開示	農政部 畜産課	7条1号
193	H22.7.20	H22.7.29	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの 1.貸借対照表 2.資金収支計算書 3.事業活動収支計算書 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
194	H22.7.20	H22.7.29	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの 1.貸借対照表 2.資金収支計算書 3.事業活動収支計算書 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
195	H22.7.20	H22.7.29	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの 1.貸借対照表 2.資金収支計算書 3.事業活動収支計算書 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
196	H22.7.20	H22.7.29	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの 1.貸借対照表 2.資金収支計算書 3.事業活動収支計算書 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
197	H22.7.20	H22.8.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度分の 1.資金収支計算書 2.事業活動収支決算書 3.貸借対照表 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
198	H22.7.20	H22.8.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度分の 1.資金収支計算書 2.事業活動収支決算書 3.貸借対照表 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
199	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」, 「資金収支計算書」, 「事業活動収支計算書」, 「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
200	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」, 「資金収支計算書」, 「事業活動収支計算書」, 「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号
201	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」, 「資金収支計算書」, 「事業活動収支計算書」, 「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請求年月日	決定期日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
202	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
203	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 文書不存在
204	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号
205	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
206	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
207	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 文書不存在
208	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号, 文書不存在
209	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
210	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
211	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	不開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
212	H22.7.20	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
213	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表 2 資金収支計算書 3 事業活動収支計算書 4 財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
214	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表 2 資金収支計算書 3 事業活動収支計算書 4 財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
215	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表 2 資金収支計算書 3 事業活動収支計算書 4 財産目録	開示	保健福祉部 介護福祉課	
216	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	開示	保健福祉部 障害福祉課	
217	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	開示	保健福祉部 障害福祉課	
218	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
219	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
220	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
221	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
222	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
223	H22.7.20	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
224	H22.7.20	H22.8.19	財団法人〇〇〇の最新の①寄付行為, ②役員名簿, ③事業報告書, ④収支計算書, ⑤正味財産増減計算書, ⑥貸借対照表, ⑦財産目録, ⑧事業計画書, ⑨収支予算書	開示	教育庁総務福利課	
225	H22.7.21	H22.7.29	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの 1.貸借対照表 2.資金収支計算書 3.事業活動収支計算書 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
226	H22.7.21	H22.8.18	特殊肥料生産業者届出書(焼酎かす関連の届出分) ただし〇〇〇については添付書類一式を含む	一部開示	大島支庁 農林水産部農政普及課	7条1号, 2号, 4号
227	H22.7.22	H22.8.4	平成23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 (一次試験) 1 専門, 英語ヒアリングCD, 音楽CD	開示	教育庁教職員課	
228	H22.7.23	H22.8.9	施工実績調査書(橋梁補修), 施工実績調査書(トンネル補修), 施工実績調査書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
229	H22.7.23	H22.8.12	自由民主党鹿児島県議会議員団の平成21年度政務調査費に係る収支報告書, 事業実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	一部開示	議会事務局総務課	7条1号, 2号, 4号
230	H22.7.23	H22.8.12	県民連合, 公明党鹿児島県議団, 日本共産党県議団, 無所属山口修, 無所属上野新作, 無所属中重真一, 無所属園田豊, 無所属裕久伸一郎の平成21年度政務調査費に係る収支報告書, 事業実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	一部開示	議会事務局総務課	7条1号, 2号, 4号
231	H22.7.23	H22.8.18	自由民主党鹿児島県議会議員団, 県民連合, 公明党鹿児島県議団, 日本共産党県議団, 無所属山口修, 無所属裕久伸一郎, 無所属中重真一の平成20年度政務調査費に係る収支報告書, 事業実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	一部開示	議会事務局総務課	
232	H22.7.26	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇に係る社会福祉法人現況報告書他添付書類(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
233	H22.7.26	H22.8.25	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本計画・基本設計策定業務委託報告書(基本設計編)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条2号
234	H22.7.27	H22.7.30	以下の社会医療法人の平成21年3月期(又は2月期)及び平成22年3月期(又は2月期)の損益計算書及び貸借対照表 社会医療法人〇〇〇 外2法人	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
235	H22.7.27	H22.8.10	平成21年度山地災害総合減災対策治山事業(邊田1工区)当初設計書 平成21年度山地災害総合減災対策治山事業(邊田1工区)当初設計書	開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
236	H22.7.27	H22.8.19	平成21年7月入札の「特定交通安全施設等整備工事(大坂1工区)」にかかる工事設計書・本工事費内訳表	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
237	H22.7.27	H22.8.24	大規模養豚場整備計画と〇〇〇株式会社の関連に関する関係書類	不開示	農政部 畜産課	7条2号, 存否応答拒否
238	H22.7.28	H22.8.3	水質汚濁防止法に基づく排出量(50m ³ /日)以上の特定事業場一覧表 事業場名, 所在地, 日平均排水量, 特定施設の業種コード (平成21年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
239	H22.7.28	H22.8.4	下記工事に係る設計概要, 本工事費内訳表 河川激甚災害対策特別緊急工事(米之津川20-8工区) 河川激甚災害対策特別緊急工事(米之津川20-12工区) 河川激甚災害対策特別緊急工事(米之津川20-13工区) 河川激甚災害対策特別緊急工事(米之津川20-15工区) 河川激甚災害対策特別緊急工事(米之津川20-16工区)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
240	H22.7.28	H22.8.10	下記工事に係る設計概要, 本工事費内訳表 平成21年6月30日落札決定 高潮対策工事(3工区) 喜入海岸(南地区) 鹿児島市喜入前之浜町地内	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
241	H22.7.28	H22.8.23	道路改築工事(網野子トンネル役勝工区)積算内訳書	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条6号
242	H22.7.29	H22.8.2	医療法人〇〇〇の設立時の定款	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
243	H22.7.29	H22.8.16	平成21年度 地域防災対策総合治山事業 鹿児島市吉野町磯屋敷1地内 当初設計書 (本工事費内訳書, 明細書, 単価表)	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
244	H22.7.29	H22.8.30	①漁業補償に関する覚書(昭和61年4月5日付け) ②漁業補償に関する協定書(昭和61年5月22日付け 鹿児島県, 〇〇〇株式会社)(昭和61年7月30日付け 鹿児島県, 〇〇〇漁業協同組合) ③漁業補償に伴う漁業権放棄に関する漁協の総会等議事録 ④漁業補償に関する支出命令票等 ⑤漁業補償額に関する算定調査書	一部開示	企画部 地域政策課	旧8条2号, 3号, 4号, 8号文書不存在
245	H22.7.30	H22.8.16	21年度復旧治山事業(番屋) 当初設計書	開示	熊毛支庁 農林水産部林務水産課	
246	H22.8.2	H22.8.2	始良保健所が所管する清涼飲料水製造業許可台帳一覧	開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
247	H22.8.2	H22.8.9	平成23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(一次試験) 1.筆記試験問題及び解答(配点を含む。) 教職・一般教養,小学校全科,中高国語,中学社会,高校地理歴史,高校公民,中高数学,中高理科,中高音楽,中高美術,中高保健体育,中学技術,中高家庭,中高英語(リスニングスクリプトを含む。),商業,養護,特別支援教育 2.実技試験問題 英語,美術,書道,実習助手(農業・工業・水産)	開示	教育庁教職員課	
248	H22.8.2	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,2号,4号, 文書不存在
249	H22.8.2	H22.8.31	①昭和58年度手打蘭傘田港線道路特殊改良1種工事用地設計書・用地成果品 ②昭和59年度手打蘭傘田港線道路特殊改良1種工事用地設計書・用地成果品 ③手打字落〇〇〇,〇〇〇番売買契約書	不開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	文書不存在
250	H22.8.3	H22.8.10	学校法人〇〇〇の平成19年度,20年度,21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書,消費収支計算書,貸借対照表,財産目録,事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
251	H22.8.3	H22.8.11	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図 国道226号	開示	土木部 道路維持課	
252	H22.8.3	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,2号,4号
253	H22.8.3	H22.8.27	平成22年度大隅地域振興局 県営ため池整備事業【農山漁村交付金】天道池地区 22-1工区の金額入り設計書(当初)	一部開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号,6号
254	H22.8.4	H22.8.10	学校法人〇〇〇の平成19年度,20年度,21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書,消費収支計算書,貸借対照表,財産目録,事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
255	H22.8.4	H22.8.10	学校法人〇〇〇の平成19年度,20年度,21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書,消費収支計算書,貸借対照表,財産目録,事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
256	H22.8.4	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,文書不存在
257	H22.8.4	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表 2 資金収支計算書 3 事業活動収支計算書 4 財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号,2号,4号
258	H22.8.4	H22.8.19	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度分の 1.資金収支計算書 2.事業活動収支決算書 3.貸借対照表 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
259	H22.8.4	H22.8.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
260	H22.8.4	H22.8.24	次路線の平面図 ○鹿児島川辺線 南九州市川辺町神殿～南九州市川辺町神殿 ○桜島港黒神線 鹿児島市高免町～鹿児島市黒神町 ○手打蘭傘田港線 薩摩川内市下甌町手打～薩摩川内市下甌町青瀬	開示	土木部 道路建設課	
261	H22.8.4	H22.8.31	社会医療法人〇〇〇の直近年度の決算届一式(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号,2号,4号
262	H22.8.5	H22.8.12	〇〇〇の提出した介護職員処遇改善交付金に伴う処遇改善計画書(平成22年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号,4号
263	H22.8.5	H22.8.12	〇〇〇の提出した介護職員処遇改善交付金に伴う処遇改善計画書(平成22年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号,4号
264	H22.8.5	H22.8.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号,4号,文書 不存在
265	H22.8.5	H22.8.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表 2 資金収支計算書 3 事業活動収支計算書 4 財産目録	開示	保健福祉部 介護福祉課	
266	H22.8.5	H22.9.2	学校法人〇〇〇から提出された平成21年度の貸借対照表,資金収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
267	H22.8.5	H22.9.2	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書及び財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
268	H22.8.6	H22.8.6	・公募型雇用創出促進事業(「滞在型」食のスポット事業)に係る平成21年度の事業採択から事業終了までのすべての関係図書 ・平成22年度事業計画書及び、鹿児島県に提出されているすべての図書類	一部開示	農政部 農村振興課	7条1号, 2号, 4号
269	H22.8.6	H22.8.17	平成22年度森林整備事業積算歩掛コード表及びコードリスト(一覧)	開示	環境林務部 環境林務課	
270	H22.8.6	H22.8.18	勤務条件に関する措置の要求に関する手続一覧表	開示	人事委員会事務局職員課	
271	H22.8.6	H22.8.19	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度までの現況報告書に添付された 1貸借対照表, 2資金収支計算書, 3事業活動収支計算書, 4財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
272	H22.8.6	H22.8.25	鹿児島県海区漁業調整委員会委員の平成21年度報酬実績額	開示	鹿児島県海区漁業調整委員会	
273	H22.8.6	H22.8.25	鹿児島県内水面漁場管理委員会委員の平成21年度報酬実績額	開示	内水面漁場管理委員会	
274	H22.8.6	H22.8.27	監査委員に対して支払われた平成21年度の総支払い額(各委員毎)	取下げ	監査委員事務局監査第一課	
275	H22.8.9	H22.9.2	学校法人〇〇〇から提出された平成19年度, 平成20年度及び平成21年度の貸借対照表, 資金収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
276	H22.8.9	H22.9.6	新昇給制度の概要(確定版)	開示	総務部 人事課	
277	H22.8.10	H22.8.19	社会福祉法人〇〇〇の平成19~21年度の 1.資金収支計算書 2.事業活動収支計算書 3.貸借対照表 4.財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
278	H22.8.10	H22.8.20	公用車使用伺簿・公用車運転日誌	不開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	文書不存在
279	H22.8.10	H22.8.24	次路線の平面図 一般県道391号下手山田帖佐線, 一般国道223号, 主要地方道26号桜島港黒神線, 主要地方道68号鹿屋吾平佐多線及び一般県道349号手打蘭牟田港線	開示	土木部 道路建設課	
280	H22.8.10	H22.8.25	旧鹿屋病院解体工事(アスベスト撤去7工区)及び旧鹿屋病院解体工事(アスベスト撤去3工区)に係る工事費内訳書	開示	土木部 建築課	
281	H22.8.10	H22.8.26	下記工事に係る設計概要, 本工事費内訳書 ・平成21年7月16日落札決定 鹿第1号通学路等交通安全対策(1種)工事(雇用経済対策) 徳重横井鹿児島線 鹿児島市小野地内 ・平成21年9月25日落札決定 県単道路整備(交付金)工事(平治(舗装補修)工区) 谷山伊作線 鹿児島市上福元町平治地内	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
282	H22.8.10	H22.9.3	積算内訳書 ・大口高校耐震補強その他工事(4番棟 西側便所) ・県営住宅住戸改善工事(GV牧園小谷団地地デジ受信施設改善外) ・旧林業技術研修所解体工事 ・県単道路整備(舗装補修(交付金))工事(山野工区) ・県単道路整備(交付金)工事(福山21-4工区)	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
283	H22.8.10	H22.9.3	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度の現況報告書, 事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 事業活動収支計算書及び資金収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
284	H22.8.10	H22.9.9	旧鹿屋病院看護婦宿舎解体工事に係る設計内訳書, 内訳総括表, 総括計算書, 内訳(棟別表), 内訳表 道路維持補修工事(市柴1工区)に係る工事設計書, 工事総括表, 本工事内訳書 高潮対策工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳書	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
285	H22.8.11	H22.9.1	林地開発施工地点検表(平成15年以降実施分)	開示	環境林務部 森林整備課	
286	H22.8.11	H22.9.7	財団法人〇〇〇の公益財団法人への移行認定申請書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
287	H22.8.11	H22.9.7	財団法人〇〇〇の公益財団法人への移行認定申請書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
288	H22.8.11	H22.9.9	社団法人〇〇〇の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 財産目録(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号
289	H22.8.12	H22.9.3	大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の工場・事業場名, 住所, 燃料の種類, 燃料の使用量	開示	環境林務部 環境保全課	
290	H22.8.12	H22.9.9	ばちんこ屋一覧表	開示	警察本部生活安全部生活環境課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
291	H22.8.16	H22.8.23	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他), 菓子製造業, 食品の冷凍又は冷蔵業, 缶詰又は瓶詰製造業, 喫茶店営業(自販機は除く), 食用油脂製造業, 豆腐製造業, そうざい製造業, 氷雪製造業, 魚介類販売業, 魚肉ねり製品製造業, 食肉販売業, 乳類販売業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成22年7月4日から平成22年8月15日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
292	H22.8.16	H22.8.23	食品衛生法に基づくあん類製造業, アイスクリューム類製造業, マーガリン又はショートニング製造業, みそ製造業, 醤油製造業, 納豆製造業, めん類製造業, 添加物製造業, 清涼飲料水製造業, 氷雪製造業, 乳製品製造業, 魚介類せり売り業, 食肉製品製造業, 乳酸菌飲料製造業の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成22年7月4日から平成22年8月15日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
293	H22.8.16	H22.8.26	学校法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書, 消費収支計算書, 貸借対照表, 財産目録, 事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
294	H22.8.16	H22.9.6	島間港改修(1工区) 島間港改修(2工区) 西之表港改修(1工区) 西之表港改修(8工区) 浦田漁港広域漁港(一般)整備(1工区) 浦田漁港広域漁港(一般)整備(3工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 4号
295	H22.8.16	H22.9.7	平成22年度湾港改修工事(1工区) 平成22年度湾港改修工事(2工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	大島支庁 喜界事務所	7条1号, 文書不存在
296	H22.8.16	H22.9.8	H22年6月30日 古仁屋港改修工事 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条1号, 文書不存在
297	H22.8.16	H22.9.8	平成22年度川内港改修工事(4工区)の「入札結果」「下請け通知書」「施工体系図」「施工計画書」	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 文書不存在
298	H22.8.16	H22.9.9	H22年7月12日落札の安房港港整備交付金工事(1工区) H22年6月30日落札の安房港改修工事(1工区) H22年1月28日落札の安房港改修工事(3工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	熊毛支庁 屋久島事務所	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
299	H22.8.16	H22.9.10	社団法人〇〇〇の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 財産目録(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
300	H22.8.16	H22.9.10	社団法人〇〇〇の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 財産目録(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
301	H22.8.16	H22.9.10	社団法人〇〇〇の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 財産目録	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
302	H22.8.16	H22.9.10	社団法人〇〇〇の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 財産目録	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号
303	H22.8.16	H22.9.10	和泊港改修工事(2工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	大島支庁 沖永良部事務所	7条1号, 2号, 4号
304	H22.8.16	H22.9.13	①財団法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監査報告書(平成21年度分) ②社団法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 正味財産増減計算書, 監査報告書(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
305	H22.8.16	H22.9.13	鹿屋港改修工事(1工区) 志布志港改修工事(1工区) 海潟漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(合併) 海潟漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区) 内之浦漁港広域漁港(特定)整備工事(5工区) 波見港港整備交付金工事(1工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
306	H22.8.16	H22.9.13	H22年2月22日落札の葛輪漁港広域漁港(一般)整備(3工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	7条1号, 2号, 4号
307	H22.8.16	H22.9.13	平成22年1月28日入札 前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(5工区) 平成22年2月18日入札 江口漁港海岸環境整備工事(3工区) 平成22年7月1日入札 串木野漁港広域漁港(特定)整備工事(3工区) 平成22年7月2日入札 前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) 平成22年7月2日入札 西之浜漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) 平成22年7月23日入札 戸崎漁港地域水産物供給基盤(特定)整備工事(1工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
308	H22.8.16	H22.9.14	川尻漁港地域水産物供給基盤(一般)整備工事(22-1工区) 川尻漁港地域水産物供給基盤(一般)整備工事(1工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 文書不存在

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
309	H22.8.16	H22.9.14	名瀬港改修工事(22-1工区) 名瀬港改修(防災安全対策)工事(22-1工区) 名瀬港改修(防災安全対策)工事(21-3工区) 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
310	H22.8.16	H22.9.15	平土野港改修(4工区) 亀徳港改修(1工区) 入札結果, 下請通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	大島支庁 徳之島事務所	7条1号, 文書不存 在
311	H22.8.17	H22.8.19	平成22年度森林整備事業積算歩掛コード表及びコードリスト(一覧)	開示	環境林務部 環境林務課	
312	H22.8.17	H22.9.14	中甌漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) 平成22年7月2日落札分 藺牟田港漁港広域漁港(一般)整備工事(1工区) 平成22年7月2日落札分 入札結果, 下請け通知書, 施工体系図, 施工計画書	一部開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
313	H22.8.18	H22.8.30	〇〇〇市〇〇〇ビルに関する次の書類 ・大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 第6条第2項の規定に基づく店舗面積増加届出書及び面積表 ・大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律 第9条第3項の規定に基づく閉店時刻繰下げ届出書及び休業日数削減届出書	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	旧8条3号, 4号
314	H22.8.18	H22.9.16	獣医療法第3条に定める飼育動物の診療施設の開設届の一覧表	一部開示	農政部 畜産課	7条1号
315	H22.8.20	H22.8.25	医療法人〇〇〇の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監事監査報告書(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 4号
316	H22.8.20	H22.8.25	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの「貸借対照表」, 「資金収支計算書」, 「事業活動収支計算書」, 「財産目録」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
317	H22.8.23	H22.9.17	公益財団法人〇〇〇の平成21年度事業報告決算書関係一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
318	H22.8.24	H22.9.3	次路線の平面図 一般県道344号東郷山田宮之城線及び主要地方道44号京泊大小路線	開示	土木部 道路建設課	
319	H22.8.24	H22.9.8	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度に提出された 貸借対照表, 財産目録, 事業活動収支計算書, 社会福祉法人現況 報告書(1面)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
320	H22.8.24	H22.9.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表 ・平成21年9月24日落札 21河川総合開発工事(貯水池内掘削1工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
321	H22.8.25	H22.8.26	地方自治法260条第1項及び第2項の規定に基づく告示(町字区域の変更, 新設, 廃止)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類。 (権限委譲受入市町村の告示した旨の報告書類) 平成22年4月1日～平成22年7月31日届出分	取下げ	総務部 市町村課	
322	H22.8.27	H22.9.10	下記工事に係る工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表 ・平成21年度 道路改築工事(薩摩道路21-4工区) ・平成21年度 道路改築工事(泊野道路21-18工区) ・平成21年度 第13-1号県単道路整備(舗装補修)工事 ・平成21年度 第11-1号県単道路整備(改良)工事	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
323	H22.8.27	H22.9.27	隼人工業高校耐震補強その他工事(19番棟), 市来農芸高校耐震補強その他工事(1番棟), 鶴丸高校耐震補強その他工事(2番棟), 及び県営住宅新築工事(GV妙円寺3期38・39号棟, 工事国債)に係る工事費内訳書	開示	土木部 建築課	
324	H22.8.30	H22.8.31	22年4月時点あるいはそれ以降について病院一覧(名簿)をご提供いただけますようお願いいたします。必要な項目としては, 病院名称, 開設者, 所在地, 電話番号, 管理者, 診療科目, 病床数(介護療養病床数を含む), 救急告示です。	取下げ	保健福祉部 保健医療福祉課	
325	H22.8.30	H22.9.9	ばちんこ屋一覧表	開示	警察本部生活安全部生活環境課	
326	H22.8.30	H22.9.29	新昇給制度の概要	開示	総務部 人事課	
327	H22.8.31	H22.9.13	平成21, 22, 23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(一次試験)専門試験「商業」の筆記試験問題, 解答用紙及び解答	開示	教育庁教職員課	
328	H22.8.31	H22.9.15	「予算に関する説明書」に係る下記記載部分 ・道路橋りょう費(8款2項)(平成15～21年度当初予算) ・道路橋りょう費(8款2項)(平成10～21年度補正予算) ・街路費(8款5項3目)(平成10～21年度当初予算) ・街路費(8款5項3目)(平成10～21年度補正予算) 「決算に関する調書」中「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」に係る下記記載部分 ・道路橋りょう費(8款2項)(平成10～21年度決算) ・街路費(8款5項3目)(平成10～21年度決算)	開示	土木部 監理課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
329	H22.9.1	H22.9.3	急傾斜地崩壊危険区域台帳(鹿児島市長田町長田地区)添付平面図	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号
330	H22.9.1	H22.9.3	道路台帳図面 55-27,28,29,30,34 53-30 51-26,27,30 23-1,2,3,4,5,9,10,11,12 19-14,15,19	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
331	H22.9.1	H22.9.15	薬局、薬種商販売業及び店舗販売業許可台帳 (開設者氏名、名称、所在地、電話番号)	開示	保健福祉部 薬務課	
332	H22.9.2	H22.9.3	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
333	H22.9.2	H22.9.9	次路線の平面図 鹿屋吾平佐多線及び京泊大小路線	開示	土木部 道路建設課	
334	H22.9.2	H22.9.17	〇〇〇市「〇〇〇」に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に基づく届出書類	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	旧8条3号、4号
335	H22.9.3	H22.9.9	平成22年7月1日から平成22年8月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。	一部開示	土木部 建築課	7条1号、2号、4号
336	H22.9.3	H22.9.14	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度分の 1資金収支計算書、2事業活動収支決算書、3貸借対照表、4財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
337	H22.9.3	H22.9.14	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度分の 1資金収支計算書、2事業活動収支計算書、3貸借対照表、4財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
338	H22.9.3	H22.9.14	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度分の 1資金収支計算書、2事業活動収支決算書、3貸借対照表、4財産目録	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号、4号
339	H22.9.3	H22.10.1	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)に係る設計委託業務成果のダイジェスト版	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
340	H22.9.3	H22.10.1	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)に係る設計委託業務成果のダイジェスト版	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
341	H22.9.3	H22.10.4	道路改築橋梁詳細設計委託(大畑1工区) 道路改築橋梁予備設計委託(大畑2工区)	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
342	H22.9.3	H22.12.7	医薬品等の製造販売(製造・輸入)業許可に関する情報 1医薬品製造業許可、2医薬品製造販売業許可、3医薬部外品製造業許可、4医薬部外品製造販売業許可、5化粧品製造業許可、6化粧品製造販売業許可、7医療機器製造業許可、8医療機器製造販売業許可、9医療機器修理業許可、10地方委任医薬品製造販売承認品目 (平成21年7月～平成22年6月30日迄)	一部開示	保健福祉部 薬務課	文書不存在
343	H22.9.6	H22.9.6	学校法人〇〇〇から提出された平成21年度の貸借対照表、資金収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
344	H22.9.6	H22.9.13	財団法人〇〇〇の公益財団法人への移行認定申請書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
345	H22.9.6	H22.9.13	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度(平成21年4月から平成22年3月までの)「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
346	H22.9.6	H22.9.13	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度(平成21年4月から平成22年3月までの)「貸借対照表」、「資金収支計算書」、「財産目録」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
347	H22.9.6	H22.9.13	社団法人〇〇〇の貸借対照表、資金収支計算書、財産目録、事業活動収支計算書(平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条2号
348	H22.9.6	H22.9.13	平成22年度阿久根市長が市議会を招集(開催)せず、いくつかの専決処分をしたことに対し、鹿児島県知事が指導乃至は2回は正勧告をしたと報道されている内容を、確認・承知できる文書(阿久根市長あてに出した文書とその際の添付資料を含む起案文書)。	開示	総務部 市町村課	
349	H22.9.6	H22.9.13	学校法人〇〇〇の平成21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
350	H22.9.6	H22.9.13	学校法人〇〇〇の平成21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
351	H22.9.6	H22.9.13	学校法人〇〇〇の平成21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
352	H22.9.6	H22.9.13	学校法人〇〇〇の平成21年度のそれぞれの計算書類(資金収支計算書, 消費収支計算書, 貸借対照表, 財産目録, 事業活動収支計算書)	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
353	H22.9.6	H22.9.15	下記工事に係る附帯工事費内訳表, 工種明細表, 施工内訳表 ・平成21年9月14日入札 広域河川改修工事(神之川1工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
354	H22.9.6	H22.9.15	道路改築工事(阿高磯6工区)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
355	H22.9.6	H22.9.28	本工事費内訳書及び発注画面 ・街路工事(東餅田21-1工区)	開示	姶良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
356	H22.9.6	H22.10.1	下記工事に係る本工事費内訳表, 施工内訳表 ・平成22年1月14日入札 県単道路整備(交付金)工事(浦之前21-1工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
357	H22.9.6	H22.10.1	社会福祉法人〇〇〇に係る平成21年度貸借対照表, 資金収支計算書, 財産目録, 事業別収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
358	H22.9.6	H22.10.1	第2号県単橋梁整備(通常)工事(那辺川橋)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
359	H22.9.6	H22.10.1	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度貸借対照表, 財産目録, 事業活動収支計算書及び事業概況書(事業報告書)	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号, 文書不存在
360	H22.9.6	H22.10.1	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(夜星川橋3工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
361	H22.9.6	H22.10.1	平成20年度道路改築工事(泊野道路20-8工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
362	H22.9.6	H22.10.1	平成20年度道路改築工事(泊野道路20-7工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
363	H22.9.6	H22.10.1	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(東橋3工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
364	H22.9.6	H22.10.1	道路改築工事(大畑7工区) 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
365	H22.9.6	H22.10.1	平成22年3月5日入札の県単道路整備(交付金)工事(山下4工区)の工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
366	H22.9.6	H22.10.1	特殊改良工事(須古5工区) 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
367	H22.9.6	H22.10.1	総合流域防災(急傾斜)測量設計委託(西町地区)に係る契約書, 工法選定比較表	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条2号, 4号
368	H22.9.6	H22.10.4	本工事費内訳表 工事名:道路改築工事(川辺道路)H22.9.1入札	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
369	H22.9.6	H22.10.4	本工事費内訳表 工事名:地方特定道路整備工事(宮園1工区) H22.2.19入札	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
370	H22.9.6	H22.10.4	①当初契約書 ②工法比較検討表	一部開示	熊毛支庁 屋久島事務所	7条2号, 4号
371	H22.9.6	H22.10.5	20災害関連緊急地すべり対策測量設計委託(口之島地区) 総合流域防災(急傾斜)設計委託(川内迫地区) ①設計業務等委託契約書 ②成果報告書の比較検討表等	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号
372	H22.9.6	H22.10.5	株式会社〇〇〇の広告相談に対して, 指導内容を決定した課内決裁文書	不開示	保健福祉部 業務課	7条2号
373	H22.9.6	H22.10.5	総合流域防災(急傾斜)測量設計委託(貝掛1地区)に係る当初契約書の記載該部分の写し, 鉄筋挿入工の施工方法選定に係る成果報告書 第2号県単道路整備(災害防除)測量設計委託に係る当初契約書の記載該部分の写し, 工法比較検討表	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号, 文書不存在
374	H22.9.6	H22.10.5	①急傾斜地崩壊対策測量設計委託(湯湾(5)工区) ②急傾斜地崩壊対策測量設計委託(古仁屋(1)工区) に係る契約書, アンカー工の施工方法選定に係るせいり報告書	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条2号, 4号
375	H22.9.6	H22.10.6	総合流域防災(砂防)測量設計委託(古町川2工区)に係る委託契約書, 比較検討表 総合流域防災(砂防)測量設計委託(古手町工区)に係る委託契約書, 比較検討表	一部開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	7条2号, 4号, 文書不存在
376	H22.9.6	H22.10.6	平成20年度災害関連緊急急傾斜崩壊対策測量設計委託(中勝3地区)に係る設計等業務委託契約書, 鉄筋挿入工の施工方法選定に係る成果報告書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条2号, 4号, 文書不存在

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
377	H22.9.6	H22.10.6	砂防激甚災害対策特別緊急測量設計委託(境川)に係る業務委託契約書, 工法比較表 通常砂防測量設計委託(河崎川2工区)に係る業務委託契約書, 工法比較一覧表 総合流域防災(砂防)測量設計委託(坂元の小川)に係る業務委託契約書, 斜面对策比較検討 急傾斜地崩壊対策測量設計委託(城ヶ崎地区)に係る業務委託契約書, 対策工比較表 通常砂防測量設計委託(河崎川1工区)に係る業務委託契約書, 工法比較一覧表	一部開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号, 文書 不存在
378	H22.9.6	H22.10.6	地すべり対策測量設計調査委託(南園)に係る業務委託契約書, 工法比較表	一部開示	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号
379	H22.9.7	H22.10.1	社会福祉法人〇〇〇に係る平成21年度3月期及び平成22年3月期の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
380	H22.9.7	H22.10.6	徳之島空港整備工事(2工区)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表, 入力データ一覧表, 登録単価一覧表, 機材集計表, 使用建設機械一覧表, 再生資源集計表, 工事費構成表 「設計労務単価の算定」	開示	大島支庁 徳之島事務所	
381	H22.9.9	H22.9.15	下記工事に係る本工事費内訳表 県単道路整備(交付金)工事(湯屋21-9工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
382	H22.9.9	H22.9.15	下記工事に係る本工事費内訳表 県単道路整備(交付金)工事(湯屋21-10工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
383	H22.9.13	H22.10.12	〇〇〇氏の藍綬褒章に関する一切の書類	一部開示	知事公室 秘書課	7条1号, 2号, 4号, 5号
384	H22.9.15	H22.9.22	鹿児島県立市来農芸高等学校に係る貯蔵庫及び農具室解体撤去等業務委託契約書	一部開示	教育庁総務福利課	7条2号, 4号
385	H22.9.16	H22.9.22	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度から22年度に提出された貸借対照表, 事業活動収支計算書, 資金収支計算書, 財産目録	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
386	H22.9.16	H22.9.22	平成23年度鹿児島県公立学校教員選考試験(一次試験) ○筆記試験問題及び解答(配点を含む。) 教職教養, 小学校全科, 中高国語, 中高英語(リスニングスクリプトを含む。), 中学社会, 高校地理歴史, 中高保健体育, 中高家庭, 養護	開示	教育庁教職員課	
387	H22.9.16	H22.10.6	平成21年度道路改築工事(泊野道路21-7工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
388	H22.9.16	H22.10.6	平成21年度県単道路整備工事(交付金)工事(麓2工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
389	H22.9.16	H22.10.13	「〇〇〇」の大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく平成22年7月28日付の変更届出書及び添付資料一式	開示	商工労働水産部 商工政策課	
390	H22.9.17	H22.10.6	道路改築工事(妙見21-1工区)金入設計書	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
391	H22.9.17	H22.10.13	公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場に係る基本計画・基本設計策定業務委託報告書(地質調査編)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
392	H22.9.21	H22.9.22	自由民主党鹿児島県議会議員団の平成21年度政務調査費に係る収支報告書, 事業実績報告書及び支出に係る領収書その他の証拠書類の写し(吉野正二郎議員, 与力雄議員に係る修正報告書等の写し)	一部開示	議会事務局総務課	7条1号, 2号, 4号
393	H22.9.22	H22.10.22	〇〇〇漁業協同組合定款 〇〇〇漁業協同組合定款付属書組員資格審査規程 〇〇〇漁業協同組合平成17年度から平成21年度までの業務報告書	一部開示	商工労働水産部 水産振興課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
394	H22.9.24	H22.9.28	公益財団法人〇〇〇の平成21年度事業報告決算書関係一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
395	H22.9.24	H22.10.4	社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表, 財産目録, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 平成19年度から平成21年度分	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
396	H22.9.24	H22.10.14	霧島署に係るボーリング調査結果報告書のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課	文書不存在
397	H22.9.24	H22.10.22	土地売買等届出書, およびこれに類する書類	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
398	H22.9.27	H22.9.30	学校法人〇〇〇から提出された平成19年度及び平成20年度の貸借対照表, 資金収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
399	H22.9.27	H22.10.4	社会福祉法人〇〇〇の貸借対照表, 財産目録, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書, 平成19年度から平成21年度分	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
400	H22.9.27	H22.10.7	「〇〇〇」の収支報告書の領収書等 平成18, 19, 20年分	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 4号, 文書 不存在
401	H22.9.27	H22.10.22	土地売買等届出書, およびこれに類する書類	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
402	H22.9.28	H22.10.4	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路建設課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
403	H22.9.29	H22.9.30	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者が提出したPCB廃棄物保管状況等届出書の平成20年度集計	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
404	H22.9.29	H22.10.7	次路線の平面図 主要地方道68号鹿屋吾平佐多線	開示	土木部 道路維持課	
405	H22.9.29	H22.10.13	社団法人〇〇〇の公益社団法人への移行認定申請書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
406	H22.9.29	H22.10.27	薬局, 薬種商販売業, 一般販売業, 特例販売業, 店舗販売業, 卸売販売業(卸売一般販売業含む)及び配置販売業許可台帳(許可業種, 店舗名称, 店舗所在地, 店舗電話番号, 開設者名, 休止情報, 店舗販売業に関しては, さらに第1類医薬品の取扱いの有無, 薬剤師の有無, 管理者氏名, 管理者資格)	開示	保健福祉部 業務課	
407	H22.9.29	H22.10.28	平成22年6月7日に阿久根市長竹原信一氏が青少年男女共同参画課長に面会したときの市長の要望等を記録した文書	不開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
408	H22.9.30	H22.10.18	阿茂瀬川3号ダムの図面一式及び水量計算書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
409	H22.10.1	H22.10.1	財団法人〇〇〇の公益財団法人への移行認定申請書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
410	H22.10.1	H22.10.7	平成19年度鹿児島港(中央港区)整備(起債)工事(施設5工区)契約書, 届出書, 搬入用伝票	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
411	H22.10.1	H22.10.25	平成21年度工事県単道路整備(交付金)工事(2工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
412	H22.10.1	H22.10.29	平成22年7月26日付け 地政第7-2号 国土利用計画法違反に係る土地取引について(通知)	開示	企画部 地域政策課	
413	H22.10.1	H22.10.29	新聞報道にある, 「調査段階で経緯や土地利用の目的などを調べており, 改めて届け出る必要はない」というこの判断の根拠となる法令の名称, 条項	不開示	企画部 地域政策課	文書不存在
414	H22.10.1	H22.10.29	無届取引等事務処理要領(4ページ)	一部開示	企画部 地域政策課	7条6号
415	H22.10.4	H22.10.5	社団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
416	H22.10.4	H22.10.5	別紙「全部開示決定公文書内訳」に記載の位置図及び縦覧用平面図	開示	土木部 道路維持課	
417	H22.10.4	H22.10.6	(社福)〇〇〇 平成19年度から平成20年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
418	H22.10.4	H22.10.6	(社福)〇〇〇 平成19年度から平成20年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
419	H22.10.4	H22.10.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19, 20年度分の 1貸借対照表, 2事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
420	H22.10.4	H22.11.1	社団法人〇〇〇の貸借対照表, 事業活動収支計算書(平成19, 20年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
421	H22.10.5	H22.10.7	平成23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 1 一次試験の筆記試験問題及び解答(配点を含む。) 全校種の全教科専門(養護教諭, 栄養教諭, 実習助手, 事務図書, 船舶士を含む。), 教職教養, 特別支援, 一般教養 2 一次試験の実技試験問題 英語, 美術, 書道, 実習助手(農業・工業・水産) 3 二次試験の模擬授業指示カード 4 二次試験の中高家庭科被服実技問題 5 二次試験の集団面接質問内容 養護教諭, 栄養教諭, 実習助手, 事務図書	開示	教育庁教職員課	
422	H22.10.5	H22.10.12	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業別収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
423	H22.10.5	H22.10.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度分までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
424	H22.10.5	H22.10.13	社団法人〇〇〇の公益社団法人への移行認定申請書中, 別紙2-2-(1)-(1)及び(2)の部分	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
425	H22.10.5	H22.10.14	施工実績調書(橋梁補修), 施工実績調書(トンネル補修), 施工実績調書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
426	H22.10.5	H22.10.18	学校法人〇〇〇の平成19年度から20年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
427	H22.10.5	H22.10.18	学校法人〇〇〇の平成19年度から20年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
428	H22.10.5	H22.10.18	学校法人〇〇〇の平成19年度から20年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
429	H22.10.5	H22.10.18	学校法人〇〇〇の平成19年度から20年度までの貸借対照表, 消費収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
430	H22.10.5	H22.10.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)及びの平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
431	H22.10.5	H22.10.18	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)及びの平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
432	H22.10.5	H22.10.25	特定非営利活動法人〇〇〇 平成20年度第6回緊急理事会議事録・平成20年度第4回緊急社員総会議事録・障害者自立支援法に基づく障害者施設申請書(多機能)一式	取下げ	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	
433	H22.10.6	H22.10.7	以下の医療法人の平成21年度事業報告書等のうち, 貸借対照表及び損益計算書 医療法人〇〇〇 外5法人	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
434	H22.10.6	H22.10.12	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から平成20年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
435	H22.10.7	H22.10.8	生活保護運用について, 厚生労働省の指導に基づき各市の実務担当者等を招集して実施される「査察指導員会議」或は「基準改定会議」(自治体により名称は異なる)等にて配布・使用された文書・資料。	取下げ	保健福祉部 社会福祉課	
436	H22.10.7	H22.10.19	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 旅館, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成22年7月1日から平成22年9月30日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
437	H22.10.7	H22.10.29	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部交通部交通企画課	
438	H22.10.7	H22.11.5	竹原信一阿久根市長が県庁で青少年男女共同参画課長に面会し, 阿久根市の保育行政に関して要望等を話した内容を知事に報告した報告文書	不開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
439	H22.10.7	H22.11.5	平成22年度一般会計予算 3款民生費 3項児童福祉費 4目児童福祉施設費の積算根拠を記載した文書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
440	H22.10.8	H22.10.25	一般県道小山田谷山線(鹿児島市小山田町小山田地内)の計画平面図及び丈量図	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条5号, 文書不存在
441	H22.10.12	H22.10.14	施工単価コード表(土木・港湾・委託)	開示	土木部 監理課	
442	H22.10.12	H22.10.20	下記工事に係る本工事費内訳表 平成22年9月17日落札決定 鹿児島港海岸津波・高潮危機管理対策緊急工事 鹿児島市与次郎一丁目地内	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
443	H22.10.12	H22.10.25	道路改築工事(網野子トンネル役勝工区)の施工内訳表	開示	大島支庁 瀬戸内事務所	
444	H22.10.12	H22.11.5	国道58号道路改築事業(おがみ山バイパス)に関する ・平成19年10月17日付け道建第50号鹿児島県土木部道路建設課長照会 ・上記照会に対する〇〇〇株式会社〇〇〇支店長からの回答	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 4号
445	H22.10.12	H22.11.9	(1)県民健康プラザ鹿屋医療センターに係る ①平成20年12月16日付けは正勸告書 ②平成21年2月3日付けは正完了報告書及び添付文書 ③平成20年12月16日付け指導票 ④平成21年2月3日付けは正完了報告書 (2)県立大島病院に係る公文書 ①平成22年5月26日付けは正勸告書 ②平成22年5月26日付け指導票 ③平成22年6月28日付けは正報告書	一部開示	県立病院局県立病院課	7条1号
446	H22.10.12	H22.11.10	平成6年度から平成14年度, 平成16年度から平成21年度分 工事進捗状況報告書関係書類	一部開示	企画部 地域政策課	7条2号, 4号
447	H22.10.13	H22.10.15	下記工事に係る本工事費内訳表 平成21年11月12日落札決定 鹿児島港維持修繕工事(第6号) 鹿児島市谷山港一丁目地内	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
448	H22.10.13	H22.10.18	平成22年度建設廃棄物受入料金	開示	土木部 監理課	
449	H22.10.13	H22.11.1	財団法人〇〇〇(現公益財団法人〇〇〇)の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号, 2号, 4号
450	H22.10.13	H22.11.5	国道58号道路改築事業(おがみ山バイパス)に係る支庁通り案に関する概算事業費の積算資料	開示	大島支庁 建設部建設課	
451	H22.10.14	H22.10.20	財団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
452	H22.10.14	H22.10.25	大気汚染防止法及び鹿児島県公害防止条例に係るばい煙発生施設のうち重油ボイラーを設置している工場・事業場名及び住所(平成22年3月31現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
453	H22.10.14	H22.11.5	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度、20年度、21年度分の1社会福祉法人現況報告書(1面・2面)、2財産目録、3貸借対照表、4事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号、2号、4号
454	H22.10.14	H22.11.11	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書、資金収支決算内訳書、事業概況書(事業報告書)及び現況報告書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号、2号、4号
455	H22.10.14	H22.11.19	社団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	農政部 経営技術課	7条1号、2号、4号
456	H22.10.14	H22.11.19	社団法人〇〇〇の移行認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	農政部 経営技術課	7条1号、2号、4号
457	H22.10.15	H22.10.18	施工単価コード表	開示	土木部 監理課	
458	H22.10.15	H22.10.25	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、旅館、その他[全て固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成22年10月18日現在許可を取得しているもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
459	H22.10.15	H22.11.1	平成22年度森林整備事業積算歩掛コード表及びコードリスト(10.1改正版)	開示	環境林務部 環境林務課	
460	H22.10.18	H22.10.20	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部建設総務課	
461	H22.10.18	H22.10.21	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 建設部建設課	
462	H22.10.18	H22.10.26	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物を保管する事業者が提出したPCB廃棄物保管状況等届出書の平成20年度集計	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
463	H22.10.18	H22.10.26	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	南薩地域振興局 建設部土木建築課	
464	H22.10.18	H22.10.28	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
465	H22.10.18	H22.10.28	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 徳之島事務所	
466	H22.10.18	H22.10.28	鹿児島県立市来農芸高等学校の貯蔵庫及び農具室解体撤去等業務委託契約に係る工事の解体前中後の写真	開示		
467	H22.10.18	H22.10.29	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
468	H22.10.18	H22.11.1	県単道路整備(交付金)工事(荒川下9工区)の本工事費内訳書(最下位までの施工内訳表)(金入り)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
469	H22.10.18	H22.11.5	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
470	H22.10.18	H22.11.8	平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面。	開示	土木部 建築課	
471	H22.10.18	H22.11.8	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
472	H22.10.18	H22.11.8	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
473	H22.10.18	H22.11.8	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
474	H22.10.18	H22.11.9	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年7月1日から平成22年9月30日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
475	H22.10.19	H22.10.22	治山台帳 平成7年度 復旧治山事業 鹿児島市上竜尾町長谷場地内 平面図、縦断面図、着工前・完成写真	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
476	H22.10.19	H22.10.27	下記工事に係る本工事費内訳表, 付帯工事費内訳表 ・平成22年1月14日落札決定 床上浸水対策特別緊急工事(新川4工区) ・平成22年2月19日落札決定 床上浸水対策特別緊急工事(新川5工区) ・平成22年3月4日落札決定 床上浸水対策特別緊急工事(新川7工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
477	H22.10.20	H22.10.22	社団法人〇〇〇の公益社団法人への移行認定申請書及び添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
478	H22.10.20	H22.10.28	一般社団法人〇〇〇の公益認定申請書及び同申請書に係る添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
479	H22.10.22	H22.10.28	社会福祉法人〇〇〇に係る平成20, 21, 22年3月期の貸借対照表, 資金収支計算書, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
480	H22.10.22	H22.11.1	社団法人〇〇〇及び財団法人〇〇〇の移行認定申請書類のうち, 次に掲げるもの ・別紙1 法人の基本情報及び組織について ・別紙2 法人の事業について ・別紙3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について ・添付書類のうち, 定款の変更の案, 事業計画書, 収支予算書(財団法人昭和会に限る。), 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類並びに事業・組織体系図	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号
481	H22.10.22	H22.11.4	平成21年度県単道路整備工事(交付金)工事(麓2工区)の本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
482	H22.10.22	H22.11.4	平成21年度道路改築工事(泊野道路21-7工区)の本工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
483	H22.10.22	H22.11.12	学校法人〇〇〇の平成20・21・22年3月期の貸借対照表, 資金収支計算書及び消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
484	H22.10.22	H22.11.16	貴自治体の職員が, 議員や秘書, 職員OBら外部からの「働きかけ」及び「口利き」などに関する一切の記録。文書保存期間である過去5年間。	不開示	総務部 学事法制課	文書不存在
485	H22.10.22	H22.11.17	畑地帯総合整備事業(担い手育成型)【農山漁村交付金】金峰地区22-2工区, 経営体育成基盤整備事業【農山漁村交付金】開聞地区22-4工区の本工事費内訳表, 工事費明細書, 単価表	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
486	H22.10.25	H22.10.29	道路局所管国庫補助事業等における公共用地取得事務処理の適正化について	開示	土木部 監理課	
487	H22.10.25	H22.11.19	株式会社〇〇〇から申請のあった林地開発変更許可申請書の内, 申請書鑑及び変更の理由並びに変更許可書(平成8年3月11日申請及び平成9年7月14日許可)	一部開示	環境林務部 森林整備課	旧8条3号, 4号
488	H22.10.26	H22.10.28	社団法人〇〇〇の移行認定申請書一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
489	H22.10.26	H22.11.4	国道223号 妙見拡幅平面図	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
490	H22.10.26	H22.11.19	林地開発許可地の改善指導について(通知)	開示	環境林務部 森林整備課	
491	H22.10.26	H22.11.19	工事中承認事項の中に調整池の工事中断も含まれているか否か確認できる文書	不開示	環境林務部 森林整備課	文書不存在
492	H22.10.27	H22.11.16	下記路線に関する道路平面図 ①県道391号 下山田帖佐線(上手工区) ②主要地方道44号 京泊大小路線(平島工区) ③県道344号 東郷山田宮之城線(白男川工区)	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
493	H22.10.27	H22.11.16	一般県道 手打蘭牟田港線 道路改築事業(手打工区) 手打トネル工区～瀬尾大橋工区	開示	北薩地域振興局 建設部飯島支所	
494	H22.10.27	H22.11.24	⑤県道380号 平尾川床線 犬鹿倉工区(長島町平尾～長島町平尾) 道路計画平面図	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
495	H22.10.28	H22.11.10	下記路線に関する道路平面図 1主要地方道伊集院蒲生溝辺線(鹿児島市東俣町湯屋地内) 2主要地方道永吉入佐鹿児島線(日置市吹上町七呂地内) 3主要地方道桜島港黒神線(鹿児島市高免町浦之前地内) 4主要地方道鹿児島吉田線(鹿児島市本名後中地内)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
496	H22.10.28	H22.11.11	一般国道226号線 坊津道路 泊地区平面図(1/1,000)	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
497	H22.10.29	H22.11.11	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
498	H22.10.29	H22.11.11	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
499	H22.10.29	H22.11.15	財団法人〇〇〇及び社団法人〇〇〇の公益法人への移行認定申請書及び添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請 求 日 年月日	決 定 日 年月日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
500	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
501	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
502	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
503	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
504	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの1貸借対照表, 2事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
505	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの1貸借対照表, 2事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
506	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの1貸借対照表, 2事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
507	H22.10.29	H22.11.15	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
508	H22.11.1	H22.11.5	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)。ただし, 平成22年5月10日から平成22年11月5日(決裁日)までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
509	H22.11.1	H22.11.8	財団法人〇〇〇の公益財団法人への移行認定申請書	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
510	H22.11.1	H22.11.10	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
511	H22.11.1	H22.11.11	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
512	H22.11.1	H22.11.11	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他[固定のみ]), 菓子製造業, 食品の冷凍又は冷蔵業, 缶詰又は瓶詰製造業, 喫茶店営業(自販機は除く), アイスクリーム類製造業, 食用油脂製造業, みそ製造業, 醤油製造業, 豆腐製造業, めん類製造業, そうざい製造業, 魚介類販売業, 魚肉ねり製品製造業, 乳類販売業, 食肉販売業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
513	H22.11.1	H22.11.11	食品衛生法に基づくあん類製造業, マーガリン又はショートニング製造業, 納豆製造業, 添加物製造業, 清涼飲料水製造業, 氷雪製造業, 氷雪販売業, 乳製品製造業, 魚介類せり売り業, 食肉製品製造業, 乳酸菌飲料製造業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
514	H22.11.1	H22.11.16	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の1貸借対照表, 2事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 4号
515	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
516	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
517	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
518	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
519	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
520	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
521	H22.11.1	H22.11.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
541	H22.11.1	H22.11.22	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
542	H22.11.1	H22.11.22	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
543	H22.11.1	H22.11.22	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
544	H22.11.1	H22.11.22	平成22年度 ①県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区) ②県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区) 上記2工事の本工事費内訳書, 施工内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
545	H22.11.1	H22.11.26	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
546	H22.11.2	H22.11.5	位置図及び縦覧用平面図 下山山田停車場線, 庄上鯖淵線	開示	土木部 道路維持課	
547	H22.11.2	H22.11.19	2 平成22年6月18日鹿児島県薩摩郡さつま町地区及び平成22年10月20日鹿児島・奄美大島龍郷町浦地区(犠牲者が出た地区)の土砂災害に関して (3)大雨注意報・警報発令日時 (4)気象庁が3回にわたりは発表した「記録的短時間大雨情報」の発令日時・内容と, 地域住民に伝達した日時 (5)災害警戒・対策本部開設日時(県・龍郷町)及び避難勧告等発令日時 3 避難勧告等発令日時に関する内容及びグループホームに伝達した日時	取下げ	危機管理局 危機管理防災課	
548	H22.11.2	H22.11.19	奄美大島住用川の管理責任者(河川改修・しゅんせつ工事等)	取下げ	土木部 河川課	
549	H22.11.2	H22.11.25	平成22年9月15日入札の県単道路整備(交付金)工事(県債・高峠1工区)	一部開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
550	H22.11.2	H22.11.26	平成22年度発生災害関連緊急治山事業等実施計画書 大島郡龍郷町 浦 角子 地内 計画平面図, 計画縦断面図	開示	環境林務部 森林整備課	
551	H22.11.2	H22.12.2	1 平成21年度急傾斜地崩壊危険区域指定に係る「区域名」、「所在地」、「指定年月日」、「対象戸数」、「施行期間」に係る文書 2 平成22年6月18日鹿児島県薩摩郡さつま町地区及び平成22年10月20日鹿児島・奄美大島龍郷町浦地区(犠牲者が出た地区)の土砂災害に関して (1)土砂災害危険箇所, 急傾斜地崩壊危険区域, 土砂災害警戒区域の指定の有無に係る文書 (2)災害発生日時及び崩壊規模(高さ×幅, 傾斜度)に係る文書 (3)最大降雨量/H, 及び総降雨量に係る文書 (4)土砂災害警戒情報等に係る文書	一部開示	土木部 砂防課	文書不存在
552	H22.11.4	H22.11.8	平成22年9月1日から平成22年10月31日までに都市計画法に基づく開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする, 開発行為許可申請書(カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。 変更許可も含む。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
553	H22.11.4	H22.11.11	平成22年11月2日現在, 食品衛生法に基づく営業許可を取得している飲食店営業(一般, 旅館[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市を除く県下全域)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
554	H22.11.4	H22.11.22	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)の本工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
555	H22.11.4	H22.11.22	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)の本工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
556	H22.11.5	H22.11.12	学校法人〇〇〇から提出された直近3期分の貸借対照表, 資金収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
557	H22.11.10	H22.11.17	地方自治法第260条第1項及び第2項の規定に基づく告示(町字区域の変更, 新設, 廃止)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中「総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類(権限移譲受入市町村の告示した旨の報告書類) 平成22年8月1日～平成22年10月31日届出分	開示	総務部 市町村課	
558	H22.11.11	H22.11.12	川薩保健所管内の食肉処理業施設の一覧表	開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部衛生・環境課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
559	H22.11.11	H22.11.29	平成20年度産業廃棄物処理実績報告書-収集運搬業者用- 平成20年度産業廃棄物処理実績報告書-中間処理業者用(種類毎処理状況)用- 平成21年度産業廃棄物処理実績報告書-収集運搬業者用- 平成21年度産業廃棄物処理実績報告書-中間処理業者用- 平成21年度産業廃棄物処理実績報告書-中間処理業者用(種類毎処理状況)用- 平成22年度産業廃棄物処理実績報告書-収集運搬業者用- 平成22年度産業廃棄物処理実績報告書-中間処理業者用- 平成22年度産業廃棄物処理実績報告書-中間処理業者用(種類毎処理状況)用-	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
560	H22.11.11	H22.11.30	平成21年度 県営農業用河川工作物応急対策事業 東之城地区 21-2工区 当初積算書 (鏡, 内訳表, 明細書, 単価表)	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号
561	H22.11.12	H22.11.22	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)の本工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
562	H22.11.12	H22.11.22	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)の本工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
563	H22.11.12	H22.11.29	平成21年度の下記工事に係る設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表 ・前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) ・中之島港改修工事(1工区) ・西之浜漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) ・前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(5工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
564	H22.11.15	H22.11.22	〇〇〇に係る貸金業法第10条第1項の規定に基づく平成22年6月18日付け廃業等届出書	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条2号
565	H22.11.15	H22.12.6	平成21年度工事費内訳書(設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表, 附帯工事費内訳表, 補償工事費内訳表を含む。) ・内之浦漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区) ・高潮対策工事(馬場海岸1工事) ・海潟漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区)	開示	大隅地域振興局 建設部建設総務課	
566	H22.11.16	H22.11.26	「国庫補助により行われる農業農村整備事業等における公共用地取得事務処理の適正化等について」	開示	農政部 農地整備課	
567	H22.11.16	H22.12.1	平成21年度川内港改修工事(4工区)の工事費内訳書(設計概要, 本工事費内訳書, 施工内訳書)	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
568	H22.11.17	H22.11.26	平成22年9月16日入札の県単道路整備(交付金街路)工事(県債麓1工区古市橋上部工)	一部開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	7条6号
569	H22.11.17	H22.11.26	社会福祉法人〇〇〇の平成21事業年度の貸借対照表	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 4号
570	H22.11.18	H22.12.3	下記工事に係る平成21年度工事費内訳書(設計概要等, 本工事費内訳表, 施工内訳表)のYレベル4 ・蘭牟田漁港広域漁港(一般)整備工事(1工区) ・中甌漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区) ・手打漁港海岸浸食対策工事(1工区)	開示	北薩地域振興局 建設部甌島支所	
571	H22.11.18	H22.12.6	・急傾斜地崩壊危険区域台帳(中福良1地区)添付平面図 ・急傾斜地崩壊危険区域台帳(中福良3地区)添付平面図 ・急傾斜地崩壊危険区域台帳(高山3地区)添付平面図	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	旧8条2号
572	H22.11.19	H22.11.22	平成21年度道路凍結防止剤の入札執行調書	一部開示	出納局 管理調達課	7条1号
573	H22.11.19	H22.11.24	社団法人〇〇〇の公益社団法人への移行認定申請書及び添付書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
574	H22.11.19	H22.12.1	平成21年度工事費内訳書(設計概要, 本工事費内訳表, 施工内訳表) ・西之表港改修工事(1工区) ・島間港改修工事(2工区) ・蒲田漁港広域漁港(一般)整備工事(3工区)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
575	H22.11.19	H22.12.2	「野間池漁港広域漁港(一般)整備工事(21-1工区)」 「小湊漁港地域水産物供給基盤(一般)整備工事」 「山川漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区)」 にかかると平成21年度工事費内訳書(Yレベル4) (本工事費内訳書・施工内訳書)	開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	
576	H22.11.22	H22.11.26	医療法人社団〇〇〇の直近3か年分の決算届一式(平成19年度分, 平成20年度分及び平成21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
577	H22.11.22	H22.12.14	認定番号順自動車運転代行業者名簿	開示	警察本部交通部交通企画課	
578	H22.11.24	H22.11.25	学校法人〇〇〇から提出された直近3期分の消費収支計算書	一部開示	総務部 学事法制課	7条2号
579	H22.11.24	H22.11.30	平成21年度宮之浦港改修工事(1工区)及び安房港改修工事(3工区)の本工事費内訳表, 施工内訳表, 設計概要	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
580	H22.11.24	H22.12.3	大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設届出台帳のうち事業所名、所在地及び施設の種類(平成22年11月24日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
581	H22.11.26	H22.12.1	施工実績調書(橋梁補修), 施工実績調書(トンネル補修), 施工実績調書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
582	H22.11.26	H22.12.27	株式会社〇〇〇から提出のあった「ゴルフ場建設用地の主要防災施設の設置に係る今後の対策についての報告」	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条2号, 4号
583	H22.11.29	H22.12.27	(株)〇〇〇から提出のあった「施工状況報告書」	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条2号, 4号
584	H22.11.29	H22.12.27	株式会社〇〇〇から申請のあった林地開発変更許可申請書の内, 防災計画書及び調整池計算書並びに土地利用計画平面図, 防災計画平面図, 排水区域図, 雨水排水計画平面図	開示	環境林務部 森林整備課	
585	H22.11.29	H22.12.27	林地開発許可地における災害の未然防止について(通知)(平成21年度, 平成22年度)	開示	環境林務部 森林整備課	
586	H22.11.30	H22.12.2	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域)。ただし, 平成22年11月6日から平成22年11月30日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
587	H22.11.30	H22.12.10	平成14年度版, 平成15年度版及び平成16年度版分の鹿児島県教育関係職員録の印刷製本に係る県と印刷製本会社との交換文書及び発注の入札に係る記録	不開示	教育庁総務福利課	文書不存在
588	H22.11.30	H22.12.22	平成20年知事選挙に係る伊藤祐一郎氏の選挙運動費用収支報告書	開示	選挙管理委員会事務局	
589	H22.11.30	H22.12.24	国民新党鹿児島県第三選挙区支部の平成21年分政治資金収支報告書添付の1万円を超える領収書	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号
590	H22.11.30	H23.1.4	民主党鹿児島県第1区総支部, 衆議院議員打越明司資金管理団体, 民主党鹿児島県第2区総支部, 衆議院議員皆吉稲生資金管理団体, 民主党鹿児島県第4区総支部, 衆議院議員網屋信介資金管理団体, 民主党鹿児島県第5区総支部の平成21年分領収書の写し	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号
591	H22.11.30	H23.1.4	平成21年分政治資金収支報告書に添付された領収書のうち, 県議会議員関係政治団体に係る領収書の写し計126団体	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
592	H22.12.1	H22.12.6	施工実績調書(橋梁補修) 施工実績調書(トンネル補修) 施工実績調書(橋梁塗装)	開示	土木部 道路維持課	
593	H22.12.1	H22.12.8	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)の本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
594	H22.12.1	H22.12.8	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)の本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
595	H22.12.1	H22.12.9	社会福祉法人 〇〇〇の 1 社会福祉法人現況報告書1面・2面・3面 2 資金収支計算書 3 事業活動収支計算書 4 貸借対照表 5 財産目録 6 監事監査報告書 (平成21年度実績分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
596	H22.12.1	H22.12.16	鹿児島県南薩地域振興局の文書規程による振興山村・過疎地域経営改善資金について保管期間が15年になっている内容のわかる資料	取下げ	南薩地域振興局 農林水産部農政普及課	
597	H22.12.2	H22.12.6	位置図及び縦覧用平面図 志柄宮ヶ原福山線, 戸崎湯之元停車場線, 国道447号	開示	土木部 道路維持課	
598	H22.12.2	H22.12.7	クリアスポリジウム等対策実施状況調査(平成22年3月末時点)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
599	H22.12.2	H22.12.20	昭和47年度広域営農団地農道整備事業(牧園地内)の 1 土地改良事業用地買収台帳 2 土地売買契約書	一部開示	始良・伊佐地域振興局 農林水産部農村整備課	旧8条2号文書不存在
600	H22.12.3	H22.12.7	貸金業法第10条第1項の規定に基づく〇〇〇に係る平成18年1月19日付け廃業等届出書及び〇〇〇に係る平成17年8月1日付け廃業等届出書	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条2号, 4号
601	H22.12.3	H22.12.17	簡易水道事業法適化計画(平成12年度以降分) 簡易水道事業統合計画書	開示	総務部 市町村課	
602	H22.12.3	H22.12.17	簡易水道事業統合計画(厚生労働省関係)	開示	保健福祉部 生活衛生課	
603	H22.12.3	H22.12.20	・株式会社〇〇〇管理型最終処分場に係る指定区域台帳 ・株式会社〇〇〇が吹上町民に示した, 廃棄物の撤去計画	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
604	H22.12.3	H22.12.20	・株式会社〇〇〇の廃棄物搬出報告書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条2号, 4号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
605	H22.12.3	H22.12.20	①施設設置届及び添付書類の全部 ②施設的位置、構造、埋立計画に関する図面、その他の関係資料の全部 ③施設拡張の変更届及び添付書類の全部(3回分) ④拡張に関する②の資料の全部 ⑤管理型処分場の終了に関する届出書及び添付書類の全部 ⑥管理型処分場の廃止に関する届出書及び添付書類の全部 ⑦上記⑤⑥が無い場合は、それに代わる図面、その他の関係資料の全部 ⑧違法廃棄物の処分に関するマニフェスト、その他の関係資料の全部	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
606	H22.12.3	H22.12.24	別紙一覧の政治団体に係る設立届及び規約 〇〇〇 外15団体	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号、4号、旧8条2号、4号
607	H22.12.6	H23.1.5	2010年10月23日に発生した被災状況報告書及び写真(平成22年度西之表港改修工事1工区) 写真、実施工程表、施工フロー図、変更工程表、捨石均し展開図、測量結果平面図、工事打合簿、測定成果一覧表及び総括表、潜水始業点検及び潜水作業日誌	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条1号
608	H22.12.7	H22.12.20	平成18年度定期監査調査書	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	7条1号
609	H22.12.8	H22.12.9	日置市の旧伊集院町内の飲食店の名称および住所	開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部健康企画課	
610	H22.12.8	H22.12.16	広域営農団地農道整備事業 日置南部地区図面(国道270号との交差点(花熟里交差点)から小野橋まで)	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
611	H22.12.8	H22.12.16	鹿児島県土木部用地事務取扱要領	開示	土木部 監理課	
612	H22.12.9	H22.12.20	下記有料老人ホームの重要事項説明書のうち、利用料金及び居室面積が記載されたページ。 有料老人ホーム名:〇〇〇 外20件	開示	保健福祉部 介護福祉課	
613	H22.12.10	H22.12.13	・施工単価コード表(土木・港湾・委託) ・森林整備事業の電湾コード表及び一覧表	開示	土木部 監理課	
614	H22.12.10	H22.12.21	大気汚染防止法及び鹿児島県公害防止条例に係るばい煙発生施設(ボイラー)の工場・事業場名、住所、燃料の種類及び設置年月日(平成22年3月31日現在)	開示	環境林務部 環境保全課	
615	H22.12.10	H22.12.24	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定に基づく〇〇〇に係る平成16年7月20日付け登録申請書の添付書類のうち登録申請者等の履歴書	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条1号、2号、4号
616	H22.12.13	H22.12.16	平成23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験(第1次試験及び2次試験) 1 筆記試験問題(教職教養、小学校)及び解答 2 模擬授業試験の指示カード(小学校のみ)	開示	教育庁教職員課	
617	H22.12.13	H23.1.12	1 県教育委員会が任命権を持つ学校職員に係る懲戒処分一覧表 2 県立学校職員に係る訓告措置一覧表 ※1, 2とも平成22年4月1日から平成22年12月23日までになされた処分等に係るもの	一部開示	教育庁教職員課	7条1号
618	H22.12.13	H23.1.12	平成22年度の職員の処分一覧(文書訓告等を含む) ※平成22年4月1日～平成22年12月13日分	一部開示	総務部 人事課	7条1号
619	H22.12.13	H23.1.12	本工事費内訳表(最下位までの施工内訳表)(金入り) 工事名:道路改築工事(川辺道路22-3工区)H22.10.4入札	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
620	H22.12.14	H22.12.20	平成23年度鹿児島県公立学校教員選考試験 1 中学校社会科の一次試験筆記試験問題(解答用紙を除く。)及び解答 2 高等学校公民科の一次試験筆記試験問題(解答用紙を除く。)及び解答	開示	教育庁教職員課	
621	H22.12.15	H22.12.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度、20年度、21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支内訳表	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条2号、4号
622	H22.12.15	H22.12.20	(社福)〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表、事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 子ども福祉課	
623	H22.12.15	H22.12.21	(社福)〇〇〇の平成19年度及び平成20年度の貸借対照表、事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
624	H22.12.15	H23.1.6	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度の貸借対照表、収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
625	H22.12.15	H23.1.6	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度の貸借対照表、事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
626	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表、事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
627	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
628	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
629	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
630	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
631	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
632	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
633	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
634	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
635	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
636	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
637	H22.12.15	H23.1.13	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
638	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
639	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
640	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
641	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
642	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
643	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
644	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
645	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
646	H22.12.15	H23.1.14	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 障害福祉課	
647	H22.12.15	H23.1.14	(社団)〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 収支計算書及び正味財産増減計算書	開示	土木部 建築課	
648	H22.12.16	H22.12.20	平成23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 1 1次試験の筆記試験問題及び解答(養護教諭, 栄養教諭, 図書館担当事務職員, 船舶士を除く, すべての職種・教科。) 2 1次試験の実技試験問題及び実施要項(実習助手を除く。) 3 1次試験の集団面接実施要項 4 2次試験の模擬授業試験の指示カード(小学校, 中学校, 高等学校) 5 2次試験の実技試験問題及び実施要項	開示	教育庁教職員課	
649	H22.12.16	H22.12.27	平成5年度において, 〇〇〇有限会社が, 公庫資金である振興山村・過疎地域経営改善資金の認定を受けるにあたり利用されたすべての資料 (経営改善計画書, 農業制度資金貸付決定審査表等)	不開示	南薩地域振興局 農林水産部農政普及課	文書不存在
650	H22.12.16	H23.1.4	畑地帯総合整備事業(担い手育成型)【農山漁村地域整備交付金】 金峰地区22-2工区	一部開示	南薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
651	H22.12.16	H23.1.5	県営湛水防除事業 隈之城地区22-2工区の金入設計書	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
652	H22.12.17	H23.1.4	治山台帳, 平成8,9,10,10(補正)年度 復旧治山事業 鹿児島市草牟田町満之助字都地内 平面図, 縦断面図, 着工前・完成写真	開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
653	H22.12.17	H23.1.7	半島基幹農道整備事業 吉利2期地区 平面図	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
654	H22.12.20	H22.12.21	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般,その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所,西之表保健所,屋久島保健所,名瀬保健所,徳之島保健所を除く県下全域) ただし,平成22年12月1日から平成22年12月17日までに,新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
655	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,2号,4号
656	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号,4号
657	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
658	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,4号,文書不存在
659	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,4号
660	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,2号,4号,文書不存在
661	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,2号,4号,文書不存在
662	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
663	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
664	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号,4号
665	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号,4号
666	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,4号
667	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,2号,4号
668	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号,4号,文書不存在
669	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
670	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号,4号,文書不存在
671	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで),平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで),平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」,「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	

整理番号	請年月日	決年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
672	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
673	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	文書不存在
674	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
675	H22.12.20	H22.12.27	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
676	H22.12.20	H22.12.28	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 文書不存在
677	H22.12.20	H22.12.28	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
678	H22.12.20	H23.1.4	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)及び平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
679	H22.12.20	H23.1.4	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
680	H22.12.20	H23.1.4	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
681	H22.12.20	H23.1.4	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
682	H22.12.20	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
683	H22.12.20	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
684	H22.12.20	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「事業活動収支計算書」	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
685	H22.12.21	H22.12.21	次の工事に係る支出負担行為票並びに支払いごとの支出命令票及び請求書。 ・片浦漁港広域漁港(一般)整備工事(21-1工区)平成21年度	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号
686	H22.12.21	H22.12.22	次の工事に係る支出負担行為票並びに支払いごとの支出命令票及び請求書。 ・前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区)(平成21年度) ・前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(平成21年度) ・中之島港改修工事(1工区)(平成21年度) ・西之浜漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(平成21年度) ・硫黄島港単港湾整備(経済危機対策)工事(平成21年度)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号
687	H22.12.21	H23.1.7	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
688	H22.12.21	H23.1.7	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
689	H22.12.21	H23.1.7	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
690	H22.12.21	H23.1.7	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
691	H22.12.21	H23.1.11	(社福)〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	

整理番号	請求年月日	決定期日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
722	H22.12.21	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
723	H22.12.21	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号, 4号
724	H22.12.21	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 4号
725	H22.12.21	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 4号
726	H22.12.21	H23.1.28	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
727	H22.12.21	H23.1.28	(社福)〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号
728	H22.12.21	H23.2.1	(社福)〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
729	H22.12.21	H23.2.8	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度分の貸借対照表及び事業活動収支決算書	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条2号
730	H22.12.21	H23.2.8	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度分の貸借対照表	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号
731	H22.12.21	H23.2.8	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度分の貸借対照表及び事業活動収支決算書	開示	保健福祉部 社会福祉課	
732	H22.12.21	H23.2.8	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
733	H22.12.21	H23.2.8	下記社会福祉法人に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計15法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
734	H22.12.21	H23.2.8	下記社会福祉法人の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計10法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
735	H22.12.21	H23.2.21	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
736	H22.12.21	H23.2.21	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
737	H22.12.21	H23.2.21	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
738	H22.12.21	H23.2.21	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
739	H22.12.21	H23.2.21	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
740	H22.12.21	H23.2.21	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条2号
741	H22.12.21	H23.2.23	(社福)〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	取下げ	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
742	H22.12.21	H23.3.2	下記の社会福祉法人に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計18法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
743	H22.12.21	H23.3.11	下記社会福祉法人に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計3法人	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
744	H22.12.21	H23.3.11	下記社会福祉法人に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計6法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
745	H22.12.21	H23.3.11	下記社会福祉法人に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計4法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
746	H22.12.21	H23.3.11	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
747	H22.12.21	H23.3.11	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで), 平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「事業活動収支計算書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号

整理番号	請年 月日	求日 月日	決年 月日	定日 月日	公文書 の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
748	H22.12.21	H22.12.21	H23.3.14	H23.3.14	下記社会福祉法人に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書 計3法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
749	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.15	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
750	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.15	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度及び平成21年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
751	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.15	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇 外2社会福祉法人の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
752	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.15	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇 外2社会福祉法人 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
753	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.15	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇 外4社会福祉法人の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
754	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.15	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度及び平成21年度の貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
755	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書(収支計算書(平成19年度及び平成20年度))	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
756	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇, 社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書(収支計算書(平成19年度のみ))	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
757	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇, 社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書(収支計算書(平成19年度のみ))	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
758	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇, 社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
759	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号, 4号
760	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
761	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	
762	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
763	H22.12.21	H22.12.21	H23.4.22	H23.4.22	社会福祉法人〇〇〇 平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 4号
764	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.6	H23.1.6	平成12年度地域防災対策総合治山事業 志布志市 志布志町 帖3225-1の治山設計書	開示	大隅地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
765	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.12	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 子ども福祉課	
766	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.12	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 4号
767	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.12	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 2号, 4号
768	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.12	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 2号, 4号
769	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.12	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 2号, 4号
770	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.12	H23.1.12	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度, 21年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 4号
771	H22.12.22	H22.12.22	H23.1.20	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
772	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
773	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
774	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表, 2 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
775	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表, 2 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
776	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
777	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表, 2 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
778	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
779	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	文書不存在
780	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの 1 貸借対照表, 2 事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
781	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
782	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
783	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号, 4号
784	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
785	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
786	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
787	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
788	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
789	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇に係る平成19年度から21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
790	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 4号
791	H22.12.22	H23.1.20	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から21年度までの貸借対照表及び事業活動収支計算書	開示	保健福祉部 介護福祉課	
792	H22.12.24	H23.1.7	県道 永吉入佐鹿児島線(鹿児島市田上町広木地内)の丈量図及び道路整備計画図	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条1号
793	H22.12.24	H23.1.20	下記の法人に係る社会医療法人認定申請書類一式 計4社会医療法人	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
794	H22.12.24	H23.1.20	株式会社〇〇〇から提出された「主要防災施設工事完了申出書」	不開示	環境林務部 森林整備課	文書不存在
795	H22.12.25	H23.1.18	社団法人〇〇〇及び株式会社〇〇〇が, 平成21年4月から平成22年11月まで, かごしま県民交流センターにおいて開催した「医療説明会」の使用許可申請書, 使用許可書(控)及び収納原簿	一部開示	総務部 かごしま県民交流センター	7条1号
796	H22.12.27	H23.1.5	広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(永吉・小野区間) 平面図13-1~13-10 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(入来区間) 平面図6-1~6-2 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(金峰区間) 平面図10-1~10-7	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
797	H22.12.27	H23.1.19	立地可能性等調査(処分場自体の調査)業務委託報告書及び立地可能性等調査(追加ボーリング)業務委託報告書	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号
798	H22.12.28	H23.1.17	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部課税課	7条2号
799	H22.12.28	H23.1.18	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部課税課	7条2号
800	H22.12.28	H23.1.21	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部課税課	7条2号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
801	H22.12.28	H23.1.21	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画課県税課	7条2号
802	H22.12.28	H23.1.21	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号
803	H22.12.28	H23.1.25	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号
804	H22.12.28	H23.1.25	平成22年10月1日から11月30日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号
805	H23.1.4	H23.1.6	位置図及び縦覧用平面図 南之郷志布志線	開示	土木部 道路維持課	
806	H23.1.5	H23.2.3	鹿児島県知事許可(般-12)第○○○号(○○○(株))に係る経営業務の管理責任者証明書	一部開示	土木部 監理課	7条1号, 2号, 4号
807	H23.1.6	H23.1.20	社会福祉法人○○○に係る平成21年度 事業報告書, 現況報告書1~3面, 資金収支計算書, 事業活動収支 計算書, 貸借対照表, 財産目録, 監事監査報告書	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号, 2号, 4号
808	H23.1.6	H23.1.24	「土地改良事業受益の除外について」 「県営土地改良事業の受益地の転用に係る補助金返還等について」	開示	農政部 農地整備課	
809	H23.1.6	H23.1.26	下記工事に係る工事費内訳書 22河川総合開発工事(貯水池内掘削6工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
810	H23.1.6	H23.1.26	下記工事に係る工事費内訳書 リバーフロント整備工事(甲突川13工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
811	H23.1.6	H23.1.26	下記工事に係る工事費内訳書 22急傾斜地崩壊対策工事(新川1工区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
812	H23.1.6	H23.1.26	下記工事に係る工事費内訳書 22急傾斜地崩壊対策工事(中迫地区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
813	H23.1.6	H23.1.26	下記工事に係る工事費内訳書 22急傾斜地崩壊対策工事(松の口4地区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
814	H23.1.6	H23.1.26	下記工事に係る工事費内訳書 22急傾斜地崩壊対策工事(小野地区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
815	H23.1.6	H23.1.27	下記工事に係る工事費内訳書 22急傾斜地崩壊対策工事(田上10地区)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
816	H23.1.7	H23.1.7	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の 要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳 之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成22年12月19日から平成22年12月28日までに, 新規に営 業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
817	H23.1.7	H23.1.11	社団法人○○○の事業報告書, 貸借対照表, 損益計算書(平成19, 20, 21年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
818	H23.1.7	H23.1.12	平成22年11月1日から平成22年12月31日までに都市計画法に基づく 開発行為における許可が下りた物件(※一戸建て住宅・宅地分譲・コ ンビニ・ガソリンスタンドを除く)を対象とする, 開発行為許可申請書 (カガミ部分)・設計説明書・位置図・土地利用計画図。 変更許可も含む。	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 2号, 4号
819	H23.1.7	H23.1.14	平成23年度鹿児島県公立学校教員等選考試験 1 1次試験筆記試験の問題及び解答(実技試験問題を含む。) 2 2次試験模擬授業指示カード 3 2次試験実技試験問題 4 2次試験集団面接質問内容(養護教諭, 栄養教諭, 実習助手)	開示	教育庁教職員課	
820	H23.1.7	H23.1.28	平成21年分政治資金収支報告書に添付されている領収書の写し ①国民新党鹿児島県第三選挙区支部 ②○○○ ③○○○	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号
821	H23.1.12	H23.1.14	財団法人○○○の最新の①寄付行為, ②役員名簿, ③事業報告 書, ④収支計算書, ⑤正味財産増減計算書, ⑥貸借対照表, ⑦財産 目録, ⑧事業計画書, ⑨収支予算書	開示	教育庁総務福利課	
822	H23.1.12	H23.1.18	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の 要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳 之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年1月4日から平成23年1月17日までに, 新規に営 業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
823	H23.1.12	H23.2.9	建設業許可業者名簿(許可番号順, 平成22年12月末現在)	開示	土木部 監理課	
824	H23.1.12	H23.2.10	株式会社○○○から申請のあった林地開発許可申請に対する許可 書(平成5年3月1日許可)	開示	環境林務部 森林整備課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
825	H23.1.13	H23.1.18	平成21～23年度 鹿児島県公立学校教員選考試験 高等学校商業科の一次試験筆記試験問題及び解答	開示	教育庁教職員課	
826	H23.1.13	H23.1.18	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、仕出し、旅館、その他[移動・自販機を除く])、菓子製造業(移動・自販機を除く)、魚肉わり製品製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、食肉製品製造業、豆腐製造業、めん類製造業、そうざい製造業、清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成22年11月1日から平成22年12月31日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
827	H23.1.13	H23.1.18	食品衛生法に基づく乳製品製造業、あん類製造業、アイスクリーム類製造業、乳酸菌飲料製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、添加物製造業、冰雪製造業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成22年11月1日から平成22年12月31日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
828	H23.1.13	H23.2.14	①「平成21年度試験終了鶏の横斑プリマスロック」の払い下げ先一覧、②「平成22年度試験終了鶏の横斑プリマスロック」の払い下げ先一覧、③「平成21年度の横斑プリマスロック試験」の担当者の氏名	一部開示	農政部 農業開発総合センター	文書不存在
829	H23.1.17	H23.1.20	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 屋久島事務所	
830	H23.1.17	H23.1.21	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	南薩地域振興局 建設部土木建築課	
831	H23.1.17	H23.1.26	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 建設部建設課	
832	H23.1.17	H23.1.31	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	大島支庁 徳之島事務所	
833	H23.1.17	H23.2.2	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
834	H23.1.17	H23.2.3	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
835	H23.1.17	H23.2.7	・配置従事者身分証明書の登録者名簿(業者別) (証明書番号・氏名・住所・生年月日・保健所・初年度登録日・有効FROM・有効TO・許可番号・業者名) ・配置販売業者の登録名簿 (許可番号・業者名・業者住所・初年度登録日・有効FROM・有効TO・業者電話番号・管理者・次期更新申請年月日)	開示	保健福祉部 薬務課	
836	H23.1.17	H23.2.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
837	H23.1.17	H23.2.7	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	大隅地域振興局 建設部土木建築課	
838	H23.1.17	H23.2.8	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面及び3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	鹿児島地域振興局 建設部土木建築課	
839	H23.1.17	H23.2.8	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
840	H23.1.17	H23.2.8	建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定に基づく建築計画概要書の1面、2面、3面(平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認済みの分)	開示	始良・伊佐地域振興局 建設部土木建築課	
841	H23.1.17	H23.2.10	平成22年10月1日から平成22年12月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の1面、2面、3面	開示	土木部 建築課	
842	H23.1.17	H23.2.10	(財)鹿児島県環境整備公社が行った管理型最終処分場設置に係る事前協議終了の通知 (知事→薩摩川内市長、環境整備公社)	開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	
843	H23.1.17	H23.2.10	(財)鹿児島県環境整備公社が行った管理型最終処分場設置に係る事前協議における協議等結果報告書に係る意見照会(知事→薩摩川内市長)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条2号、4号
844	H23.1.18	H23.1.18	「(仮称)〇〇〇」の大規模小売店舗届出書及び添付資料一式	開示	商工労働水産部 商工政策課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
845	H23.1.18	H23.1.24	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般食堂・レストラン等)(旅館)(その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表(鹿児島市を除く県下全域) ただし、平成22年10月1日から平成22年12月31日までに、新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
846	H23.1.18	H23.2.17	建築士事務所登録一覧(1・2級) (平成22年2月16日以降平成23年1月17日までに登録したもの)	開示	土木部 建築課	
847	H23.1.19	H23.1.27	平成22年度 ①県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区) ②県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区) 上記①、②工事の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
848	H23.1.20	H23.2.10	①「〇〇〇」に係る大規模小売店舗変更届出書(平成22年5月20日受付)P1~4、周辺見取図(資料2)及び建物配置図(資料4, 5) ②「〇〇〇」に係る大規模小売店舗変更届出書(平成22年5月31日受付)P1~2、建物配置図及び周辺見取図(添付図3-1, 3-2)及び駐車場・駐輪場他配置図(添付図6-1, 6-2) ③「〇〇〇」に係る大規模小売店舗変更届出書(平成22年7月28日受付)P1~2、周辺見取図(資料2)及び建物配置図(資料4, 5) ④「〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇」に係る大規模小売店舗変更届出書(平成22年9月14日受付)P1~5、周辺見取図(資料2)及び建物配置図(資料3, 4) ⑤「(仮称)〇〇〇」に係る大規模小売店舗新設届出書(平成22年11月22日受付)P1~6、周辺見取図(資料2)、平面図兼配置図(資料3) ⑥〇〇〇に係る大規模小売店舗新設届出書(平成22年11月24日受付)P1~4、周辺見取図(別添図(2)), 付近見取図(別添図(3))及び全体配置図別添図(5)	開示	商工労働水産部 商工政策課	
849	H23.1.24	H23.1.27	平成22年度鹿児島県職員採用試験に係る公文書	開示	人事委員会事務局総務課	
850	H23.1.24	H23.2.7	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表、財産目録、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び現況報告書	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
851	H23.1.24	H23.2.16	1 平成20年(行ウ)第11号 異動処分無効確認請求事件(鹿児島地方裁判所)判決書 2 平成21年(行コ)第11号 異動処分無効確認請求控訴事件(福岡高等裁判所宮崎支部)判決書	一部開示	教育庁教職員課	7条1号
852	H23.1.24	H23.2.22	株式会社〇〇〇の林地開発許可地における林地開発施工点検表(平成16年以降)	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条1号, 2号
853	H23.1.24	H23.2.23	道路改築事業(国道58号おがみ山バイパス)における名瀬市永田町〇番〇号及び〇番〇号に係る土地売買契約書、建物移転等補償契約書、印鑑登録証明書、印鑑証明書	一部開示	大島支庁 建設部建設課	7条1号, 2号, 4号, 6号
854	H23.1.25	H23.1.25	鹿屋市所在(株)〇〇〇(県知事免許(1)〇〇〇号)に係る宅地建物取引業法第3条2項に基づく免許申請時の際に提出された申請書、同添付書類の内、当該業者情報に関する情報について記載のあるもの	開示	土木部 建築課	
855	H23.1.25	H23.2.21	平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙における川内博史、皆吉稲生、打越明司、網屋信介の選挙運動費用収支報告書	開示	選挙管理委員会事務局	
856	H23.1.25	H23.2.23	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区(5工区)5工区 工事終了後 法87条の3(計画変更)別紙1~12の法手続きのされた文書 予定管理方法等の作成、市町村長との協議、国有地等の編入承認、非農用地等所有者等の同意(全員)、事業計画概要の公告、2/3の同意取りまとめ、専門技術者の調査報告、計画決定、公告、計画書縦覧、異議申し立て、計画決定	取下げ	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
857	H23.1.25	H23.2.23	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区(1工区~4工区)工事着工から工事終了までの間に、法87条の3(計画変更)別紙1~12の法手続きのされた文書 予定管理方法等の作成、市町村長との協議、国有地等の編入承認、非農用地等所有者等の同意(全員)、事業計画概要の公告、2/3の同意取りまとめ、専門技術者の調査報告、計画決定、公告、計画書縦覧、異議申し立て、計画決定	取下げ	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
858	H23.1.25	H23.2.23	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区(5工区)5工区 工事着工前 法87条の3(計画変更)別紙1~12の法手続きのされた文書 予定管理方法等の作成、市町村長との協議、国有地等の編入承認、非農用地等所有者等の同意(全員)、事業計画概要の公告、2/3の同意取りまとめ、専門技術者の調査報告、計画決定、公告、計画書縦覧、異議申し立て、計画決定	取下げ	大隅地域振興局 農林水産部農村整備課	
859	H23.1.27	H23.2.9	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度(平成19年4月から平成20年3月まで)、平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで)、平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」、「財産目録」、「事業活動収支計算書」、「現況報告書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号
860	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要、事業費総括表、工事設計書、工事費総括表、本工事費内訳表、工種明細表、施工内訳表 ・平成21年8月27日落札 ・都市河川改修工事(新川2工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
861	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 工種明細表 ・平成21年8月27日落札 都市河川改修工事(新川1工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
862	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 工種明細表 ・平成22年3月4日落札 床上浸水対策特別緊急工事(新川7工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
863	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 附帯工事費内訳表, 補償工事費内訳表 ・平成22年2月25日落札 床上浸水対策特別緊急工事(新川6工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
864	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 工種明細表 ・平成22年2月19日落札 床上浸水対策特別緊急工事(新川5工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
865	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 附帯工事費内訳表, 工種明細表, 施工内訳表 ・平成22年1月14日落札 床上浸水対策特別緊急工事(新川4工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
866	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 附帯工事費内訳表 ・平成21年10月22日落札 床上浸水対策特別緊急工事(新川2工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
867	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 附帯工事費内訳表, 工種明細表, 施工内訳表 ・平成21年7月9日落札 床上浸水対策特別緊急工事(新川1工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
868	H23.1.27	H23.2.15	下記工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 附帯工事費内訳表, 補償工事費内訳表, 施工内訳表 ・平成21年10月15日落札 床上浸水対策特別緊急工事(20線新川7工区)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
869	H23.1.27	H23.2.18	入会林野認可台帳(平成12年度～平成21年度認可分)	開示	環境林務部 林業振興課	
870	H23.1.27	H23.2.24	平成12年「行コ」第3号 行政処分取消請求事件に係る平成13年5月2日付け準備書面	不開示	農政部 農地整備課	7条1号
871	H23.1.31	H23.2.3	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年1月16日から平成23年1月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
872	H23.2.1	H23.2.1	国土交通省の道路開通情報に関するHPに掲載された以下の供用予定路線の道路平面図(または計画平面図), および位置図(平面図縮尺:1/500～1/2000程度) ■一般国道223号 妙見拡幅 対象区間:霧島市隼人町西光寺～霧島市隼人町妙見(延長1.0km) 開通予定日:平成22年度内	取下げ	土木部 道路建設課	
873	H23.2.1	H23.2.2	鹿児島県土木建築課備付の「開発登録簿」に添付された開発図面(許可年月日:平成16年11月18日, 許可番号:指令住第16-46号, 許可を受けた者:東京都世田谷区上馬〇〇〇, 株式会社〇〇〇, 開発区域に含まれる地域の名称, 始良郡加治木町反土字上古川〇〇〇外44筆)	一部開示	土木部 建築課	7条1号, 4号
874	H23.2.1	H23.2.3	財団法人鹿児島県環境整備公社が鹿児島県に対し申請した産業廃棄物処理施設設置許可申請書(縦覧された全部)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
875	H23.2.1	H23.2.3	第1-2号, 2-2号県単道路整備(改良)工事に係る本体工事費内訳書	一部開示	熊毛支庁 建設部建設課	7条6号
876	H23.2.1	H23.2.9	社会福祉法人〇〇〇(霧島市福山町福山838) 平成21年度, 20年度, 19年度 直近3ヶ年現況報告書	取下げ	保健福祉部 障害福祉課	
877	H23.2.1	H23.2.9	農村災害対策整備事業(整備事業)[農山漁村交付金]山田地区22-5工区 工事内訳書(対価表含む)	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条2号, 6号
878	H23.2.1	H23.2.15	日第10号県単漁港補修工事(串木野漁港)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
879	H23.2.1	H23.3.2	平成22年度工事進捗状況報告書関係書類	一部開示	企画部 地域政策課	7条2号, 4号
880	H23.2.1	H23.3.2	株式会社〇〇〇から提出のあった「開発行為に係る土地の権利譲渡届出書」	一部開示	環境林務部 森林整備課	7条2号, 4号
881	H23.2.2	H23.2.4	昭和37年3月発行の「鹿児島県衛生研究所報」	取下げ	環境林務部 環境林務課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
882	H23.2.2	H23.2.7	位置図及び縦覧用平面図 大崎輝北線	開示	土木部 道路維持課	
883	H23.2.2	H23.2.7	地方自治法第260条第1項及び第2項の規定に基づく告示(町字区域の変更, 新設, 廃止)のうち, 県事務処理の特例に関する条例別表中総務部1地方自治法に基づく事務」に掲げられた各市町村の告示, 届出書類。 (権限委譲受入市町村の告示した旨の報告書類) 平成22年11月1日～平成23年1月31日届出分	開示	総務部 市町村課	
884	H23.2.2	H23.2.9	①昭和48年夏ごろ, 鹿児島県公害課(当時)が環境調査の一貫として, (A)〇〇〇と(B)〇〇〇を対象に行った抜き打ち検査の内容および調査結果。 (この検査で有機水銀垂れ流しの事実が判明したとの新潟日報の新聞記事あり。別紙に内容を添付) ②2工場に対する追跡調査の内容および結果, 対策。 ③2工場の水銀垂れ流しによる影響(周辺住民や環境など)があれば, その内容と対策 ④2工場の水銀垂れ流しに関するその他の資料・文書 ⑤2工場以外による同様の水銀垂れ流し事案があれば, その内容と影響, 対策などの関連資料	不開示	環境林務部 環境保全課	文書不存在
885	H23.2.3	H23.2.16	財団法人〇〇〇及び社団法人〇〇〇の公益法人への移行認定申請書類	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
886	H23.2.3	H23.2.21	平成22年度 ①県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区) ②県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区) 上記①, ②工事の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
887	H23.2.3	H23.2.21	平成21年度道路改築工事(泊野道路21-7工区)の工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
888	H23.2.3	H23.2.21	平成21年度県単道路整備(交付金)工事(麓2工区)の工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
889	H23.2.3	H23.2.28	標準勤務年数未満了者の異動表(平成19年度)	不開示	教育庁教職員課	7条6号
890	H23.2.4	H23.2.9	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 旅館, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年1月5日から平成23年1月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
891	H23.2.4	H23.2.9	食品衛生法に基づく飲食店営業(仕出し[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし, 平成23年1月5日から平成23年1月31日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
892	H23.2.7	H23.2.10	〇〇〇協同組合の設立時の定款	一部開示	商工労働水産部 商工政策課	旧8条2号, 4号
893	H23.2.8	H23.2.9	広域営農団地農道整備事業 日置南部地区一般計画平面図 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(永吉・小野区間)平面図 13-1～13-13 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(今田区間)平面図 2-1～2-2 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(入来区間)平面図 6-1～6-6 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(金峰区間)平面図 10-1～10-10	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
894	H23.2.8	H23.2.18	平成22年度 ①県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区) ②県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区) 上記①, ②工事の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
895	H23.2.9	H23.2.9	文書名: 工事費内訳・明細表(最新版) 工事名: 県単道路整備(交付金)工事(麓2工区)	取下げ	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
896	H23.2.9	H23.2.15	食品衛生法に基づく清涼飲料水製造業の要許可台帳一覧表。(奄美大島本島のみ) ただし, 平成23年2月9日現在に営業許可を取得しているもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
897	H23.2.9	H23.2.21	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
898	H23.2.9	H23.2.21	平成22年度 県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
899	H23.2.9	H23.2.21	平成20年度道路改築工事(泊野道路20-6工区)の最終工事費内訳書	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
900	H23.2.10	H23.3.2	下記の法人に係る平成21年度の事業報告書, 財産目録, 貸借対照表, 損益計算書, 監事監査報告書, 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類, 理事, 監事及び評議員に対する報酬等の支給基準並びに書類付表3(保有する資産の明細表) ・計3社会医療法人	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
901	H23.2.10	H23.3.11	「かごしま県市町村電子入札システムポータルサイト」に掲載されている入札結果に関する情報のうち, 農業農村情報ネットワークシステムに記録されている電磁的記録	不開示	農政部 農地建設課	7条6号

整理番号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公 文 書 の 名 称 等	決 定 内 容	事 務 担 当 課	不 開 示 理 由
902	H23.2.10	H23.3.11	花かごしま2011ホームページに掲載されている入札結果が記録されている電磁的記録	一部開示	土木部 都市計画課	文書不存在
903	H23.2.10	H23.3.14	「かごしま県市町村電子システムポータルサイト」に掲載されている入札結果に関する情報のうち、土木行政総合システムに記録されている電磁的記録	不開示	土木部 監理課	7条6号
904	H23.2.10	H23.3.14	かごしま県市町村電子システムポータルサイトから利用できる入札情報サービスを運営するサーバの入札結果に関する電磁的記録	不開示	土木部 監理課	7条6号
905	H23.2.14	H23.2.16	鹿児島県立高等学校事務職員(図書館担当)選考試験(1次)平成22, 23年度の一般教養・専門の問題及び解答	開示	教育庁教職員課	
906	H23.2.14	H23.2.18	平成18年度～22年度(5年間)に実施された貴県の公立高校入試科目・国語科の中で出題された「聞き取り検査」台本と模範解答の原稿一式及び、それらに対応した放送音源(電磁記録体)一式。	取下げ	教育庁高校教育課	
907	H23.2.14	H23.2.25	下記工事に係る予定価格調書 ・県単道路整備(交付金)工事(湯屋21-12工区) ・鹿屋9号県単道路整備(改良)工事	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
908	H23.2.15	H23.3.10	・21火山砂防工事(西道川1工区)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表 ・21火山予防工事(西道川2工区)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 工種明細表, 施工内訳表	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
909	H23.2.16	H23.2.17	社会福祉法人〇〇〇の平成19年度, 20年度分の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書	一部開示	保健福祉部 子ども福祉課	7条1号, 4号
910	H23.2.16	H23.2.24	平成23年度鹿児島県公立学校教員採用選考試験問題 第1次試験の一般教養・教職教養の問題及び解答	開示	教育庁教職員課	
911	H23.2.16	H23.3.4	以下の, 最新版の, 温泉分析書(いわゆる成分分析表)のコピー 計16箇所	一部開示	保健福祉部 生活衛生課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
912	H23.2.17	H23.2.21	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年2月1日から平成23年2月15日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
913	H23.2.17	H23.2.25	・県単道路整備(交付金)工事(湯屋21-12工区)に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表 ・鹿第9号県単道路整備(改良)工事に係る設計概要, 事業費総括表, 工事設計書, 工事費総括表, 本工事費内訳表, 補償工事費内訳	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
914	H23.2.17	H23.3.1	平成22年度県立病院課の診療材料の購入に係る単価契約書別表	一部開示	県立病院局県立病院課	7条2号, 4号
915	H23.2.17	H23.3.9	平成21年度 西之表港改修工事(8工区) 差筋設置状況及び完了の写真 型枠組立状況及び完了の写真	開示	熊毛支庁 建設部建設課	
916	H23.2.17	H23.3.9	株式会社〇〇〇の産業廃棄物不法投棄・保管等に係る廃棄物・リサイクル対策課の調査・指導等の関係資料	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条1号, 2号, 4号
917	H23.2.21	H23.3.23	株式会社〇〇〇が土地利用協議書に添付したゴルフ場建設建設計画区域に係る周辺利害関係者の同意書	一部開示	企画部 地域政策課	旧8条2号, 3号, 4号
918	H23.2.21	H23.3.23	株式会社〇〇〇から申請のあった隣地開発許可申請書の内, 開発区域居住者の同意書及び漁業共同組合の同意書	一部開示	環境林務部 森林整備課	旧8条2号, 3号, 4号
919	H23.2.21	H23.3.23	株式会社〇〇〇が農地転用許可申請書に添付した隣接農地所有者の同意書及び利害関係者の同意書	一部開示	農政部 農村振興課	旧8条2号, 3号, 4号
920	H23.2.22	H23.3.2	「マリンポートかごしま」に関する工事の平成11年から現在までの入札執行結果表(公表用)	開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	
921	H23.2.22	H23.3.2	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年2月16日から平成23年2月28日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
922	H23.2.22	H23.3.3	社会福祉法人〇〇〇の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書 (平成20年度, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号
923	H23.2.22	H23.3.7	「マリンポートかごしま」建設工事の入札執行結果表(公表用)平成11年から現在までの分	開示	土木部 建築課	
924	H23.2.22	H23.3.16	社会福祉法人〇〇〇の平成20年度(平成20年4月から平成21年3月まで), 平成21年度(平成21年4月から平成22年3月まで)の「貸借対照表」, 「財産目録」, 「事業活動収支計算書」, 「現況報告書」	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
925	H23.2.23	H23.3.4	風俗営業許可台帳(8号営業) ばちんこ屋許可台帳	一部開示	警察本部生活安全部生活環境課	7条1号, 2号, 6号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名目等	決定内容	事務担当課	不開示理由
926	H23.2.23	H23.3.8	・鹿児島県農政部の施工単価条件表(コード表)	取下げ	農政部 農地建設課	
927	H23.2.23	H23.3.8	平成22年度 ①県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区) ②県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区) 上記①, ②工事の工事費内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
928	H23.2.23	H23.3.22	鹿児島県警察が所管するかごしま県市町村電子入札ポータルサイトに掲載されている入札結果に関する電磁的記録及び電子入札結果に関するその他の電磁的記録	不開示	警察本部警務部会計課	7条6号, 文書不存在
929	H23.2.23	H23.3.25	平成19年執行の県議会議員選挙及び平成21年執行の県議会議員補欠選挙に係るポスターの公費負担支出がわかる文書の写し計58名	一部開示	選挙管理委員会事務局	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
930	H23.2.24	H23.3.1	貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定に基づく〇〇〇に係る平成15年7月14日付け登録申請書第1面及び第4面	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条2号, 4号
931	H23.2.24	H23.3.2	平成21年度～平成23年度 鹿児島県公立学校教員選考試験 高等学校商業科の一次試験筆記試験問題及び解答	開示	教育庁教職員課	
932	H23.2.24	H23.3.16	平成23年2月8日午後10時8分ごろ, 中央町14番地に所在する共研公園への鹿児島西警察署地域警察出動の原因となった緊急通報処理票	不開示	警察本部生活安全部地域課	7条1号, 4号, 6号
933	H23.2.25	H23.3.25	県営特殊農地保全整備事業西花岡地区の第5換地区の工事着工前に行われた, 土地改良法第87条の3第1項(計画の変更)の規定に基づく「区画整理」及び「農用地の造成」に係る法手続きが行われたことが分かる書類	不開示	農政部 農地整備課	文書不存在
934	H23.2.28	H23.3.7	平成22年度鹿児島県文化センター指定管理者指定申請における事業計画書及び収支予算書	一部開示	総務部 県民生活局生活・文化課	7条1号
935	H23.2.28	H23.3.14	平成22年度の石橋記念公園の指定管理者選定に当たり, セイカスポーツセンター・南日本総合サービス共同事業体が鹿児島県に提出した事業計画書及び収支予算書	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号
936	H23.2.28	H23.3.14	平成20年度の吹上海浜公園の指定管理者選定に当たり, 財団法人鹿児島県地域振興公社が鹿児島県に提出した事業計画書及び収支予算書	一部開示	土木部 都市計画課	7条1号
937	H23.2.28	H23.3.17	産業廃棄物管理型最終処分場に係る関係4自治会に対する説明会の知事への報告書(連絡協議会分)	一部開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	7条2号, 4号
938	H23.2.28	H23.3.17	産業廃棄物管理型最終処分場に係る関係4自治会に対する説明会の知事への報告書(連絡協議会前全)	不開示	環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	文書不存在
939	H23.2.28	H23.3.30	平成22年度フラワーパークかごしま指定管理者指定申請における, 事業計画書及び収支計算書	開示	農政部 農産園芸課	
940	H23.2.28	H23.3.30	〇〇〇診療所にかかる立入検査等の関係書類	一部開示	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	7条1号
941	H23.3.2	H23.3.4	位置図及び縦覧用平面図 一般国道58号, 菱刈横川線, 鹿屋吾平佐多線, 垂水南之郷線, 南浦築地線	開示	土木部 道路維持課	
942	H23.3.2	H23.3.8	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域) ただし平成23年2月1日から平成23年2月28日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
943	H23.3.2	H23.3.9	土壌汚染対策法に基づく要措置区域等(整理22-1~4)に係る 1)最新又は消去時の区域台帳一式の写し 2)土壌汚染状況調査結果報告書, 一定の規模以上土地の形質の変更届, 形質変更時届出区域内における土地の形質の変更届, 汚染土壌の区域外搬出届出書, 措置完了報告書の鑑の写し 3)土壌汚染対策法第4条の調査命令書の写し	一部開示	環境林務部 環境保全課	7条1号, 2号, 4号
944	H23.3.2	H23.3.10	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	熊毛支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
945	H23.3.2	H23.3.11	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	鹿児島地域振興局 総務企画部課税課	7条2号, 4号
946	H23.3.2	H23.3.11	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	南薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
947	H23.3.2	H23.3.14	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	北薩地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
948	H23.3.2	H23.3.16	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大隅地域振興局 総務企画部県税課	7条2号, 4号
949	H23.3.2	H23.3.18	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	大島支庁 総務企画部県税課	7条2号, 4号
950	H23.3.2	H23.3.24	平成22年12月1日から平成23年2月28日の間に県内全県税事務所にて届出を受理した「法人設立申告書」	一部開示	始良・伊佐地域振興局 総務企画部課税課	7条2号, 4号

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
951	H23.3.3	H23.3.11	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, 仕出し, 旅館, その他), 菓子製造業, 魚介類販売業, 魚肉わねり製品製造業, 缶詰又は瓶詰食品製造業, あん類製造業, 乳類製造業, 食肉販売業, 食用油脂製造業, みそ製造業, 醤油製造業, ソース類製造業, 酒類製造業, 豆腐製造業, 納豆製造業, めん類製造業, そうざい製造業, 清涼飲料水製造業(全て固定のみ)の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年1月1日から平成23年2月28日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
952	H23.3.3	H23.3.11	食品衛生法に基づく飲食店営業乳製品製造業, アイスcream類製造業, 食肉製品製造業, 乳酸菌飲料製造業, マーガリン又はショートニング製造業, 添加物製造業, 氷雪製造業, 氷雪販売業の要許可台帳一覧表。(鹿児島市を除く県下全域)ただし, 平成23年1月1日から平成23年2月28日までに, 新規に営業許可の取得をしたもの。	不開示	保健福祉部 生活衛生課	文書不存在
953	H23.3.3	H23.3.17	水質汚濁防止法に基づき, 鹿児島県が立入調査した〇〇〇及び〇〇〇で採取した排水の水質測定結果	一部開示	環境林務部 環境保全課	文書不存在
954	H23.3.3	H23.3.18	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般, その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所, 西之表保健所, 屋久島保健所, 名瀬保健所, 徳之島保健所を除く県下全域) ただし, 平成23年3月1日から平成23年3月15日までに, 新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
955	H23.3.4	H23.3.11	風俗営業一覧表, ばちんこ屋一覧表, 性風俗特殊営業一覧表, 性風俗無店舗一覧表, 性風俗映像送信一覧表, 深夜酒類提供飲食店一覧表	開示	警察本部生活安全部生活環境課	
956	H23.3.4	H23.3.15	平成17年度～平成22年度の志布志保健所のゴミ処分に関する支出負担行為・支出命令票, 医療廃棄物処理報告書及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号, 文書不存在
957	H23.3.4	H23.3.15	平成17年度, 平成18年度原爆被爆者健康診断に係る案内通知	開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	
958	H23.3.4	H23.3.15	平成17年度志布志保健所運営協議会に関する報酬支給内訳書	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	7条1号, 4号
959	H23.3.7	H23.3.7	以下の工事の金入設計書 道路改築工事(泊野道路22-2工区)	取下げ	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
960	H23.3.7	H23.3.15	広域営農団地農道整備事業 日置南部地区一般計画平面図 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(永吉・小野区間)平面図 13-1～13-13 広域営農団地農道整備事業(交付金) 日置南部地区(入来区間)平面図 6-1～6-6	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条1号
961	H23.3.7	H23.3.17	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
962	H23.3.7	H23.3.17	平成22年度県単道路整備(交付金)工事(合併)(山崎橋1工区)の工事費内訳書	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
963	H23.3.7	H23.3.24	1 平成12年度から平成21年度分の返還額に関する調査報告書について 2 〇〇〇に対する指導監査の経緯について	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号, 2号, 4号
964	H23.3.8	H23.3.16	阿久根東郷泉(2011年7月中旬に供用予定の区間)の位置図及び道路形状の分かる平面図等	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
965	H23.3.9	H23.3.9	入札済み工事の金入り設計書を工種・種別・細別・単価表・経費まで全て ・工事名: 旧蚕業試験場解体工事(2工区) ・工事名: 保険看護学校職員舎解体工事 ・工事名: 運転免許試験場庁舎棟新築空調工事(試験棟) ・工事名: 川内高校井水ポンプ他改修工事 ・工事名: (仮称)地域交流施設(始良病院)新築工事 ・工事名: 河川総合開発(西之谷ダム)管理棟新築工事 ・工事名: 河川総合開発(西之谷ダム)管理棟電気工事 ・工事名: 運転免許試験場庁舎棟新築電気工事(試験棟) ・工事名: 運転免許試験場庁舎棟新築電気工事(受変電設備)	取下げ	土木部 建築課	
966	H23.3.9	H23.3.15	県営かんがい排水事業(一般型)【農山漁村交付金】 日吉地区22-4工区 工事設計書	一部開示	鹿児島地域振興局 農林水産部農村整備課	7条2号, 6号
967	H23.3.9	H23.3.16	県営湛水防除事業【農山漁村交付金】限之城地区22-4工区の金入設計書	一部開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	7条2号, 6号
968	H23.3.11	H23.3.18	受付日H17年9月7日 確認番号H17年9月12日第〇〇〇号の建築計画概要書一式	開示	北薩地域振興局 建設部土木建築課	
969	H23.3.14	H23.3.30	平成21年度指定障害福祉サービス事業者等実地指導 平成22年度指定障害福祉サービス事業者等実地指導 (〇〇〇)	開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	
970	H23.3.16	H23.3.17	動物取扱業者登録簿	開示	保健福祉部 生活衛生課	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
971	H23.3.16	H23.3.28	社団法人〇〇〇における ・決算財務諸表報告書(貸借対照表, 正味財産増減計算書, 財務諸表に対する注記, 収支計算書, 収支計算書に対する注記及び監査報告書)(平成19, 20, 21年度分) ・収支予算表, 事業計画書(平成22年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
972	H23.3.16	H23.3.28	財団法人〇〇〇における 損益計算書, 貸借対照表(平成19, 20, 21年度分) 損益予算書, 事業計画書(平成22年度分)	開示	保健福祉部 保健医療福祉課	
973	H23.3.16	H23.3.31	社会福祉法人〇〇〇の平成21年度福祉・介護職員処遇改善実績報告書及び賃金改善額積算資料	一部開示	保健福祉部 障害福祉課	7条1号, 2号, 4号
974	H23.3.16	H23.4.8	社団法人〇〇〇の事業報告書, 決算財務諸表報告書, 財産目録, 社員の異動状況を記載した書類, 事業計画書, 収支予算書及び業績集(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号, 4号
975	H23.3.16	H23.4.12	財団法人〇〇〇の事業報告書, 損益計算書, 収支計算書, 正味財産増減計算書, キャッシュ・フロー計算書, 貸借対照表, 財産目録, 事業計画書, 損益計算書及び収支予算書(平成19, 20, 21年度分)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号, 2号
976	H23.3.16	H23.4.14	以下の社会資本総合整備計画 「薩摩半島中央部における地域間・地域内の交通連携の充実・強化による安全・安心で魅力ある都市環境づくり」 「薩摩半島南部における交通連携強化と産業・観光振興支援による豊かな自然環境を生かした活力あふれる地域づくり」 「薩摩半島北西部における拘束交通網の活用と, 都市と農山村との連携強化による暮らしやすい生活環境づくり」 「県央部における交通連携の充実強化と産業と観光の調和による活力ある地域づくり」 「大隅半島における拘束交通網の充実と新食糧供給基地としての発展による安心・安全な地域づくり」 「熊本地域における島内道路網の整備と豊かな自然環境を生かした安心で快適な生活環境づくり」 「奄美地域における群島内外の交流連携強化による安心して障害を送れる地域づくり」 「県都鹿児島市を中心とした物流機能向上による交流拠点かごしまの形成」 「海上交通ネットワークを活用した産業振興により快適で活力あふれる大隅地域の形成」 「島内, 各離島間, 県本土・県際間の連携強化により人・物が活発に行き交う快適で活力ある奄美地域の形成」	開示	土木部 監理課	
977	H23.3.17	H23.3.25	薩摩川内市久見崎海岸に隣接する昭和49年度から昭和51年度の治山台帳	開示	北薩地域振興局 農林水産部農林水産総務課	
978	H23.3.17	H23.4.13	下記(学)の平成19年度から21年度までの貸借対照表, 消費収支計算書 計50学校法人	一部開示	総務部 県民生活局青少年男女共同参画課	7条2号
979	H23.3.18	H23.3.22	次の工事に係る権利義務の譲渡等承諾申請書及び承継承諾書並びに工事請負変更契約書 ・前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(2工区)(平成21年度) ・前籠漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(平成21年度) ・中之島港改修工事(1工区)(平成21年度) ・西之浜漁港広域漁港(特定)整備工事(1工区)(平成21年度) ・硫黄島港県単港湾整備(経済危機対策)工事(平成21年度)	一部開示	鹿児島地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号
980	H23.3.18	H23.3.22	次の工事に係る権利義務の譲渡等承諾申請書及び承継承諾書並びに工事請負変更契約書 ・片浦漁港広域漁港(一般)整備工事(21-1工区)(平成21年度)	一部開示	南薩地域振興局 建設部建設総務課	7条2号, 4号
981	H23.3.18	H23.4.15	県職員住宅(学校共済), 鹿屋合同庁舎, 県営平和団地に係るボーリング調査結果報告書のうち「柱状図」及び「調査位置図」	不開示	土木部 建築課	文書不存在
982	H23.3.18	H23.4.15	旧蚕業試験場解体工事(2工区), 保健看護学校職員公舎解体工事, 運転免許試験場庁舎棟新築空調工事(試験棟), 川内高校井水ポンプ他改修工事, (仮称)地域交流施設(始良病院)新築工事, 河川総合開発(西之谷ダム)管理棟新築工事, 河川総合開発(西之谷ダム)管理棟電気工事, 運転免許試験場庁舎棟新築電気工事(試験棟)及び運転免許試験場庁舎棟新築電気工事(受変電設備)に係る金入り設計書	一部開示	土木部 建築課	7条6号
983	H23.3.22	H23.3.30	〇〇〇地区計画見直しに係る住民説明会議事メモ(平成23年3月13日開催)	開示	鹿児島県住宅供給公社	
984	H23.3.22	H23.3.30	〇〇〇地区計画一部見直し案についてのお知らせ文書配布後の問い合わせについて	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条1号
985	H23.3.22	H23.3.30	〇〇〇土地分譲パンフレットに係る「起案文書」, 「仕様書」, 「最終原稿」	開示	鹿児島県住宅供給公社	
986	H23.3.22	H23.3.30	〇〇〇地区計画変更に係る事前相談書	開示	鹿児島県住宅供給公社	
987	H23.3.22	H23.3.30	・〇〇〇案内所近くの土地に市営住宅が建設されるにあたり, 〇〇〇土地所有者に建設計画等を周知したことのわかる一切の公文書。 ・周知した事実がないのであれば, 周知不要と判断した理由のわかる一切の公文書	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書等の名称等	決定内容	事務担当課	不開示理由
988	H23.3.22	H23.3.30	平成19年5月頃「○○○案内所前空き地にスーパーなどの商業施設が入ってきます。」「平成20年4月から松元小学校のスクールバスが運行予定です。」と公社職員が説明を行った根拠となる一切の公文書。	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在
989	H23.3.22	H23.3.30	鹿児島県住宅供給公社業務処理要領	開示	鹿児島県住宅供給公社	
990	H23.3.22	H23.3.30	・鹿児島県住宅供給公社土地売買契約書(○○○用) ・○○○土地所有者が地区計画の見直しを行ってまで、早期の住宅地形成を行う義務が明確に示されている契約書等の公文書	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在
991	H23.3.22	H23.4.11	開示請求に係る公文書等の名称等 (1)県民健康プラザ鹿屋医療センターに係る公文書 平成20年12月16日付けは正勧告書 (2)県立大島病院に係る公文書 平成22年5月26日付けは正勧告書	開示	県立病院局県立病院課	
992	H23.3.23	H23.4.12	平成21年度県庁舎の清掃業務委託契約に関する見積書、契約書及び仕様書	一部開示	出納局 庁舎管理課	7条2号、4号、文書不存在
993	H23.3.23	H23.4.22	社団法人○○○の公益認定に係る申請書及び添付書類一式並びに財団法人○○○の公益認定に係る申請書及び添付書類一式	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
994	H23.3.24	H23.3.30	○○○地区計画見直しに係る説明会議事メモ	開示	土木部 建築課	
995	H23.3.24	H23.4.12	県単道路整備(交付金)工事(合併)(宮都大橋7工区)及び(山崎橋1工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	
996	H23.3.24	H23.4.12	道路改築工事(泊野道路22-2工区)の工事費総括表, 本工事費内訳表, 施工内訳表	一部開示	北薩地域振興局 建設部建設総務課	7条6号
997	H23.3.24	H23.4.20	県単道路整備(交付金)工事(大畑5工区)設計書	一部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	7条6号
998	H23.3.25	H23.3.28	社会福祉法人○○○の提出した介護職員処遇改善交付金に伴う介護職員処遇改善交付金に伴う介護職員処遇改善計画書(平成23年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号、4号
999	H23.3.25	H23.3.28	医療法人○○○(老人保健施設○○○他分)の提出した介護職員処遇改善交付金に伴う介護職員処遇改善計画書(平成22、23年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条2号、4号
1000	H23.3.25	H23.3.29	土地売買契約書	取下げ	大島支庁 瀬戸内事務所	
1001	H23.3.25	H23.4.21	株式会社○○○から申請のあった林地開発許可申請書の内、D調整池に係る調整池計算書	開示	環境林務部 森林整備課	
1002	H23.3.28	H23.3.31	社会福祉法人○○○の 1 貸借対照表 2 事業活動収支計算書 (平成20年度・21年度分)	一部開示	保健福祉部 介護福祉課	7条1号、2号、4号
1003	H23.3.28	H23.4.27	財団法人○○○の移行認定申請書類一式(申請書のかがみ文書及び別紙1(法人の基本情報等)～別紙4(その他の添付書類(新定款ほか)の全ての書類)	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	7条1号、2号、4号
1004	H23.3.29	H23.4.7	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般、その他[固定店舗のみ])の要許可台帳一覧表。 (鹿児島市保健所、西之表保健所、屋久島保健所、名瀬保健所、徳之島保健所を除く県下全域) ただし、平成23年3月16日から平成23年3月31日までに、新規に営業許可を取得したもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
1005	H23.3.29	H23.4.12	平成18年度、平成19年度、平成20年度医療免許事務に係る志布志保健所から県庁への起案文書兼送付文書	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	7条1号、文書不存在
1006	H23.3.29	H23.4.12	平成18年3月30日と31日の旅行命令票	一部開示	大隅地域振興局 保健福祉環境部志布志支所	7条1号
1007	H23.3.30	H23.4.5	生活保護の不服審査請求に対する裁決書 平成20年度分3件 平成21年度分4件(7件は同内容の裁決書のため除く)	一部開示	保健福祉部 社会福祉課	7条1号
1008	H23.3.30	H23.4.7	食品衛生法に基づく飲食店営業(一般・その他(固定店舗のみ))の要許可台帳一覧表の出水、川薩、伊集院保健所管内のもの。 ただし、平成23年1月1日から平成23年3月31日までに新規に許可を取得しているもの。	開示	保健福祉部 生活衛生課	
1009	H23.3.30	H23.4.8	平成23年3月22日、貴公社公文書開示請求書受付窓口において対応した開示請求に対する応接記録(請求者の発言及び受付窓口職員が請求者へ説明した内容が分かるもの)	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在
1010	H23.3.30	H23.4.8	平成19年度以降、貴公社職員(既に退職した職員も含む)への懲戒処分実施に関する公文書。 (職員の非違行為及び処分内容が分かるもの)	不開示	鹿児島県住宅供給公社	文書不存在
1011	H23.3.30	H23.4.8	住宅メーカーと貴社と交わした土地売買において貴公社が住宅メーカーと交わした土地売買契約書の全て	一部開示	鹿児島県住宅供給公社	7条2号、4号、6号
1012	H23.3.30	H23.4.8	○○○に市営住宅が建設されるに至った経緯のわかる全ての公文書	開示	鹿児島県住宅供給公社	

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の名 称 等	決定内容	事務担当課	不開示理由
1013	H23.3.31	H23.4.15	社会福祉法人〇〇〇 外2法人の平成19年度から平成21年度までの貸借対照表, 事業活動収支計算書	一部開示	土木部 道路維持課	7条1号, 2号, 4号

(2) 鹿児島県情報公開条例

(平成12年12月26日鹿児島県条例第113号)
(平成14年10月15日鹿児島県条例第66号)
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)
(平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)
(平成17年12月26日鹿児島県条例第102号・104号)
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)
(平成19年7月6日鹿児島県条例第35号)

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 公文書の開示(第5条 第18条)
- 第3章 不服申立て等(第18条の2 第21条)
- 第4章 情報公開施策の推進(第22条 第27条)
- 第5章 雑則(第28条 第31条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者並びに鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員(鹿児島県住宅供給公社、鹿児島県道路公社及び鹿児島県土地開発公社(以下「公社」と総称する。))にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管されているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有

する公文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 法令若しくは条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関の明示の指示により公にすることができない情報

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県，国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等，地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は，開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において，不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは，開示請求者に対し，当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし，当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは，この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において，当該情報のうち，氏名，生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより，公にしても，個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは，当該部分を除いた部分は，同号の情報に含まれないものとみなして，前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は，開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し，当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは，その旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は，開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は，開示をしない旨の決定をし，開示請求者に対し，その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は，前2項の決定（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは，当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において，当該公文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは，その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は，開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし，第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては，当該補正に要した日数は，当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，事務処理上の困難その他正当な理由があるときは，同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において，実施機関は，開示請求者に対し，遅滞なく，延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため，開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる

おそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については当該期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

- 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

- 4 開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(法令等による開示の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第18条 開示請求をして文書又は図画（これらの写しを含む。）の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求をして電磁的記録の開示（閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。）を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 不服申立て等

（公社に対する異議申立て）

第18条の2 公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該公社に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 情報公開施策の推進

（情報公開施策の推進）

第22条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう、第2章に定める公文書の開示のほか、情報提供施策及び情報収集活動の充実を図り、情報公開施策の推進に努めるものとする。

（情報提供施策の充実）

第23条 県は、報道機関への情報の提供及び広報誌その他の手段による広報の充実を図り、広報活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、県民の利用に供することを目的として作成し、又は収集した刊行物その他の資料について、閲覧等のための施設の充実及び目録の整備に努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、情報の所在の案内等情報の提供機能の充実を図り、

情報提供施策の充実に努めるものとする。

(情報収集活動の充実)

第24条 県は、県民が必要とする情報を的確に把握するため、広聴活動その他の情報収集活動の充実に努めるものとする。

(会議の公開)

第25条 実施機関の附属機関その他これに類するものは、その会議(法令又は条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合

(2) 公開することにより、公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
(出資法人の情報公開)

第26条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(公社を除く。)であって実施機関が定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第27条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第5章 雑則

(公文書の管理)

第28条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、規則で定めるところにより公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外)

第30条 法令の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項(公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。)及び附則第2項第3号の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鹿児島県情報公開条例(以下「新条例」という。)の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。

(1) 平成13年4月1日前に実施機関(公安委員会及び警察本部長を除く。)の職員が作成し、又は取得した公文書(改正前の鹿児島県情報公開条例(以下「旧条例」という。)第2条第1項に規定する公文書等(以下単に「公文書等」という。)を除く。)

(2) 平成11年7月1日前に実施機関(議会に限る。)の職員が作成し、又は取得した公

文書（公文書等に限る。）

(3) 前項ただし書の規則で定める日前に実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が作成し，又は取得した公文書

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関の職員が作成し，又は取得した公文書等については，新条例第7条の規定にかかわらず，旧条例第8条の規定は，なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現になされている旧条例第6条の規定による開示の請求は，新条例第6条の規定による開示の請求とみなす。

5 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条に規定する不服申立ては，新条例第19条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか，施行日前に旧条例の規定によりした処分，手続その他の行為は，新条例の相当の規定によりした処分，手続その他の行為とみなす。

7 旧条例第13条第1項の規定により置かれた鹿児島県公文書等開示審査会は，新条例第22条の規定により置かれた審査会となり，同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により鹿児島県公文書等開示審査会の委員に任命されている者は，施行日に新条例第24条第1項の規定により審査会の委員に任命されたものとみなし，その任期は，同条第2項の規定にかかわらず，平成15年11月30日までとする。

附 則

1 この条例は，公布の日から施行する。

2 改正後の鹿児島県情報公開条例第7条及び第15条第1項の規定は，この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し，又は取得した公文書について適用し，同日前に実施機関の職員が作成し，又は取得した公文書については，なお従前の例による。

附 則

この条例は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は，平成17年1月1日から施行する。

附 則

この条例は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は，平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の鹿児島県情報公開条例の規定は，平成14年4月1日前に公社（同条例第2条第2項に規定する公社をいう。）の役員及び職員が作成し，又は取得した公文書（同項に規定する公文書をいう。）については，適用しない。

附 則

この条例は，平成18年12月1日から施行する。

附 則

この条例は，平成19年10月1日から施行する。

第2 個人情報保護制度

1 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

平成 22 年度末の個人情報取扱事務の登録件数は、1,316 件となっており、個人情報取扱事務の登録簿は、県政情報センター及び当該事務を所管する各所属に備え置いて一般の閲覧に供しています。

平成 22 年度個人情報取扱事務の登録件数

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

実施機関	事務登録数	事務区分及び件数				
		全庁 共通事務	出先機関 共通事務	所属固有事務		
				本庁	出先機関	
知事	知事公室	14	10	0	4	0
	総務部	164	14	22	104	24
	企画部	31	1	0	30	0
	環境林務部	80	2	10	63	5
	保健福祉部	323	1	83	221	18
	商工労働水産部	123	3	21	88	11
	農政部	130	1	38	84	7
	土木部	179	4	72	103	0
	危機管理局	13	0	1	12	0
	出納局	11	1	0	10	0
	鹿児島地域振興局	4	0	0	0	4
	南薩地域振興局	0	0	0	0	0
	北薩地域振興局	1	0	0	0	1
	始良・伊佐地域振興局	1	0	0	0	1
	大隅地域振興局	0	0	0	0	0
	熊毛支庁	0	0	0	0	0
	大島支庁	9	0	0	0	9
	工業用水道部	0	0	0	0	0
	計	1,083	37	247	719	80
	議会	7	1	0	6	0
教育委員会	39	4	22	11	2	
選挙管理委員会	18	0	0	18	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	
監査委員	4	1	0	3	0	
公安委員会	4	4	0	0	0	
警察本部長	137	13	55	69	0	
労働委員会	3	0	0	3	0	
収用委員会	3	0	0	3	0	
海区漁業調整委員会	4	0	0	4	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	
県立病院事業管理者	14	0	9	1	4	
合計	1,316	60	333	837	86	

注 1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務を示します。（現にすべての所属では実施していないが、特定又は複数の部局で実施しているものも、この区分に該当します。）

2 「出先機関共通事務」とは、出先機関が実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものを示します。

3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の 1 課（室）又は 1 出先機関のみで実施しているものを示します。

2 保有個人情報の開示請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示請求等の状況

(平成23年3月31日現在)

実施機関	請求 件数	左の処理状況				開 示 請 求 の 主 な 内 容	
		開示	一部開示	不開示	その他		
知 事	知 事 公 室	0	0	0	0	0	
	総 務 部	2	1	0	0	1	
	企 画 部	0	0	0	0	0	
	環 境 林 務 部	0	0	0	0	0	
	保 健 福 祉 部	3	1	2	0	0	苦情・相談関係
	商 工 労 働 水 産 部	0	0	0	0	0	
	農 政 部	0	0	0	0	0	
	土 木 部	0	0	0	0	0	
	危 機 管 理 局	0	0	0	0	0	
	出 納 局	0	0	0	0	0	
	鹿 児 島 地 域 振 興 局	1	0	1	0	0	
	南 薩 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	北 薩 地 域 振 興 局	1	0	1	0	0	
	始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	大 隅 地 域 振 興 局	0	0	0	0	0	
	熊 毛 支 庁	1	1	0	0	0	
	大 島 支 庁	1	1	0	0	0	
	工 業 用 水 道 部	0	0	0	0	0	
	計	9	4	4	0	1	
議 会	0	0	0	0	0		
教 育 委 員 会	8	0	4	4	0		
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0		
人 事 委 員 会	2	1	1	0	0		
監 査 委 員	0	0	0	0	0		
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0		
警 察 本 部 長	14	1	11	1	1	苦情・相談関係	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0		
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0		
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0		
県 立 病 院 事 業 管 理 者	2	0	0	2	0		
合 計	35	6	20	7	2		

(2) 開示請求等の特例に係る開示申出（簡易開示）の状況

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定めた一定の個人情報について、書面によらずに口頭等の簡易な方法による開示申出を受け、請求者本人であることを確認のうえ、その場で一定の方法により開示するもので、実施機関はあらかじめ定めた開示事項の内容等を告示することとなっています。

簡易開示の対象となる個人情報は、県職員採用試験、県立高等学校の入学試験、各種資格試験等の結果（得点、順位等）です。

平成 22 年度の簡易開示の処理状況は次のとおりです。

実施機関	試験数	受験者数	開示件数
知事	20 試験	11,185 名	267 件
教育委員会	7 試験	14,068 名	4,348 件
人事委員会	7 試験	2,834 名	248 件
警察本部長	1 試験	74 名	0 件
県立病院事業管理者	1 試験	191 名	1 件
合計	36 試験	28,352 名	4,864 件

3 保有個人情報の訂正請求の状況

保有個人情報の訂正請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報に事実に関する誤りがあると認めるときには、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができるものです。

平成 22 年度の保有個人情報訂正請求の状況については、警察本部長に 1 件の請求があり、一部訂正の処理となっております。

4 保有個人情報の利用停止請求の状況

保有個人情報の利用停止請求とは、開示を受けた方が自己の保有個人情報が不適切に取り扱われていると認めるときには、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができるものです。

平成 22 年度の保有個人情報利用停止請求は、ありませんでした。

5 不服申立ての状況

開示請求，訂正請求又は利用停止請求に対する実施機関の決定に不服がある請求者は，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき，不服申立てを行うことができます。

平成22年度に行政不服審査法に基づく不服申し立て（異議申し立て又は審査請求）がなされた件数は6件で，平成23年3月31日現在，すべて処理中となっています。

また，条例施行以来，平成22年度までに不服申立てがなされた件数は46件となりました。

(1) 年次別不服申立件数

（平成23年3月31日現在）

年 度	不服申立 件 数	決定又は裁決				取下げ	処理中
		却下	棄却	認容			
				全部	一部		
平成15年度～ 平成20年度	28	1	20	1	0	1	5
平成21年度	12	0	0	0	0	0	12
平成22年度	6	0	0	0	0	0	6
合 計	46	1	20	1	0	1	23

「決定又は裁決」欄は，当該年度になされた不服申立案件に対するそれぞれの対応を示す。

(2) 不服申立ての概要（平成22年度の申立て事案に限る。）

番号	不服申立 年 月 日	請求の内容	事 務 担 当 課	原 決 定 審 査 会			決定又は裁決年月日 決定又は裁決の内容
				年 月 日 決 定 状 況	理 由	諮 問 年 月 日 答 申 年 月 日	
1	22.6.18	保有個人情報の開示請求 請求者本人の診療記録	県立病院局 県立病院課	22.6.8 不開示	事務事業情報	22.7.12 (諮問保第39号)	
2	22.6.25	保有個人情報の開示請求 私に関しての 警察署からの通報書 私に関しての 地域振興局保健福祉環境部からの送付書類	県立病院局 県立病院課	22.6.18 不開示	不存在 事務事業情報	22.7.23 (諮問保第40号)	
3	22.10.25	保有個人情報の開示請求 私が平成21年6月19日に 病院に入院した時に警察官が作成した保護カードの中の私に関する情報	警察本部 生活安全企画課	22.8.31 一部開示	第三者情報 公共安全等情報 事務事業情報	22.12.8 (諮問保第41号)	
4	22.11.30	保有個人情報の開示請求 病院への受診並びに 病院入院に係る，私に関する全ての個人情報書類 保健所の作成書類（相談記録・情報提供書） 警察署からの通報書類	保健福祉部 障害福祉課	22.10.29 一部開示	第三者情報 公共安全等情報 事務事業情報	22.12.27 (諮問保第42号)	
5	22.12.27	保有個人情報の開示請求 平成21年5月27日及び同年6月1日，警察署から 保健所に宛てた「精神障害者（アルコールの慢性中毒）等の発見，保護通報書」の私に関する情報	警察本部 生活安全企画課	22.11.25 不開示	不存在	23.1.26 (諮問保第43号)	
6	23.2.16	保有個人情報の訂正請求 平成21年6月19日に作成された「保護カード」の中の私に関する情報に係る訂正請求	警察本部 生活安全企画課	22.12.27 一部訂正	訂正の理由があると認められない。	23.3.16 (諮問保第44号)	

資 料

- (1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況一覧表
- (2) 簡易開示実施状況一覧
- (3) 鹿児島県個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示請求の内容及び処理状況

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
1	H22.4.20	あなたが平成 20 年 4 月 25 日に保有個人情報開示請求書で請求し、平成 20 年 5 月 22 日に鹿児島県警察本部長から交付を受けた「活動記録簿」の写しの中のあなたに関する情報	全部開示	警察本部 地域課	
2	H22.5.12	〇〇〇氏の精神保健福祉手帳認定に係る診断書(平成 16 年度分)	全部開示	保健福祉部 精神保健福祉センター	
3	H22.5.19	請求者本人の診療記録	不開示	県立病院局 県立始良病院	13 条 7 号
4	H22.5.28	① あなたに関しての〇〇〇警察署からの通報書 ② あなたに関しての〇〇〇地域振興局保健福祉環境部からの送付書類	不開示	県立病院局 県立始良病院	13 条 7 号, 不存在
5	H22.6.23	平成 7 度新種子島空港整備事業実施に係るあなたと県との間で締結した土地売買及び補償に関する情報	全部開示	熊毛支庁 建設部建設課	
6	H22.6.24	平成 22 年 2 月 24 日、あなたが夫と口論となった事案で〇〇〇警察署員が現場臨場したことに 関し、その処理状況が記載してある「応急事件処理簿」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 捜査第一課	13 条 2 号, 5 号
7	H22.6.30	平成 21 年 6 月 19 日〇〇〇病院入院並びに〇〇〇病院受診に関する私、〇〇〇に係る全ての書類及び保健所、両病院への通報書類。	取下げ	警察本部 生活安全企画課	
8	H22.6.30	〇〇〇病院への受診並びに〇〇〇病院入院に係る、あなたに関する全ての個人情報書類 ① 〇〇〇保健所の作成書類 ② 〇〇〇警察署からの通報書類	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	13 条 2 号, 5 号, 7 号
9	H22.8.2	あなたが平成 21 年 6 月 19 日に〇〇〇病院に入院したときに警察官が作成した保護カードの中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	13 条 2 号, 5 号, 7 号
10	H22.8.16	平成 20 年 12 月 4 日貸借関係等のトラブルで、あなたが警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13 条 2 号
11	H22.8.16	平成 22 年 2 月ころ、あなたが貸借関係等のトラブルとなった事案で〇〇〇警察署員が現場臨場したことに 関し、その処理状況が記載してある「応急事件処理簿」中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 捜査第一課	13 条 2 号, 5 号
12	H22.9.10	平成 21 年 3 月、あなたが〇〇〇署へ DV 相談されたときに作成された「配偶者からの暴力相談等対応票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	13 条 2 号, 5 号, 7 号
13	H22.9.17	平成 22 年度鹿児島県職員採用上級試験(水産)第 1 次試験結果及び第 2 次試験結果(総合得点, 総合順位, 種目別得点)	全部開示	人事委員会事務局 総務課	
14	H22.9.30	あなたが鹿児島県医療安全支援センターに相談した平成 22 年 2 月 5 日及び平成 22 年 6 月 14 日の相談記録	一部開示	保健福祉部 保健医療福祉課	13 条 2 号, 5 号
15	H22.10.1	〇〇〇病院への受診並びに〇〇〇病院入院に係る、あなたに関する全ての個人情報書類 ① 〇〇〇保健所の作成書類(相談記録・情報提供書) ② 〇〇〇警察署からの通報書類	一部開示	北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	13 条 2 号, 5 号, 7 号
16	H22.10.4	指導が不適切な教員に係る申請に伴う調書	一部開示	教育庁 県立鹿児島東高等学校	13 条 2 号, 7 号

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
17	H22.10.25	「特定非営利活動法人〇〇〇」の平成20年度第6回緊急理事会議事録、平成20年度第4回緊急社員総会議事録、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者指定申請書(多機能)一式のうち、請求者に関する情報が記載されている部分	一部開示	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	13条2号, 3号, 5号
18	H22.10.26	平成21年5月27日及び同年6月1日、〇〇〇警察署から〇〇〇保健所に宛てた「精神障害者(アルコールの慢性中毒)等の発見、保護通報書」のあなたに関する情報	不開示	警察本部 生活安全企画課	不存在
19	H22.12.6	平成19年12月及び平成21年3月に、あなたが〇〇〇警察署と捜査第一課に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号
20	H23.1.28	あなたが平成19年2月6日に〇〇〇高校校長に提出した〇〇〇高をはじめとする2地区各2校を追加記載させたあなたの身上調査書	不開示	教育庁 教職員課	不存在
21	H23.1.28	平成19年度から平成22年度にかけてのあなたの単身赴任手当支給に係る決裁文書	一部開示	教育庁 教職員課	13条2号, 5号
22	H23.2.3	あなたに係る不服申立事案(平成19年(不)第3号事案)を決定した平成21年1月27日開催の人事委員会の議事録及び同事案の第2回, 第3回の口頭審理の録音テープ	一部開示	人事委員会事務局 職員課	13条2号, 5号, 6号
23	H23.2.3	監査委員事務局長宛2022年12月26日(平成22年)〇〇〇差出の郵便受付の記録簿	取下げ	総務部 学事法制課	
24	H23.2.3	1 あなたを原告とする裁判に係る乙12号証を被告指定代理人が〇〇〇法律事務所に提出した際の決裁書 2 人事委員会に書証として提出したあなたの単身赴任届について、〇〇〇高校に対して原本証明を要請したこと及び原本証明が行われた同書類の提出を同校に求めたことに係る決裁書	不開示	教育庁 教職員課	不存在
25	H23.2.3	あなたが提起した訴訟について鹿児島県が要した費用とその明細に関する公文書	一部開示	教育庁 教職員課	13条2号, 3号, 5号
26	H23.2.3	あなたの公民及び地歴の専修免許が記載されている人事記録カード	不開示	教育庁 教職員課	不存在
27	H23.2.3	あなたに対する平成19年5月25日付け鹿教教第97号「本県公立学校教員〇〇〇に係る平成19年4月1日付け人事異動の事由等について(回答)」に係る起案書	一部開示	教育庁 教職員課	13条2号, 5号, 不存在
28	H23.2.3	あなたが行った不服申立について鹿児島県が要した費用とその明細に関する公文書	不開示	教育庁 教職員課	13条2号, 3号, 5号, 不存在
29	H23.2.9	平成22年10月に、あなたが〇〇〇警察署に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号
30	H23.2.10	平成23年1月10日(日)から同年2月1日(火)までの間、あなたが〇〇〇警察署に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 相談広報課	13条2号

整理番号	受付年月日	請求内容	決定内容	事務担当課等	不開示該当条項
31	H23.2.23	鹿児島県消費生活センターが、あなたから受けた消費生活相談情報	全部開示	総務部 消費生活センター	
32	H23.3.17	平成20年4月6日、あなたが夫から暴力を受けたことについて、〇〇〇警察署に相談した内容を記載した「配偶者からの暴力相談等対応票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	13条2号
33	H23.3.22	平成21年2月28日、あなたが夫から暴力を受けたことについて、〇〇〇警察署に相談した内容を記載した「配偶者からの暴力相談等対応票」及び「同継続処理票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	13条2号
34	H23.3.30	平成23年2月1日、あなたが夫から暴力を受けたことについて、〇〇〇警察署に相談した内容を記載した「配偶者からの暴力相談等対応票」の中のあなたに関する情報	一部開示	警察本部 生活安全企画課	13条2号
35	H23.3.30	平成〇年〇月〇日に契約した土地売買契約書に記載されているあなたの情報	全部開示	大島支庁 瀬戸内事務所	

(2)簡易開示実施状況一覧

【知事部局】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 准看護師試験	保健福祉部保健医療福祉課	総合得点	平成23年3月16日	平成23年4月15日	838	0
2 調理師試験	保健福祉部健康増進課	総合得点及び科目別得点	平成22年9月15日	平成22年10月14日	519	38
3 毒物劇物取扱者試験	保健福祉部業務課	総合得点及び科目別得点	平成22年9月3日	平成22年10月4日	495	4
4 採石業務管理者試験	商工労働水産部商工政策課	科目別得点	平成22年10月22日	平成22年11月22日	39	0
5 砂利採取業務主任者試験	商工労働水産部商工政策課	科目別得点	平成22年11月22日	平成22年12月21日	17	0
6 技能検定 (前期3級) (1級, 単一等級及び2級) (後期)	商工労働水産部雇用労政課	学科試験得点及び実技試験得点	平成22年8月27日 平成22年10月1日 平成23年3月15日	平成22年9月27日 平成22年11月1日 平成23年4月14日	493 938 1,354	0 7 2
7 職業訓練指導員試験	商工労働水産部雇用労政課	科目別得点	平成22年9月22日	平成22年10月21日	14	2
8 主任計量者試験	計量検定所	総合得点	平成23年2月18日	平成23年3月17日	11	0
9 吹上高等技術専門学校訓練生選考試験 (ITビジネス科) (介護・福祉科①) (販売サービス科) (ビジネス実務科) (服装科) (パソコン・実務科②) (介護・福祉科②) (介護・福祉科③) (自動車工学科) (機械整備科) (金属加工科) (パソコン・実務科①) (金属加工科) (介護福祉士養成科) (金属加工科)	吹上高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	平成22年5月12日 平成22年5月27日 平成22年6月3日 平成22年6月30日 平成22年8月4日 平成22年8月24日 平成22年8月27日 平成22年9月8日 平成22年11月19日 平成22年11月19日 平成22年11月19日 平成22年11月30日 平成23年2月10日 平成23年3月24日 平成23年3月28日	平成22年6月11日 平成22年6月28日 平成22年7月2日 平成22年7月29日 平成22年9月3日 平成22年9月23日 平成22年9月26日 平成22年10月7日 平成22年12月20日 平成22年12月20日 平成22年12月20日 平成23年1月4日 平成23年3月9日 平成23年4月23日 平成23年4月27日	20 44 43 25 14 41 38 38 37 3 1 47 39 33 3	0 0 0 0 0 0 0 3 0 0 0 0 1 2 0
10 宮之城高等技術専門学校訓練生選考試験 委託訓練(介護・福祉科①) 委託訓練(介護・福祉科④) 委託訓練(パソコン・実務科⑤) 委託訓練(パソコン・実務科③) 委託訓練(介護・福祉科⑤) 委託訓練(パソコン・実務科⑥) 推薦入校者選考試験 委託訓練(パソコン・実務科④) 一般入校者選考試験(前期) 委託訓練(介護・福祉科①) 委託訓練(介護・福祉科⑤-2) 一般入校者選考試験(後期一次) 入校者選考試験(建築科一次) 一般入校者選考試験(二次)(室内造形科・建築工芸科) 入校者選考試験(建築科一次) 一般入校者選考試験(二次)(室内造形科・建築工芸科)	宮之城高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	平成22年5月8日 平成22年5月25日 平成22年6月7日 平成22年7月8日 平成22年9月8日 平成22年9月14日 平成22年10月7日 平成22年11月2日 平成22年11月19日 平成22年11月20日 平成22年12月9日 平成23年2月10日 平成23年3月9日 平成23年3月29日 平成23年4月1日 平成23年4月1日	平成22年6月7日 平成22年6月24日 平成22年7月6日 平成22年8月7日 平成22年10月7日 平成22年10月13日 平成22年11月8日 平成22年12月1日 平成22年12月17日 平成22年12月20日 平成23年1月7日 平成23年3月9日 平成23年3月31日 平成23年3月31日 平成23年4月8日 平成23年4月28日	41 31 61 41 27 60 8 37 9 30 28 20 12 4 12 4	2 1 0 0 1 1 0 0 0 0 0 1 1 0 0 0
11 始良高等技術専門学校訓練生選考試験 (ITビジネス科(新卒者)②) (パソコン・実務科⑨) (ITビジネス科③) (介護・福祉科(介護職員基礎研修)②) (パソコン・実務科⑦) (ITビジネス科①) (介護・福祉科(介護職員基礎研修)③) (パソコン・実務科⑩) (パソコン・実務科⑧) (ITビジネス科②) (メカトロニクス科推薦) (ITビジネス科①-2) (介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑦) (一般選考試験) (パソコン・実務科⑪) (パソコン・実務科⑩-2) (追加選考試験) (金属加工科2次) (追加試験2科分, 試験日2/8) (追加試験2科分, 試験日2/25)	始良高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	平成22年4月27日 平成22年5月12日 平成22年5月28日 平成22年6月7日 平成22年7月20日 平成22年7月22日 平成22年8月9日 平成22年8月25日 平成22年9月10日 平成22年10月6日 平成22年10月7日 平成22年10月28日 平成22年11月2日 平成22年11月19日 平成22年11月30日 平成22年12月8日 平成22年12月22日 平成23年3月4日 平成22年2月15日 平成22年3月1日	平成22年5月26日 平成22年6月11日 平成22年6月27日 平成22年7月6日 平成22年8月19日 平成22年8月23日 平成22年9月8日 平成22年9月24日 平成22年10月12日 平成22年11月5日 平成22年11月8日 平成22年11月29日 平成22年12月1日 平成22年12月20日 平成23年1月4日 平成23年1月7日 平成23年1月21日 平成23年4月4日 平成23年3月14日 平成23年3月31日	38 58 35 82 51 37 63 62 28 32 11 30 43 26 43 50 7 4 5 4	1 2 1 3 1 0 1 1 0 0 1 0 3 4 0 0 0 1 0 0
12 鹿屋高等技術専門学校訓練生選考試験 (ITビジネス科(新卒者)④) (ITビジネス科(新卒者)④) (介護・福祉科(介護職員基礎研修)④) (介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑧) (パソコン・ビジネス科③) (パソコン・ビジネス科①) (介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑩) (パソコン・簿記科) (電気設備科) (介護・福祉科(2級ヘルパー養成)③-2) (介護・福祉科(2級ヘルパー養成)⑨) (電気設備科) (パソコン・ビジネス科②)	鹿屋高等技術専門学校	教科別得点及び総合得点	平成22年4月28日 平成22年5月8日 平成22年6月3日 平成22年6月29日 平成22年7月14日 平成22年8月10日 平成22年9月8日 平成22年9月21日 平成22年10月8日 平成22年11月5日 平成22年11月22日 平成22年11月22日 平成22年12月7日	平成22年5月27日 平成22年6月7日 平成22年7月2日 平成22年7月28日 平成22年8月13日 平成22年9月9日 平成22年10月7日 平成22年10月20日 平成22年11月8日 平成22年12月6日 平成22年12月21日 平成22年12月21日 平成23年1月6日	1 26 79 40 37 57 40 63 6 24 25 17 40	0 0 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0 0

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
7 鹿児島県立高等学校入学選抜学力検査	教育庁総務福利課	鹿児島県立高等学校入学選抜学力検査に係る教科別得点及び合計得点(傾斜配点を実施している場合は、傾斜配点後の得点)	平成23年3月17日	平成23年4月18日	10,155	3,974
計	7 試験	—			14,068	4,348

【人事委員会】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県職員採用上級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成22年7月9日 平成22年8月27日	平成22年8月9日 平成22年9月27日	563 126	51 31
2 鹿児島県職員採用中級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成22年10月1日 平成22年11月17日	平成22年11月1日 平成22年12月16日	468 89	22 24
3 鹿児島県職員採用初級試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成22年10月1日 平成22年11月17日	平成22年11月1日 平成22年12月16日	208 52	10 11
4 鹿児島県警察官A採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成22年6月24日 平成22年8月11日	平成22年7月23日 平成22年9月10日	519 235	23 34
5 鹿児島県警察官B採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成22年11月5日 平成22年12月10日	平成22年12月6日 平成23年1月11日	249 165	6 27
6 身体障害者を対象とする鹿児島県職員採用選考試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に限る。)	平成22年11月12日 平成22年12月22日	平成22年12月13日 平成23年1月24日	10 9	2 0
7 鹿児島県民間企業等職務経験者職員採用試験 (1次試験) (2次試験)	人事委員会事務局	総得点及び順位	平成22年7月30日 平成22年9月14日	平成22年8月30日 平成22年10月13日	136 5	7 0
計	7 試験	—			2,834	248

【警察本部長】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県警察職員(技術職員)採用試験 (1次試験) (2次試験)	警察本部警務部警務課	総合得点及び総合順位	平成22年8月6日 平成22年10月4日	平成22年9月6日 平成22年11月4日	59 15	0 0
計	1 試験	—			74	0

【県立病院事業管理者】

試験等の名称	所管課	開示内容	開示期間		受験者数	開示件数
			自	至		
1 鹿児島県立病院局職員採用選考試験 (1次試験) (2次試験)	県立病院課	総得点及び順位(第1次試験については、不合格者に係るものに限る。)	平成22年9月14日 平成22年10月21日	平成22年10月13日 平成22年11月20日	108 83	0 1
計	1 試験	—			191	1

	試験数	受験者数	開示件数
知事部局	20 試験	11,185人	267件
教育委員会	7 試験	14,068人	4,348件
人事委員会	7 試験	2,834人	248件
警察本部長	1 試験	74人	0件
県立病院事業管理者	1 試験	191人	1件
合計	36 試験	28,352人	4,864件

(3) 鹿児島県個人情報保護条例

(平成14年10月15日鹿児島県条例第67号)
(平成16年3月26日鹿児島県条例第10号)
(平成16年10月8日鹿児島県条例第55号)
(平成16年12月24日鹿児島県条例第68号)
(平成17年10月11日鹿児島県条例第90号)
(平成17年12月26日鹿児島県条例第104号)
(平成18年10月17日鹿児島県条例第60号)
(平成19年7月6日鹿児島県条例第60号)
(平成21年3月27日鹿児島県条例第17号)

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱いにおける原則(第3条 第9条)
 - 第2節 個人情報取扱事務の登録等(第10条)
 - 第3節 保有個人情報の開示(第11条 第25条)
 - 第4節 保有個人情報の訂正(第26条 第33条)
 - 第5節 保有個人情報の利用停止(第34条 第39条)
 - 第6節 適用除外等(第40条)
 - 第3章 不服申立て等(第41条 第44条)
 - 第4章 雑則(第45条・第46条)
 - 第5章 罰則(第47条 第50条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県の実施機関が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項並びに開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県立病院事業管理者をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- 4 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱いにおける原則

(個人情報の保有の制限等)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)

の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を保有してはならない。

- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第22条第1項、第25条第2項及び第49条において「電磁的記録」という。))を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次条及び第47条において同じ。))が公の施設の管理を行う場合において個人情報を取り扱うときについて準用する。

- 3 実施機関は、利用目的に照らし、保有する必要がなくなった保有個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料その他これらに類する資料として特別に保有する必要があるものについては、この限りでない。

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 当該実施機関以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(第6号において「他の実施機関等」という。)に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。

(5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

(6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩

序の維持を目的として他の実施機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することについて特別の理由のあるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他特別の理由があると実施機関が認めるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求)

第9条 実施機関は、前条第2項第3号から第7号までの規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第2節 個人情報取扱事務の登録等

(個人情報取扱事務の登録等)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、特定の個人を検索することができるように個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の利用目的

(4) 公文書に記録される個人情報(以下この項において「記録情報」という。)の項目

(5) 本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索しうる者に限る。)として公文書に記録される個人の範囲

(6) 記録情報の収集方法

(7) 記録情報を当該実施機関以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 国の安全その他の国の重大な利益に係る個人情報を取り扱う事務

(2) 犯罪の捜査に係る個人情報を取り扱う事務

(3) 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)又は公務員等であった者に係る個人情報を取り扱う事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの(実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。)

(4) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(5) 前各号に掲げる事務のほか、規則で定める事務

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関(公安委員会及び警察本部長に限る。)は、同項第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを個人情報取扱事務登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の全部若しくは一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿に登録しないことができる。

第3節 保有個人情報の開示

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第12条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人である法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第11条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第21条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある内閣総理大臣、各省大臣その他国の機関の明示の指示により開示する

ことができない情報

- (5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 評価、診断、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

- 第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

- 第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第13条第4号の情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

- 第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第4条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の決定(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の全部又は一部が第13条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第18条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第17条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第13条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条第2号及び第43条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、

その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又は当該開示請求をすることができる法定代理人であることを証明するために必要な書類その他規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第17条第1項の規定による通知があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(開示請求等の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をするときは、第12条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定める簡易な方法により、開示を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による開示の申出(以下この項及び次項において「開示申出」という。)をする者は、第12条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示申出があったときは、直ちに当該開示申出に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合における開示の方法は、前条第1項の規定にかかわらず、実施機関が定めるところによるものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第24条 実施機関は、他の法令等の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第25条 開示請求をして、文書又は図画(これらを複写したものを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

- 2 開示請求をして、電磁的記録の開示(閲覧に準ずるものとして規則で定めるものを除く。)を受ける者は、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第4節 保有個人情報の訂正

(訂正請求権)

第26条 何人も、自己を本人とする次に掲げる保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第24条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

- 2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手続)

第27条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所(法人である法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定する

に足りる事項

(4) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 訂正請求をする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第28条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求に対する措置）

- 第29条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

（訂正決定等の期限）

- 第30条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第27条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（事案の移送）

- 第32条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等をしてなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
 - 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定等をしたときは、当該実施機関は、当該訂正請求者及び移送をした実施機関に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

- 4 前項の規定による通知（第29条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）に係るものに限る。）を受けた当該実施機関は、当該訂正決定に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。

第5節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

- 第34条 何人も、自己を本人とする第26条第1項各号に掲げる保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
- (利用停止請求の手續)

第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（法人である法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 法定代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所
 - (3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (4) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第36条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第37条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の決定をしたときは、同項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

- 第38条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- (利用停止決定等の期限の特例)

第39条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第6節 適用除外等

(適用除外等)

第40条 この章の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定を適用しないこととされている保有個人情報
- (2) 鹿児島県統計調査条例（平成21年鹿児島県条例第17号）第2条に規定する統計調査によって集められた保有個人情報
- 2 この章（第1節及び第2節を除く。）の規定は、法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報については、適用しない。
- 3 この章の規定は、図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保管している個人情報については、適用しない。
- 4 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 5 保有個人情報（鹿児島県情報公開条例第7条に規定する不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、この章（第1節及び第2節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

第3章 不服申立て等

(苦情の処理)

第41条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第43条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第44条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（運用状況の公表）

第45条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（規則への委任）

第46条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けて行う個人情報の取扱いに関する業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第48条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第6号の規定中審議会の意見を聴くことに関する部分、第3章第2節、第58条並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第10条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後遅滞なく」とする。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第2条 法第30条の9第1項に規定する都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）で定める。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とし、第8条を第4条とし、第9条を削る。

（罰則に関する経過措置）

4 前項の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する鹿児島県本人確認情報保護審議会の委員であった者がした旧条例第3条第5

項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 鹿児島県警察本部，部等設置条例（昭和29年鹿児島県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条中第20号を第21号とし，第19号を第20号とし，第18号の次に次の1号を加える。

(19) 個人情報保護に関すること。

附 則

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年3月27日から施行する。

第 3 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会

1 鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会等の開催状況

平成 22 年度においては，12 回開催し，17 件についての審査を実施し，そのうち 9 件について答申を行いました。

平成 22 年度情報公開・個人情報保護審査会

回	開催年月日	主な審議内容
41	22. 4.26	諮問保第 15・20 号の審議【答申案の検討】 諮問保第 16・17 号の審議【委員の意見交換】
42	22. 5.28	諮問保第 16・17 号の審議【答申案の検討】 諮問公第 93，保第 18・19 号の審議【委員の意見交換】
43	22. 6.23	諮問公第 93，保第 17・19 号の審議【答申案の検討】 諮問保第 18 号の審議【委員の意見交換】
44	22. 7.28	諮問公第 94 号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】 諮問保第 18 号の審議【答申案の検討】 諮問保第 21 号の審議【委員の意見交換】
45	22. 8.23	諮問保第 21 号の審議【答申案の検討】 諮問公第 95，保第 22 号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
46	22.10. 4	諮問保第 23・24・25・26 号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】
47	22.10.29	諮問公第 94・95，保第 22・23・24・25・26 号の審議【実施機関の処分理由説明，不服申立人の意見陳述，委員の意見交換】
48	22.11.24	諮問公第 94・95，保第 22・23 号の審議【委員の意見交換】
49	22.12.17	諮問公第 98・99 号の審議【事案の概要説明，委員の意見交換】 諮問保第 24・25・26 号の審議【委員の意見交換】
50	23. 1.24	諮問公第 94，保第 23 号の審議【答申案の検討】 諮問公第 95，保第 22・24・26 号の審議【委員の意見交換】
51	23. 2.15	諮問公第 94・95 号の審議【答申案の検討】 諮問公第 98・99 号の審議【不服申立人の意見陳述，委員の意見交換】
52	23. 3.28	諮問公第 95，保第 22・23・26 号の審議【答申案の検討】

2 情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

平成 23 年 3 月 31 日現在

【五十音順】

氏 名	役 職 名	備 考
泉 健 子	大 学 教 授	
大 勝 洋 祐	医 師	会 長
西 み や び	会 社 役 員	
野 田 健 太 郎	弁 護 士	
別 府 三 郎	大 学 名 誉 教 授	会 長 職 務 代 理 者

任期は3年間（平成24年11月30日まで）

資 料

鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会の答申

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成20年5月7日付けで「2003年及び2005年に建築課が に文書による行政指導を行った際の職員の対応状況や指導、管理がわかる文書」、「上記の件に関して に関わった 等、他の業者に対する行政指導について、職員の対応状況がわかる文書」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成20年6月5日付け建第132号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年7月28日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 2003年、2005年に二度文書による行政指導が入ったことを逆恨みした は各公的機関まで巻き込んで民事介入暴力事件を起こし、現在もなお、異議申立人は、著しい人権侵害と犯罪被害を被り苦しんでいる。また、各病院を巻き込んだため、病院でのリハビリ治療等妨害されている。また、開腹手術も妨げられ、居住地でも安全な生活が妨げられ、市民としての生活がおびやかされている。これは条例7条第2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要と認められる」に該当する。また、条例9条の「公益上の理由による裁量的開示」にも該当する。

以上の理由により、不開示決定を取り消し、全開示を求めたい。

イ グローマー拒否により保護しようとしている の利益は妥当性を欠くとする。なぜなら、 は、組織ぐるみで民事介入暴力事件を起こし私と私の親族は、甚大な人権侵害を被り 私は現在も生存権を侵害され市民生活を脅かされているからである。

ウ 犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。

エ 事件の発端は の宅建業法違反であり、通常の不動産トラブルだった。なぜ、 の違法行為が処分に至らないと決定されたのか、その決定の前提としての行政庁の事実認定には重大な誤りがある。

オ 建築課から、文書にて行政指導をした旨、私に報告があった。しかし、 の職員は私に責めを帰し、行政処分を逃れていたことが後に判明した。私や私の親族を侮辱し、宅建法違反を隠蔽し責任逃れをしていた。彼らの業法違反などの隠蔽のために私と私の親族が被害を被っている。

カ 今回の処分決定にあたりそもそも裁量権を行使する前提を欠くことになるので、裁量権の逸脱、濫用に該当すると考えられる。

キ 事実を正確に調査し、適切な処分が行政庁の長の命により行われることを切に望んでいる。

ク 私個人と親族の生存権に直結する事態につき、条例第7条2号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる」の絶対的公開事由に該当するので、処分の取り消しを求め、行政庁の長の早急な対応を切に願う。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等

ア 2003年及び2005年に建築課が に文書による行政指導を行った際の職員の対応状況や指導、管理がわかる文書。

イ 上記の件に関して に関わった 等、他の業者に対する行政指導について、職員の対応がわかる文書。

(2) 不開示とした理由

ア 上記(1)アについて

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「業法」という。）上，処分等の結果を開示するか否かは，行政処分と行政指導とで相違する。

業法においては，「指示」以上の処分が行われる場合，不正行為防止の観点から業法第8条，第10条及び第70条により公開の手続きが定められている。これらの処分をしたときは，業者名簿に登載され，一般の閲覧に供される。

これに対して，処分に至らない行政指導に関しては，宅地建物取引業の適正な運営を確保し，購入者等の利益の保護を実現するために行うもので，法的拘束力がないことから，聴聞等の意見陳述の機会が与えられる制度とはなっておらず，行政庁の事実認定に対して反論する機会が与えられないままに行われるものであり，その有無や内容については公開されていないことから，当該行政指導を受けた宅地建物取引業者限りの内部情報となっている。

このため，特定の法人等について行政指導があったこと等を公にすることは，当該法人等の信用，社会的地位及び競争上の地位を害するおそれがあり，条例第7条第2号の「法人に関する情報」のAに該当する。

また，当該開示請求自体が，「建築課が に文書による行政指導を行った際の」とされていることから，対象公文書の存否を答えること自体が， に対する行政指導の有無を答えることとなるので，条例第10条に基づき，「当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否する」こととしたものである。

イ 上記(1)イについて

上記(2)アと同様に特定の法人等についての行政指導については，対象公文書の存否を答えること自体が行政指導の有無を答えることとなることから，条例第10条の規定に基づき，「当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否する」こととしたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 8月12日	諮問を受けた。
9月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9月24日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
11月26日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年 9月14日	諮問の審議を行った。
11月30日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
12月22日	諮問の審議を行った。
平成22年 1月29日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件請求内容に係る公文書について

本件請求内容に係る公文書は、仮に存在するとすれば、宅地建物取引業者である等(以下「本件対象事業者」という。)に対し、実施機関が業法の規定に基づき行政指導を行った際の職員の対応状況等が分かる文書であり、本件対象事業者が行政指導を受けたことを前提に作成されるものと考えられる。

実施機関は、業法に基づく特定の法人等についての行政指導の事実の有無についての情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、請求内容に係る公文書の存否を答えること自体が、本件対象事業者に対する行政指導の事実の有無を答えることとなるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

イ 業法違反への対応について

業法によると、宅地建物取引業者に関して同法違反の事実があった場合、実施機関は当該業者に対し、同法第71条の規定に基づき、宅地建物取引業者の適正な運営を確保するため必要な指導、助言、勧告(いわゆる「行政指導」)を行うことができることとなっている。

さらに、必要があると認めるときは、業法第72条第1項の規定に基づき業務報告を求める等の対応を行い、同法違反の事実等が確認された場合は、同法第65条第1項又は第3項に基づく「指示処分」、同条第2項又は第4項に基づく「業務停止処分」をすることができ、特に情状が重い等の場合は、宅地建物取引業の「免許取消処分」を行うこととなる。

このうち、「指示処分」、「業務停止処分」及び「免許取消処分」については、当該処分の対象となる宅地建物取引業者に意見陳述のための聴聞を実施した上で処分が行われる。

また、「業務停止処分」及び「免許取消処分」を行ったときは、業法第70条の規定に基づき処分した旨を公告する必要がある、「指示処分」及び「業務停止処分」を行ったときは、同法第8条第2項及び同法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条第1号の規定に基づき宅地建物取引業者名簿に当該処分の年月日及び内容が登載され、一般の閲覧に供されることとなる。

これに対し、業法第71条に基づく「行政指導」は、法的な拘束力はなく、また行政指導の有無や内容等の公表について法令上定められておらず、実施機関の説明によると、実際に行政指導の事実の有無については公開されていない。

ウ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 条例第7条第2号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」とし、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと定めたものである。

不開示情報について、条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならないことから、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報については、不開示とすることとしたものである。

本件請求内容に係る公文書は、仮に存在するとすれば、本件対象事業者が行政指導を受けたという事実が記録されていると考えられることから、条例第7条第2号の法人等に関する情報であることは明らかである。

(イ) 条例第7条第2号ア該当性

同号アの「公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは，例えば，法人等の生産，技術，販売，営業等に関する情報であって，開示することにより，法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの，法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，開示することにより，法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの，その他開示することにより，法人等の名誉，信用，社会的評価，社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

本件請求内容に係る公文書は，仮に存在するとすれば，実施機関は，業法違反についての行政指導の内容について公表していないことから，当該法人等にとって名誉，社会的評価を損なう情報であり，開示されることにより，当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) 条例第7条第2号ただし書該当性

同号ただし書は，「ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは，当該情報を公にすることにより保護される人の生命，健康等の利益と，これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し，前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には，当該情報を開示しなければならないとするものであるが，業法に基づく特定の事業者に対する行政指導の内容について，同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって，本件請求内容に係る公文書を条例第7条第2号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

エ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は，「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該公文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として，一定の場合に，実施機関は，公文書の存否自体を明らかにしないで，拒否することができることを定めるものである。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容に係る公文書は，仮に存在するとすれば，上記ウで述べたとおり，条例第7条第2号に該当すると認められることから，本件請求内容に係る公文書の存否を答えることは，本件対象事業者に対する行政指導の事実の有無という，条例第7条第2号の不開示情報を開示することになることから，実施機関が公文書の存否を含めて不開示としたことは妥当であると認められる。

オ 裁量的開示について

(ア) 条例第9条について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

条例第9条の適用に当たっては、当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して慎重に判断する必要があるが、同条は「公益上特に必要があると認めるとき」という規定振りからも、また不開示情報を開示することになるという処分の性質からも明らかなとおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量を認めるものである。

(イ) 条例第9条該当性

異議申立人は、異議申立人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。」旨を主張している。

しかしながら、上記ウのとおり、本件請求内容に係る公文書は、条例第7条第2号の不開示情報に該当するものと認められるところ、特定の事業者に対する行政指導の事実の有無を開示することに、開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。このことから、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

カ その他の主張について

異議申立人は、実施機関が行った監督処分に係る事実認定等についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、平成20年6月12日付けで「平成 年 月 日介護保険課が一県民 に対し、 (以下「特定介護事業所」という。)の行政処分、指定効力の ヶ月の全部停止の後、「事業再開後は、介護保険法等の関係法令に従って適正な事業を行うよう厳しく指導してまいります」と通知した通り、介護保険課が平成 年 月 日以降開示請求時点現在まで実施した客観的事実の判明する公文書。(監査、実地調査、書面指導、実地指導、集団指導、一般指導等の介護保険課の「厳しく指導していく」と通知した、客観的な事実の判明する公文書。)」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成20年7月11日付け介保第108号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年7月25日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

「異議申し立てに係る処分は「当該文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号の規定により不開示とされている特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することとなるので、存否を答えることができません。」と説明しているが、実地調査・監査の公文書は今まで既に開示されている。本件開示請求はその実地調査・監査の公文書と全く相違しない。よって、公文書不開示決定の開示しない理由を取り消し、開示するとの決定を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書，意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は，要約すると次のとおりである。

ア 実地調査・監査においては，個人に関する情報をマスキングし，開示しているものであり，今回も今までどおりマスキングし，開示するだけでよい。

イ 「個人が限定される，又は個人を窺わせる」情報公開の開示請求書において，存否応答拒否の不開示とせず，開示している事実がある。それは開示請求者の原本の開示請求内容をそのまま明記せず県が勝手に県の開示請求内容を組み立て，一部開示・全部開示しているものである。

ウ 明らかに不正・不当な不開示であり 条例第 7 条第 1 号のアからウの全てに該当し，条例第 9 条にも該当する。

エ 条例第 7 条第 6 号アに該当せず，開示する義務がある。

オ 条例第 8 条に該当し，開示する義務がある。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は，次のとおりである。

(1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等
上記 2 (1)の開示請求内容に同じ。

(2) 不開示とした理由

ア 公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」欄の記載内容において，「一 県民 〇〇」という記載内容から「〇〇 氏」という特定の個人が識別され，開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで，県が「〇〇 氏」に対し，特定介護事業所の行政処分，指定効力の 〇ヶ月の全部停止の後，事業再開後は，介護保険法等の関係法令に従って適正な事業を行うよう厳しく指導していきます。」と通知したという特定の個人が識別される個人情報を開示することになるため，条例第 10 条の規定により，存否を明らかにしないで不開示決定を行った。

イ 不開示情報であっても開示しなければならないと規定する，条例第 7 条第 1 号ただし書には該当しない。

ウ 条例第 9 条の公益上の理由による裁量的開示にも該当しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 8月18日	諮問を受けた。
9月12日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
10月17日	異議申立人から意見書を受理した。
平成22年 7月28日	諮問の審議を行った。
10月29日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) (異議申立人から意見を聴取)
11月24日	諮問の審議を行った。
平成23年 1月12日	委員による実地調査を行った。
1月24日	諮問の審議を行った。
2月15日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件開示請求について

本件開示請求は、平成 年 月 日に介護保険課が一県民である特定個人(氏) に特定介護事業所の指導について通知したとおり、特定の期間に実施した、監査、実地調査、書面指導、実地指導、集団指導、一般指導等の客観的な事実が判明する公文書について開示を求めるものである。

実施機関は、開示請求書の「一県民 」という記載内容から「 氏」という特定の個人が識別され、開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、県が特定個人に対し、特定介護事業所への指導について通知したという特定の個人を識別することができる個人に関する情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

異議申立人は、条例第7条第1号ただし書等に該当するとして、実施機関の不開示決定処分の理由の取り消し及び開示の決定を求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第1号の不開示情報に該当するかどうか及び条例第10条に該当するかどうか並びに異議申立人が主張する条例第9条に該当するかどうかについて検討する。

イ 個人情報（条例第7条第1号）該当性について

(ア) 条例第7条第1号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

この条各号のうち、第1号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(1) 条例第7条第1号該当性

本件請求の記載内容には、開示請求者の姓が含まれており、実施機関が特定の個人に通知したとおりに特定介護事業所への指導を実施した事実が判明する公文書に対する開示請求と認められることから、特定個人に対し、特定介護事業所への指導について通知したという個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）が識別されるものであり、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、本件請求内容は、実施機関からの特定の個人に対する個別の事項の通知内容に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、本件不開示情報を、条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(1) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イで述べたとおり、実施機関が特定の個人に通知したとおり、特定介護事業所への指導を実施した事実が判明する公文書に対する開示請求であり、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別されることから、請求内容に係る公文書の存否を答えることは、特定事業者への指導についての特定個人に対する通知の有無という、条例第7条第1号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を含めて不開示としたことは妥当であると認められる。

エ 裁量的開示（条例第9条）について

(ア) 条例第9条について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、不開示情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に開示することができるとするものである。

条例第9条の適用に当たっては、当該情報を不開示にすることにより保護される権利利益と開示することによる公益を比較検討して慎重に判断する必要がある。

(イ) 条例第9条該当性

異議申立人は、明らかに不正・不当な不開示であり、条例第9条に該当すると主張している。

しかしながら、上記イのとおり、本件不開示情報は、条例第7条第1号に該当するものと認められるところ、特定事業者への指導についての特定個人に対する通知の有無を開示することに、開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められない。このことから、条例第9条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

オ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

当審査会は、本件審査を通じ、開示請求受付にあたっての実施機関の対応のあり方についても議論したので、次のとおり意見を付する。

公文書開示請求書の「請求に係る公文書の名称等」の欄の記載は、公文書の特定に係るもので、開示請求の本質的な部分であり、開示請求者が行うべき事柄であるが、請求内容の記述によっては明らかに開示されないことが予想される場合もあると考えられる。

したがって、請求の記載内容から明らかに個人が特定されることにより、開示請求者の本意が十分に反映されなくなる場合があるので、実施機関においては、開示請求の受付の際に開示請求者に対し、請求内容を再確認するなど、開示請求制度の円滑な運用が図られるよう要望する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月25日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情、相談等事案処理票の私に関する情報 2004年10月～12月、2005年4月～5月、2006年12月～（2007年）3月、2006年8月、2007年3月～4月、2007年8月、2008年2月」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月21日付け鹿相第25号で「あなたが2005年4月から5月までの間、2006年8月、2007年8月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を、また、同日付け鹿相第26号で「あなたが2004年10月から12月までの間、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月までの間、2008年2月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたの情報」につき保有個人情報不開示決定を、それぞれ行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア この決定に係る警察相談記録の私の個人情報は改ざんされている。これらの文書は
が起こした様々な暴力事件（ミンボー）隠蔽のため、先方関係者、弁護士等によって後追いで捏造されたものである。組織犯罪関与者側の中に警察職員が含まれているため、現在も事件の解決がのぞめず、被害が拡大している。事件の全容解明のため、一部開示に対し不服を申し立てる。

イ 一連の警察相談の個人情報、政治的意図や諸事情でいとも簡単に改ざんされたり、捏造されたりすることがあるという事実を証明していた。行政庁の事実認定の誤りが決定を不当とする最大の理由であるが、「処分理由説明書」の条例13条2号について述べれば以下の様になる。

条例第13条第2号ただし書きイ該当について

まず、私の個人情報は、人命に関わる重大な事件に関する相談であり、条例第13条第2号ただし書きイの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当するので全開示を求めたい。

「受理者」、「措置者」及び「申出内容」欄の警察職員の氏名の不開示について

第13条第2号ただし書きウ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の内容に関する部分」に該当するので開示を求めたい。これは、絶対的公開事由と規定されている。公務員の個人情報を公開して国民に対する説明責任を全うすることは、時として公務員個人のプライバシー保護より優先されるべき利益であるからである。

「関係者」欄の不開示について

条例第13条第2号ただし書きイの絶対的公開事由に該当するので全開示を求める。

なお、この関係者欄は、 の 、 など名刺や資料まで提出して私が申し出た加害者を恣意的に不開示部分にしてあったり、開示された名も を 、 を と個人識別が判りにくいようにしてあったり、 と の名は全部省いてあり、一番問題の は「警官の一人」と記載されているのみで相談に行く際も、 の社用車がつけ回し、先方弁護士より先に圧力や妨害が警察にあったことをつけ加えておく。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民から申し出がなされた苦情、相談、要望、意見、請願その他の申し出について、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理する「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力した資料で、相談者等の申出要旨、内容等をそのまま記載することとなっている。

(2) 一部開示決定の理由

ア 「受理者」、「措置者」及び「申出内容」欄の警察職員の氏名

警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の者である。「受理者」，「措置者」及び「申出内容」欄に記載された警察職員は、警部補又は同相当職以下の職員で第三者に関する情報であり，条例第13条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから，当該部分を不開示とした。

イ 「関係者」欄の第三者に関する情報

「関係者」欄に記載してある第三者に関する情報のうち，開示請求者が自ら申し出て「申出内容」欄に記載されたものは，条例第13条第2号ただし書きアの「慣行として開示請求者が知ることができる情報」であることから開示し，それ以外のものは，条例第13条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから，当該部分を不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は，本件審査請求について，以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 7 月 3 日	諮問を受けた。
7 月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8 日 4 日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9 月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成21年 6 月29日	諮問の審議を行った。
7 月27日	諮問の審議を行った。
9 月14日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
11月30日	諮問の審議を行った。
平成22年 1 月29日	諮問の審議を行った。
2 月18日	諮問の審議を行った。
3 月26日	諮問の審議を行った。
4 月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、2005年4月から5月までの間、2006年8月、2007年8月に警察に相談した内容を記載した苦情・相談等事案処理票中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、当該情報が記載された2005年5月2日、同年5月16日、2006年8月17日及び2007年8月21日の各日付け受理分の苦情・相談等事案処理票を対象保有個人情報として特定し、同処理票の「受理者」、「措置者」及び「申出内容」の各欄に記載された警部又は同相当職以上の職員を除く警察職員の氏名（以下「本件不開示情報1」という。）並びに「関係者」欄に記載された氏名及び性別（以下「本件不開示情報2」という。）を条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

審査請求人はこれら不開示とされたすべての情報の開示を求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号の不開示情報に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号該当性について

(ア) 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報 1 の条例第13条第 2 号該当性

本件不開示情報 1 は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる警察職員の氏名そのものであって、条例第13条第 2 号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については、これを公表している事情は認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報 1 を条例第13条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 本件不開示情報 2 の条例第13条第 2 号該当性

本件不開示情報 2 は、開示請求者が自ら申し出た以外の者の氏名及び性別であるが、同情報は、条例第13条第 2 号本文の開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報に該当することは明らかである。

当該氏名及び性別は公務員以外のものであることから、同号ただし書ア、イの該当性について検討する。

本件不開示情報 2 は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる氏名及び性別であり、同号ただし書アに規定する法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、審査請求人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが、同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって、本件不開示情報 2 を条例第13条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答申保第12号
平成22年5月18日
(諮問保第20号関係)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、平成20年6月18日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情、相談等事案処理票の私に関する情報 2005年1月～12月(4, 5月を除く)、2006年1月～7月、2007年1月～12月(3, 4月と8月を除く)、2008年1月～現在まで(2月を除く)」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年7月17日付けで「あなたが2005年1月～12月(4～5月を除く)、2006年1月～7月、2008年1月～6月18日(2月を除く)の間に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年9月22日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会(以下「審査庁」という。)に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は、民事介入暴力事件を起こした と , 又政治がらみで先方利益になるよう後追いで改ざんや捏造されたり、事件隠蔽のため、相談票が作成されておらず申し出内容が勝手に削除されるなど、背景に複数の強悪な犯罪が潜んでいることを示唆するものである。

組織犯罪関与者側の中に一部警察職員が含まれるため、事件の解決が困難となり、私は人命に関わる犯罪被害にあい、現在も市民生活をおびやかされている。

これは、条例第13条第2号ただし書きイウの絶対的公開事由に該当するので、処分の取り消しを求める。

又、警察職員の不法行為による被害は甚大なものがあるので、条例第15条（裁量的開示）にも該当する。よって、処分の取り消しを求める。

イ 私が意見書に添付した資料で明らかな通り、条例第13条第2号ただし書きイウの絶対的公開事由と第15条の裁量的開示に該当するので処分の取消しを求める。

いちいちあげればきりが無い程、驚くべきことが起きているので、私は行政庁の早急な対応を望む。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民等から寄せられる苦情、相談等について、その受理から処理に至るまでの事務を一元的に管理し、組織的かつ適切に遂行するため、申出者の氏名、住所等の個人情報を登録した「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力したものである。同処理票は苦情・相談等を受理した警察職員が申出者の申し出た内容等をそのまま記載したものである。

(2) 一部開示決定の理由

県警においては、警部又は同相当職以上の警察職員の氏名を慣行として公にしているが、不開示とした部分は、「苦情・相談等事案処理票」中の「受理者」及び「措置者」欄に記載された警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名であり、条例第13条第2号ただし書きアに該当する「慣行として開示請求者が知ることができる」情報には該当しない。

また、不開示とした部分は、条例13条第2号に規定する開示請求者（審査請求人）以外の第三者に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月9日	諮問を受けた。
11月11日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月13日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年1月19日	審査請求人から意見書を受理した。
10月28日	諮問の審議を行った。
12月22日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
2月18日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
4月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が、2005年1月から12月（4～5月を除く）、2006年1月から7月、2007年1月～12月（3～4月と8月を除く）、2008年1月から6月18日（2月を除く）の間に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、当該情報が記載された2005年12月27日、2006年1月19日、同年7月12日、同年7月28日、2008年3月2日、同年3月11日、同年3月28日、同年3月29日、及び同年4月27日の各日付け受理分の苦情・相談等事案処理票を対象保有個人情報として特定し、同処理票の「受理者」及び「措置者」の各欄に記載された警部又は同相当職以上の職員を除く警察職員の氏名を条例第13条第2号に規定する不開示情報に該当するとして、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示決定を行った。

審査請求人はこれら不開示とされたすべての情報の開示を求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号の不開示情報及び審査請求人の主張する条例第15条の開示すべき情報に該当するかどうかについて判断する。

イ 条例第13条第2号該当性について

(ア) 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含ま

れている場合を除き，開示請求者に対し，当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き，当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち，第2号本文では，「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また，同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報」，「イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報」，「ウ 当該個人が公務員等である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については，同号本文に該当するものであっても，開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 条例第13条第2号該当性

不開示とされた情報は，開示請求者以外の特定の個人を識別することができる警察職員の氏名そのものであって，条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので，同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の者の氏名については，これを公表している事情は認められず，同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また，審査請求人は，同号ただし書イに規定する人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報に該当すると主張するが，同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに，同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ，当該氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって，警察職員の氏名を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第15条該当性について

(ア) 条例第15条について

条例第15条は，「実施機関は，開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても，個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは，開示請求者に対し，当該保有個人情

報を開示することができる。」と規定している。これは、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれていても、保有個人情報を本人に開示することが「個人の権利利益を保護するため」特に必要があると認めるときには、裁量的に開示することができるようにしたものである。

(1) 条例第15条該当性

イ 条例第13条第2号該当性についての(イ)に記載した本件対象保有個人情報の特質と、上記審査請求の理由に記載した審査請求人の主張にかんがみるとき、本件情報を開示することによる不利益よりも、個人の権利利益を保護することの必要性が上回るとは認められないので、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱ないし濫用があるとは認められない。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月25日付けで、「私が警察に相談した内容を記載した苦情、相談等事案処理票の私に関する情報 2004年10月～12月、2005年4月～5月、2006年12月～（2007年）3月、2006年8月、2007年3月～4月、2007年8月、2008年2月」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月21日付け鹿相第25号で「あなたが2005年4月から5月までの間、2006年8月、2007年8月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定を、また、同日付け鹿相第26号で「あなたが2004年10月から12月までの間、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月までの間、2008年2月に警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたの情報」につき保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を、それぞれ行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 私の個人情報は、 の起こした暴力事件の核心に触れる部分で、人命に関わる緊迫した状況につき、私は何度も警察に助けを求め、文書にても様々な情報提供をしてきた。今まだ未解決の事件に対し、情報の廃棄処分は、不適切と考える。

また、私の個人情報が不存在とされたことは、警察を信頼してきた私と、私の親族（警察職員等）に対する侮辱、人権侵害を助長する不当なものであると考える。

イ 2007年3月～4月の個人情報の不existenceは嘘である。私は2007年3月1日、西署の中央駅前交番に駆け込み、犯人の車の や居住アパートの様子を伝え、 に伝えて欲しいと助けを求めた後、相談を妨害されたので、念押しして夜110番で西署に連絡、刑事にその件を話してもいる。その後警察も動いている。

ウ 2008年2月の個人情報の不existenceは疑問がある。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び実施機関の口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民から申し出がなされた苦情、相談、要望、意見、請願その他の申し出について、その受理から処理に至るまでの業務を一元的に管理する「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力した資料で、相談者等の申出要旨、内容等をそのまま記載することとなっている。

(2) 不開示決定の理由

ア 「苦情・相談等事案処理票」は、鹿児島県警察文書管理規程（平成13年鹿児島県警察本部訓令第38号）により、その保存期限を3年とし、電磁的記録についても「鹿児島県警察苦情・相談等事案管理システム運用要領」において、新規登録した年の翌年の1月1日から起算して3年を経過後に抹消されると定められている。

よって、開示請求に係る2004年10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」は、3年の保存期限を経過しているため既に廃棄され、存在しないので、不開示とした。

イ また、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月及び2008年2月に開示請求者から相談を受けたという事実はなく、この間に作成された「苦情・相談等事案処理票」に開示請求者の保有個人情報は存在しないので不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 7 月 3 日	諮問を受けた。
7 月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8 月 4 日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9 月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成21年 7 月27日	諮問の審議を行った。
9 月14日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
11月30日	諮問の審議を行った。
平成22年 1 月29日	諮問の審議を行った。
2 月18日	諮問の審議を行った。
3 月26日	諮問の審議を行った。
4 月26日	諮問の審議を行った。
5 月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、審査請求人が、2004年10月から12月までの間、2006年12月から2007年3月までの間、2007年3月から4月までの間及び2008年2月に警察に相談した内容を記載した「苦情・相談等事案処理票」中の審査請求人に関する情報である。

本件審査請求は、本件処分を取り消し、不存在とされた審査請求人に係る上記の情報の開示を求めたものである。

イ 実施機関における文書の保存期間及び文書の保管について

鹿児島県警察における文書については、鹿児島県警察文書管理規程（鹿児島県警察本部訓令）に基づき、保管・保存が行われている。

当審査会が事務局職員をして、文書管理表を確認させたところ、「苦情・相談等事案処理票」の保存期間は3年となっていた。

また、同規程(第34条)に基づき、完結公文書は処理完結の日の属する年の翌年1月1日から起算して1年間、当該主務課の施設施設のあるキャビネット又は書庫に収納して保管しなければならないこととなっている。

さらに、同規程(第41条)に基づき、保管期間を満了した完結公文書は、本庁の場合、相談広報課長に引き継ぎ、同規程(第42条)に基づき、相談広報課長は文書庫において、文書管理表で定められた期間、保管、管理することとなっている。

ウ 2004年（平成16年）10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」について

(ア) 文書としての処理票について

当審査会が事務局職員に調査させたところによると、2004年（平成16年）10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」については、保存期間が3年であることから、2005年（平成17年）1月から2007年（平成19年）12月までの3年間保存し、2008年（平成20年）1月に廃棄されたのではないかと警察本部職員の説明であった。

また、保存期間の満了した公文書については、同規程(第45条)に基づき、廃棄しなければならないこととされており、保存期間の計算は、暦年により、処理完結の翌年から起算するものとし、保存期間満了の翌年1月を廃棄年月とするとされている。

廃棄については、「公文書廃棄伺書」により承認を得た上で廃棄することとなっているが、文書管理表によると、当該伺書の保存期間は1年となっており、廃棄伺書で当該公文書の廃棄を確認することはできなかった。

(イ) 電磁的記録としての処理票について

「苦情・相談等事案処理票」として作成されたものは、「鹿児島県警察苦情・相談等事案管理システム運用要領」により電磁的記録として管理されているが、同要領を確認したところ、苦情・相談等情報のデータは、保存期間を延長する必要があるものを除き、新規登録の年の翌年1月1日から起算して3年を経過後に抹消されると定められている。

管理システムについては、同要領の規定により端末装置の操作に制限があり、事務局職員が直接確認できないため、警察本部担当職員に、審査請求人に係る処理票の存在について、端末装置の検索による確認を依頼したところ、今回開示されたもの以外の、審査請求人に係る処理票は存在しないとの回答であった。

このため、警察本部担当職員へ処理票の作成について確認すると、事案によっては処理票を作成しない場合があるとのことであった。

以上のことから、2004年（平成16年）10月から同年12月までの間に作成された「苦情・相談等事案処理票」については、3年の保存期限を経過しているため既に廃棄され、存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められないことから、存在しないことを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

エ 2006年（平成18年）12月から2007年（平成19年）3月までの間，2007年3月から4月までの間及び2008年（平成20年）2月に作成された「苦情・相談等事案処理票」について当審査会が事務局職員をして確認させたところ，2006年（平成18年）12月から2008年（平成20年）2月までの間に作成されていた「苦情・相談等事案処理票」については，警察本部文書庫内に保管されていた。

しかしながら，文書内容については，捜査等に支障があるとして事務局職員が確認できないため，警察本部担当職員に文書内及びシステム内での処理票の内容の再確認を依頼したところ，当該文書内及びシステム内に開示請求者の情報は存在しないとの回答であった。

以上のとおり，2006年（平成18年）12月から2007年（平成19年）3月までの間，2007年3月から4月までの間及び2008年（平成20年）2月に作成された「苦情・相談等事案処理票」に開示請求者の保有個人情報存在しないとの実施機関の説明に不自然，不合理な点は認められず，これを覆すに足る事情も認められないことから，対象保有個人情報が存在しないことを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

オ 審査請求人の主張について

審査請求人は，その他種々主張しているが，いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした「受理者」欄については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

本件審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月25日付けで、「私が、2005年4月6日、2006年1月29日、2008年2月1日に110番通報した通報内容記録の私に関する情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月21日付け鹿地第187号で「平成20年2月1日、あなたが110番通報した内容を記録した『緊急通報処理票』中のあなたに関する情報」につき保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月17日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

なお、実施機関は、平成20年7月4日付け鹿地第291号で「2005年4月6日及び2006年1月29日、あなたが警察に相談した内容を記載した『苦情・相談等事案処理票』中のあなたの情報」につき、保有個人情報不開示決定を行っている。

また、実施機関は、平成21年6月23日付け鹿地第265号で、本件処分を一部変更して新たに保有個人情報一部開示決定を行っている。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書、意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 事件の全容解明のため、一部開示に不服を申し立てる。

また、私が2005年4月6日、2006年1月29日に110番通報をした際の個人情報開示請求に対する回答がなされていないため申し立てる。

イ 条例第13条第5号により不開示とされた警察職員の氏名や「犯人人着等」及び「逃走方向等」は、この場合、条例第13条第2号ただし書きイ、ウの絶対的公開事由で「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」「当該個人が公務員であるため」に該当、優先されるので、全開示を求めたい。

ウ 条例第13条第2号ウで公務員の名は開示していただき、国民に対する説明責任を全うしていただきたい。身内の不祥事隠蔽のため、国民を犠牲にするのはやめていただきたいのである。

エ 条例第13条第7号の理由については、実勢に合わない理由で認められない。一刻を争う110番を妨害する悪徳警察職員を責任追及することが公のためになることであり、むしろ、一部職員の公権力の濫用により、私の生存権は著しく侵害され、市民生活をおびやかされているので、この場合、条例第15条の裁量的開示「個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる」に該当する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「緊急通報処理票」は、鹿児島県警察本部生活安全全部地域課通信司令室で受理した110番事案情報をコンピューターネットワークを通じ、発生警察署へ即時に伝送する「110番情報管理システム」から出力した資料である。

(2) 一部開示決定の理由

ア 条例第13条第5号の該当性

「受理者」欄の警察職員の氏名は「氏名を慣行として公にしている」警部又は同相当職以上の者であるが、公にすることにより、受理者又はその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分を不開示とした。

イ 条例第13条第7号の該当性

「受理者」欄は、県警が行う110番受理業務に関する情報であり、公にすることにより、110番が特定の警察職員に集中したり、いたずら電話の対象となるなど適切かつ迅速な業務処理が行えなくなり、一刻を争う110番受理業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分を不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月3日	諮問を受けた。
7月30日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8月4日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9月17日	審査請求人から意見書を受理した。
平成21年7月27日	諮問の審議を行った。
9月14日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
11月30日	諮問の審議を行った。
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
2月18日	諮問の審議を行った。
3月26日	諮問の審議を行った。
4月26日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として、実施機関が特定したのは、審査請求人が、2008年2月1日に110番通報した通報内容記録の審査請求人に関する情報である。

実施機関は、当該情報が記載された2008年2月1日付け受理分の緊急通報処理票を対象保有個人情報として特定し、同処理票の「受理者」の欄に記載された警部又は同相当職以上の警察職員の氏名及び「台番号」(以下「本件不開示情報」という。)を条例第13条第5号及び第7号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

なお、当初不開示とした「犯人人着等」及び「逃走方向等」欄については、実施機関は平成21年6月23日付け鹿地第265号の一部開示決定において、開示している。

イ 公務員の氏名の取扱い

条例においては、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、第13条第2号ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとするものとしている。

すなわち、当該公務員等の氏名が、法令等の規定により又は慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている場合には、この号のアが適用され、「本人以外の個人に関する情報」としては不開示とはならないことになる。

ただし、開示することにより当該公務員等の生命、身体、財産等（地位、名誉、自由等を含む。）が侵害されるなど私的生活を不当に侵害するおそれがある場合は、他の不開示情報に該当して不開示となる場合もあると解される。

以上の考え方に基づいて、審査請求人が開示を求めている「受理者」欄の警察職員の氏名等について、条例第13条第2号ただし書きアに該当するか検討した上で、実施機関の主張する条例第13条第5号及び第7号の不開示情報に該当するかどうかについて、判断する。

ウ 条例第13条第2号ただし書きア該当性について

(ア) 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(1) 本件不開示情報の条例第13条第2号ただし書ア該当性

本件不開示情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる警察職員の氏名そのものであって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書アの該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部又は同相当職以上の者の氏名については、警察本部の人事異動において新聞発表されており、また、平成19年度版の「鹿児島県職員録」には通信司令官として掲載されていた。

以上のことから、当該氏名は、条例第13条第2号ただし書アに規定する「慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

エ 条例第13条第5号該当性について

(ア) 条例第13条第5号について

条例第13条第5号本文では、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

(イ) 条例第13条第5号該当性

実施機関は、「受理者」欄の警察職員の氏名は、公にすることにより、受理者又はその家族に危害が加えられるおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、当該部分を不開示としたと説明している。

しかしながら、上記ウ(イ)のとおり、当該職員の氏名は、第2号ただし書アに規定する「慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当し、本人が知りうる状態にあり、実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では、当該職員の私生活を不当に侵害するおそれがあるとまでは認められない。

したがって、「受理者」欄の警察職員の氏名は、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

なお、「受理者」欄の「台番号」についても、実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

オ 条例第13条第7号該当性について

(ア) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号本文は、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については，開示しないことができる」と規定している。これは，開示請求の対象となる保有個人情報に，県の機関の事務又は事業に関する情報が含まれている場合は，これらの情報を開示することによって，公共の利益が損なわれたり，事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことのないようにする必要があることから，事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件について定めたものである。

(イ) 条例第13条第7号該当性

110番受理業務は，県の機関が行う事務又は事業に関する情報であることは明らかであるので，当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかについて検討する。

実施機関は，当該警察職員の氏名を不開示とした理由として，110番が特定の警察職員に集中したり，いたずら電話の対象となるなど適切かつ迅速な業務処理が行えなくなり，一刻を争う110番受理業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあると説明している。

しかしながら，上記ウ(イ)のとおり，当該職員の氏名は，第2号ただし書アに規定する「慣行として本人が知ることができ，又は知ることが予定されている情報」に該当し，本人が知りうる状態にあり，実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では，110番が特定の警察職員に集中したり，いたずら電話の対象となるなどにより110番受理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって，「受理者」欄の警察職員の氏名は，事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

なお，「受理者」欄の「台番号」についても，実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明では，事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは認められない。

カ 審査請求人の主張について

審査請求人は，その他種々主張しているが，いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、平成20年5月7日付けで、「宅建法に基づく行政指導に関して、建築課が保有している私に関する情報(2003年から現在まで)」及び「2003年、2005年に建築課が に文書による行政指導を行った際の、経過と職員対応の状況がわかる文書」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年6月5日付け建第133号で、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年7月28日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 2003年、行政指導が入った後、 の不法行為により、私の個人情報は改ざんされ封殺された。

2005年の再度の文書による行政指導を逆恨みした は、他のゼネコン、 や各公的機関、警察まで巻き込んで民事暴力介入事件を起こし、現在まで異議申立人は著しい人権侵害と犯罪被害に苦しんでいる。

また、病院でのリハビリ治療、開腹手術も妨げられ、居住地でも安全な生活ができず、市民生活もおびやかされている。

これは、条例第13条3号のただし書き「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要と認められる」に該当し、犯罪被害回復のため、条例第15条の裁量的開示にも該当する。よって不開示決定の取消と全開示を求めたい。

イ グローマー拒否により保護しようとしている の利益は妥当性を欠くと考える。
なぜなら、 は、組織ぐるみで民事介入暴力事件を起こし私と私の親族は、甚大な
人権侵害を被り、私は現在も生存権を侵害され市民生活を脅かされているからである。

ウ 犯罪捜査や汚職報道に利用される等、公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁
の長の裁量的開示が求められる。

エ 事件の発端は の宅建業法違反であり、通常の不動産トラブルだった。なぜ、
の違法行為が処分に至らないと決定されたのか、その決定の前提としての行政庁の
事実認定には重大な誤りがある。

オ 建築課から、文書にて行政指導をした旨、私に報告があった。しかし、 の職員
は私に責めを帰し、行政処分を逃れていたことが後に判明した。私や私の親族を侮辱
し、宅建法違反を隠蔽し責任逃れをしていた。彼らの業法違反などの隠蔽のために私
と私の親族が被害を被っている。

カ 今回の処分決定にあたりそもそも裁量権を行使する前提を欠くことになるので、裁
量権の逸脱、濫用に該当すると考えられる。

キ 事実を正確に調査し、適切な処分が行政庁の長の命により行われることを切に望ん
でいる。

ク 私個人と親族の生存権に直結する事態につき、条例第13条2号ただし書きの「人の
生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要と認められる」の絶
対的公開事由に該当するので、処分の取り消しを求め、行政庁の長の早急な対応を切
に願う。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりであ
る。

(1) 対象保有個人情報について

ア 宅建法に基づく行政指導に関して、建築課が保有している異議申立人に関する情報
(2003年から現在まで)。

イ 2003年、2005年に建築課が に文書による行政指導を行った際の、経過と職員対
応の状況がわかる文書。

(2) 不開示決定の理由

ア 上記(1)アについて

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「業法」という。）上，処分等の結果を開示するか否かは，行政処分と行政指導とで相違する。

業法においては，「指示」以上の処分が行われる場合，不正行為防止の観点から業法第8条，第10条及び第70条により公開の手続きが定められている。これらの処分をしたときは，業者名簿に登載され，一般の閲覧に供される。

これに対して，処分に至らない行政指導に関しては，宅地建物取引業の適正な運営を確保し，購入者等の利益の保護を実現するために行うもので，法的拘束力がないことから，聴聞等の意見陳述の機会が与えられる制度とはなっておらず，行政庁の事実認定に対して反論する機会が与えられないままに行われるものであり，その有無や内容については公開されていないことから，当該行政指導を受けた宅地建物取引業者限りの内部情報となっている。

このため，特定の法人等について行政指導があったこと等を開示することは，当該法人等の信用，社会的地位及び競争上の地位を害するおそれがあり，条例第13条第3号の「法人等に関する情報」のAに該当する。

また，特定の法人等についての行政指導については，対象保有個人情報の存否を答えること自体が行政指導の有無を答えることになることから，条例第16条の規定に基づき，「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否する」こととしたものである。

イ 上記(1)イについて

上記(2)アと同様に，当該開示請求自体が，「建築課が に文書による行政指導を行った際の」とされていることから，対象保有個人情報の存否を答えること自体が， に対する行政指導の有無を答えることとなるので，条例第16条に基づき，「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否する」こととしたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 8 月12日	諮問を受けた。
9 月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
9 月24日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
11月26日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年 9 月14日	諮問の審議を行った。
11月30日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
12月22日	諮問の審議を行った。
平成22年 1 月29日	諮問の審議を行った。
5 月28日	諮問の審査を行った。
6 月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件請求内容に係る保有個人情報について

本件請求内容に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、宅地建物取引業者である等(以下「本件対象事業者」という。)に対し、実施機関が業法の規定に基づき行政指導を行った際の職員の対応状況等が分かる保有個人情報であり、本件対象事業者が行政指導を受けたことを前提に作成されるものと考えられる。

実施機関は、業法に基づく特定の法人等についての行政指導の事実の有無についての情報は、条例第13条第3号の不開示情報に該当し、請求内容に係る保有個人情報の存否を答えること自体が、本件対象事業者に対する行政指導の事実の有無を答えることとなるとして、条例第16条の規定に基づき、保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

イ 業法違反への対応について

業法によると、宅地建物取引業者に関して同法違反の事実があった場合、実施機関は当該業者に対し、同法第71条の規定に基づき、宅地建物取引業者の適正な運営を確保するため必要な指導、助言、勧告(いわゆる「行政指導」)を行うことができることとなっている。

さらに、必要があると認めるときは、業法第72条第1項の規定に基づき業務報告を求める等の対応を行い、同法違反の事実等が確認された場合は、同法第65条第1項又は第3項に基づく「指示処分」、同条第2項又は第4項に基づく「業務停止処分」をすることができ、特に情状が重い等の場合は、宅地建物取引業の「免許取消処分」を行うこととなる。

このうち、「指示処分」、「業務停止処分」及び「免許取消処分」については、当該処分の対象となる宅地建物取引業者に意見陳述のための聴聞を実施した上で処分が行われる。

また、「業務停止処分」及び「免許取消処分」を行ったときは、業法第70条の規定に基づき処分した旨を公告する必要がある、「指示処分」及び「業務停止処分」を行ったときは、同法第8条第2項及び同法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第5条第1号の規定に基づき宅地建物取引業者名簿に当該処分の年月日及び内容が登載され、一般の閲覧に供されることとなる。

これに対し、業法第71条に基づく「行政指導」は、法的な拘束力はなく、また行政指導の有無や内容等の公表について法令上定められておらず、実施機関の説明によると、実際に行政指導の事実の有無については公開されていない。

ウ 条例第13条第3号該当性について

（ア） 条例第13条第3号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とし、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

不開示情報について、条例第13条第3号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」と規定し、「ア 開示することにより、当該法人等又は、当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示とすることとしたものである。

これは、法人等又は事業を営む個人には社会の構成員として自由な事業活動が認められ、その活動を通じて社会全体の利益に寄与しており、その適正な活動は、社会の維持存立と発展のために尊重され、保護されなければならない。したがって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある情報等については、不開示とすることとしたものである。

本件請求内容に係る保有個人情報は、仮に存在するとすれば、本件対象事業者が行政指導を受けたという事実が記録されていると考えられることから、条例第13条第3号の法人等に関する情報であることは明らかである。

(イ) 条例第13条第3号ア該当性

同号アの「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは、例えば、法人等の生産、技術、販売、営業等に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業活動における競争上の地位等を害するおそれがあるもの、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの、その他開示することにより、法人等の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

本件請求内容に係る保有個人情報、仮に存在するとすれば、実施機関は、業法違反についての行政指導の内容について公表していないことから、当該法人等にとって名誉、社会的評価を損なう情報であり、開示されることにより、当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) 条例第13条第3号ただし書該当性

同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは、当該情報を開示することにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必然性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものであるが、業法に基づく特定の事業者に対する行政指導の内容について、同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって、本件請求内容に係る保有個人情報を条例第13条第3号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

エ 公文書の存否を含めて不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第16条について

条例第16条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できると定めたものである。

(1) 処分の妥当性

本件請求内容に係る保有個人情報、仮に存在するとすれば、上記ウで述べたとおり、条例第13条第3号に該当すると認められることから、本件請求内容に係る保有個人情報の存否を答えることは、本件対象事業者に対する行政指導の事実の有無という、条例第13条第3号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当であると認められる。

オ 裁量的開示について

(ア) 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(1) 条例第15条該当性

異議申立人は、異議申立人本人やその親族が直面する状況等を捉えて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。」旨を主張している。

しかしながら、上記ウのとおり、本件請求内容に係る保有個人情報は、条例第13条第3号の不開示情報に該当するものと認められるところ、特定の事業者に対する行政指導の事実の有無を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

カ その他の主張について

異議申立人は、実施機関が行った監督処分に係る事実認定等についても主張しているが、開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報の一部開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成20年3月12日付けで、「2005年12月31日に婦人相談所に避難した際、被害届を出したい旨を伝え、資料を提出したが、その後の処理について、公文書等書かれている私に関する内容の情報開示請求」及び「職員の対応状況について、私の事案がどのように処理されたのか明確になるように、私に関する記録」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年4月10日付け子ども第23号で「あなたが平成17年12月31日に来所された際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票中のあなたに関する情報」につき、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年6月6日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が、異議申立書及び意見書で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は改ざんされており、側が起こした暴力事件の隠蔽のため、弁護士等により、先方の利益につながるよう捏造された文章である。

不開示部分についても、同様の理由で信憑性は全くない。

私と私の親族を侮辱する人権侵害を助長する決定を不当と考えるため、異議を申し立てる。

イ 一部開示された私の個人情報、事実と相違し、巧妙に改ざん、捏造されたものである。先方利益になるように後追いで作成されている。職員らの不正行為を隠蔽するため不都合な情報は省かれるなど非常に犯罪性の高い様相を呈している。処分決定前提としての行政庁の事実認定に誤りがある。この場合、裁量権の踰越、濫用に該当する。

ウ 条例15条の裁量的開示に該当する（犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上、有用性が配慮されるべき）と考えるので、処分の取り消しを求めたい。

また、私個人と親族の生命・財産等を守るという生存権に直結する事態につき、条例第13条第2号ただし書きイ、ウの絶対的公開事由にも該当するので、私は処分の取り消しを求め、行政庁の長の早急な対応を切に願う。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている婦人相談所の「相談記録票」は、相談者に対応するため、相談員が相談内容等を時系列で記録しているものである。

(2) 一部開示決定の理由

ア 異議申立人以外の個人に関する情報が記録されている部分

開示請求者以外の第三者に関する情報は、個人の権利利益の十分な保護を図ることから、条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当し、不開示とした。

ただし、「 」、「 」、「 」については、大学の教授及び宗教法人の創始者であり、同号アに該当する慣行として開示請求者が知ることができるものとして、開示することとした。また、「 」、「 」は、鹿児島市役所の職員、「 」、「 」は県職員であることから、同号ウに該当する公務員である職員についても開示することとした。

イ 法人等に関する情報が記録されている部分

法人に関する情報は、開示することにより、風評被害等により営業及び収益に支障を及ぼすおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第13条第3号（法人等に関する情報）のアに該当し、不開示とした。

ただし、「 」については、宗教法人であり当該法人の権利等を害するおそれはないとして開示することとした。

ウ 事務及び事業に関する情報が記録されている部分

県の機関及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報は、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、評価、診断、指導等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号（事務又は事業に関する情報）のウに該当し、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年7月4日	諮問を受けた。
8月4日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
8日4日	異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
9月24日	異議申立人から意見書を受理した。
平成21年8月24日	諮問の審議を行った。
10月28日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
12月22日	諮問の審議を行った。
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
5月28日	諮問の審議を行った。
6月23日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として、実施機関が特定したのは、「異議申立人が、平成17年12月31日に来所した際の一時保護の決定から廃止までの相談記録票」中の異議申立人に関する情報である。

実施機関は、同相談記録票の「異議申立人以外の個人に関する情報が記録されている部分」（以下「本件不開示情報1」という。）、「法人等に関する情報が記録されている部分」（以下「本件不開示情報2」という。）及び「事務及び事業に関する情報が記録されている部分」（以下「本件不開示情報3」という。）を、それぞれ条例第13条第2号、第3号ア及び第7号ウに規定する不開示情報に該当するとして一部開示決定を行った。

異議申立人は、実施機関の一部開示決定処分の取り消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号、第3号ア及び第7号ウの不開示情報に該当するかどうか及び異議申立人が主張する条例第15条に該当するかどうかについて判断する。

イ 第三者情報（条例第13条第2号）該当性について

㊦ 条例第13条第2号について

条例第13条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないと定めたものである。

この条各号のうち、第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 本件不開示情報1の条例第13条第2号該当性

本件不開示情報1は、個人の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、条例第13条第2号本文の不開示情報に該当することは明らかであるので、同号ただし書の該当性について検討する。

実施機関が不開示とした警部補又は同相当職以下の警察職員の氏名、鹿児島県婦人相談所（現在は鹿児島県女性相談センター）の非常勤職員の氏名及び特定の個人の氏名については、これを公表している事情は認められないことから、同号ただし書アの情報には該当しないものと認められる。

また、異議申立人は、同号ただし書イに規定する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報に該当すると主張するが、本件不開示情報1が同号ただし書イの情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

さらに、同号ただし書ウが公務員の職及び職務遂行の内容に関する情報について適用されるところ、実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び婦人相談所の職員の氏名がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 法人等情報（条例第13条第3号）該当性について

(ア) 条例第13条第3号について

条例第13条第3号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人等を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。」と規定し，「ア 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」，「イ 実施機関の要請を受けて，開示しないと条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については，同号ただし書に該当する場合を除き，不開示とすることとしたものである。

(1) 本件不開示情報2の条例第13条第3号ア該当性

同号アの「開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある情報とは，例えば，法人等の生産，技術，販売，営業等に関する情報であって，開示することにより，法人等の事業活動における競争上の地位を害するおそれがあるもの，法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって，開示することにより，法人等の公正な事業運営を害するおそれがあるもの，その他開示することにより，法人等の名誉，信用，社会的評価，社会的活動の自由等を害するおそれがあるものが考えられる。

本件不開示情報2は，特定の事業者の名称であるが，相談記録票において，関係者の相談者本人への対応について，相談内容として記録されたものと考えられる。

記載されている相談内容は，当該法人等にとって名誉，社会的評価を損なう情報であり，開示されることにより，当該法人等の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) 本件不開示情報2の条例第13条第3号ただし書該当性

条例第13条第3号ただし書は，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

これは，当該情報を開示することにより保護される人の生命，健康等の利益と，これを開示しないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し，前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には，当該情報を開示しなければならないとするものであるが，本件不開示情報2が同号ただし書の情報に該当するとすべき事情は見当たらない。

したがって，本件不開示情報2を条例第13条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 本件不開示情報 3 の事務事業情報（条例第13条第 7 号）該当性について

(7) 条例第13条第 7 号について

条例第13条第 7 号本文では、「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれ，その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

さらに，同号本文の「次に掲げるおそれ」として，同号ウでは「評価，診断，選考，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

本件対象保有個人情報である婦人相談所相談記録票は，実施機関が行う業務の一環として作成した文書であることから，同号本文の「県の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

実施機関は，県の機関及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報は，当該事務又は事業の性質上，開示することにより，評価，診断，指導等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

そこで，条例第13条第 7 号ウの該当性について，検討する。

(1) 本件不開示情報 3 の条例第13条第 7 号ウ該当性

鹿児島県婦人相談所（現在は鹿児島県女性相談センター）は，要保護女子の保護更生を図るための公の施設として県が設置しているものであり，電話相談や来所相談に応じているほか，短期間の一時保護も行っている。

同相談所の相談記録票は，相談者に対応するため，相談者本人の住所，氏名，年齢，性別及び相談内容を記録しているものである。

相談記録においては，事務遂行上の必要から相談者の評価についても記載することは当然あるものと考えられるが，そのような情報が無制限に第三者に開示されることとなると，今後，評価に必要な情報が提供されなくなるなど，県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

また，相談の内容によっては関係の専門機関との連絡調整，情報交換が必要なものもあり，関係機関との連絡調整・情報交換の内容が開示されることとなると，相手方の任意の協力が得られなくなるなど，県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

さらに，個人とのやりとりについても，相手方が守秘的な姿勢を示したりするなど，県の行う相談業務の円滑な執行に支障を生じるおそれが出てくることが十分に予想される。

以上のことから、本件不開示情報3が開示されることとなると、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象不開示情報3を条例第13条第7号ウに該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ 裁量的開示（条例第15条）該当性について

(ア) 条例第15条について

条例第15条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第4号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。これは開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができるとするものである。

(イ) 条例第15条該当性

異議申立人は、意見書の中で主張する事実を踏まえて「犯罪捜査や汚職報道に利用される等公益上有用性が配慮されるべきなので行政庁の長の裁量的開示が求められる。」旨を主張している。

しかしながら、上記イ、ウ及びエのとおり、本件請求内容に係る保有個人情報は、条例第13条第2号、第3号又は第7号の不開示情報に該当するものと認められるところ、本件情報を開示することが、開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するために必要があるとは認められない。このことから、条例第15条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に、裁量権に関する逸脱又は濫用があるとは認められない。

カ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成20年6月17日付けで、「平成20年4月21日付け鹿相第25号保有個人情報一部開示決定通知書において開示した保有個人情報」の訂正請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成20年7月16日付け鹿相第49号で不訂正決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成20年9月22日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

本件審査請求人が、審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 一部開示された私の個人情報は捏造されていた。「元会員の」という人物など私は知り得ない。事実は、の と の不法行為により甚大な被害を被ったと申告し、刑事告訴したい旨申し出たのである。訂正請求時には資料も添付している。

条例27条第1項で訂正の申し出は請求権として制度化された。これは当該個人情報 が正確であるかどうかについて最もよく判断できる本人に情報訂正を主張する機会を確保するものである。本人が事実でないとして申し出ているのに、的外れの理由で訂正がなされないのは、私の請求権の侵害であると同時に不正確な個人情報に基づく行政処分により私の権益を侵犯するものであるので、私は、この処分の取り消しを求め、人権を回復したい。

イ 不訂正決定処分の取消しを求める理由は、資料の通りであり、裁決の前提としての行政庁の事実認定の誤りがあることを指摘したい。即ち裁量権行使の前提を欠くことになるので、裁量権の踰越(逸脱)濫用に該当すると考えられるので、私はこの決定を不当と考え、処分の取消しを求める。

また、私は、この請求の後、各機関との手続きを進め、意見書を提出し、話し合いをして参ったが、一部警察職員の不祥事が判明、悪質な虐待、不正行為により生死に関わる甚大な被害を受け、重大な犯罪被害も被ったので、身内かばいや不祥事隠蔽につながる処分理由説明は認められない。

今回は、その後の状況がわかる資料を添付し、事実確認を促し、適正な警察活動がなされることを切に願う。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

審査庁から提出された実施機関の処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報について

対象保有個人情報が記載されている「苦情・相談等事案処理票」は、県民等から寄せられる苦情、相談等について、その受理から処理に至るまでの事務を一元的に管理し、組織的かつ適切に遂行するため、申出者の氏名、住所等の個人情報を登録した「鹿児島県警察苦情・相談等事案処理システム」から出力したものである。

本件訂正請求に係る保有個人情報は、平成19年8月21日に受理された「苦情・相談等事案処理票」中の「申出内容」欄に記載されており、同処理票は苦情・相談等を受理した警察職員が申出者の申し出た内容等をそのまま記載したものである。

(2) 不訂正決定処分の理由

条例第28条の「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときとしている。適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなり、実施機関の長としては、訂正決定を行うことはできないとしている。

本件訂正請求の対象となっている保有個人情報に関し、訂正請求者(審査請求人)が条例第27条第2項に基づき提出した「訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類等」を基に必要な調査(対象保有個人情報の受理者からの聞き取り等)を実施したが、訂正を求める内容が事実と合致しているか否か判明しない。

また、当該保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじまない情報であり、調査結果からも正確な事実が何であるか明らかでなく、正誤の判定ができないため、「訂正請求に理由がある」とは認められず、訂正決定を行うことができないため、条例第28条ただし書の「その他訂正をしないことにつき正当な理由があるとき」に該当し、不訂正とした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月9日	諮問を受けた。
11月12日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月13日	審査請求人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。
平成21年1月19日	審査請求人から意見書を受理した。
10月28日	諮問の審議を行った。
12月22日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
平成22年1月29日	諮問の審議を行った。
7月28日	諮問の審議を行った。
8月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が平成20年4月21日付けで一部開示決定により開示した、審査請求人に係る保有個人情報について、なされたものである。

訂正を求める部分は、平成19年8月21日受理の「苦情・相談等事案処理票」中の「申出内容」欄の1行目、「叔父に知られたくなくて」（以下「請求事項1」という。）の部分及び22行目の特定の個人名（以下「請求事項2」という。）である。

実施機関は、訂正を求める内容が事実と合致しているか否か判明しない、また、当該保有個人情報は、客観的な正誤の判定になじまない情報であり、調査結果からも正確な事実が何であるか明らかでなく、正誤の判定ができないため不訂正としたと説明している。

イ 訂正請求の対象情報(条例第26条)について

訂正請求については、条例第26条第1項において、同項第1号ないし第3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

個人情報には、事実に関するものと評価・判断等に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、訂正請求の対象にはならないと解される。

ウ 請求事項 1 の訂正請求対象情報該当性について

審査庁は、処分理由説明書において、審査請求人が提出した書類等を基に対象保有個人情報受取者からの聞き取り等を実施したが、訂正を求める内容が事実と合致しているか否か判明しない旨説明する。

しかしながら、請求事項 1 は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報であるが、当該内容は、「知られたくない」という個人の心情の部分に係る訂正請求で、客観的な正誤の判定になじまない情報であると考えられる。

したがって、請求事項 1 に係る訂正請求については、条例第 26 条の訂正を請求することができる保有個人情報に該当するとは認められない。

エ 請求事項 2 の訂正請求対象情報該当性について

請求事項 2 は、審査請求人が別途、条例に基づく保有個人情報開示請求により実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報であることから、条例第 28 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

また、当審査会において、請求事項 2 にかかる対象保有個人情報を見分したところ、当該訂正請求部分は、苦情・相談の申出内容における個人の氏名であることから、条例第 26 条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

オ 請求事項 2 の訂正の要否について

(ア) 条例第 28 条（保有個人情報の訂正義務）について

条例第 28 条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。ただし、当該訂正請求に係る保有個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

訂正請求の請求人は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分（「事実」に限る。）の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、実施機関に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要があり、仮に、訂正請求の請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第 28 条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断される。

(1) 請求事項 2 の訂正の要否

実施機関は、受理者への聞き取りの結果、受理票のとおり申出内容であったとする一方、審査請求人は、内容が誤っており、資料を添付して、本人が事実でないとし出ているとしている。

しかしながら、当審査会において審査請求書、意見書及び添付資料並びに実施機関の説明を踏まえて検討したところ、請求事項 2 に係る部分の記載が事実でないという客観的な根拠は示されていないことから、審査会としては当該請求対象部分が事実と異なると判断できる具体的な根拠を認めることができない。

したがって、請求事項 2 に係る訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、条例第 28 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

カ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

